

平成29年度調査
駅前放置自転車等の現況と対策

 東京都青少年・治安対策本部

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	49
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成28年度)	49
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成28年度)	50
(4) 処分の内訳(区市町村別)	51
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	54
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	55

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	59
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	61
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	63

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	64
(3) 区市町村における対策費の概況	65
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	66
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	67
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	71
(2) 条例の主な制定内容	72
5 放置禁止区域等の指定状況	84
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	86
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	90
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	95

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	99
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	101
3 社会資本整備総合交付金(道路事業)	103
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	108
5 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))	109
6 特別区都市計画交付金(都支出金)	111
7 市町村土木費補助事業(都支出金)	114
8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	115
9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	117

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	129
2 自転車関係団体	136
3 関係法令等	139

－ 凡 例 －

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。

(4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。)の放置台数をいう。

(6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

平成29年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

平成29年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

平成28年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、平成27年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、平成28年度中に撤去した自転車等の中には、平成29年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（平成28年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（平成28年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・ 放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、平成29年度の調査では31,326台（前年度比 2,921台減少）となった。
- ・ 平成23年度までの調査方法（自転車100台以上、原付と自二については、合わせて50台以上のみを計上）による放置台数は、16,057台（前年度比 2,034台減少）となった。
- ・ 駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府（現 国土交通省）が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車対策に活かすため、都では**平成24年度調査から**、全国調査の方法（自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。）に加えて、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。なお、平成29年度から、全国調査は国土交通省の所管となった。

原付及び自二の放置台数については、平成23年度までの調査において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、平成25年度から、原付及び自二を全国調査の対象としないこととした。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を把握する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査の対象としている。

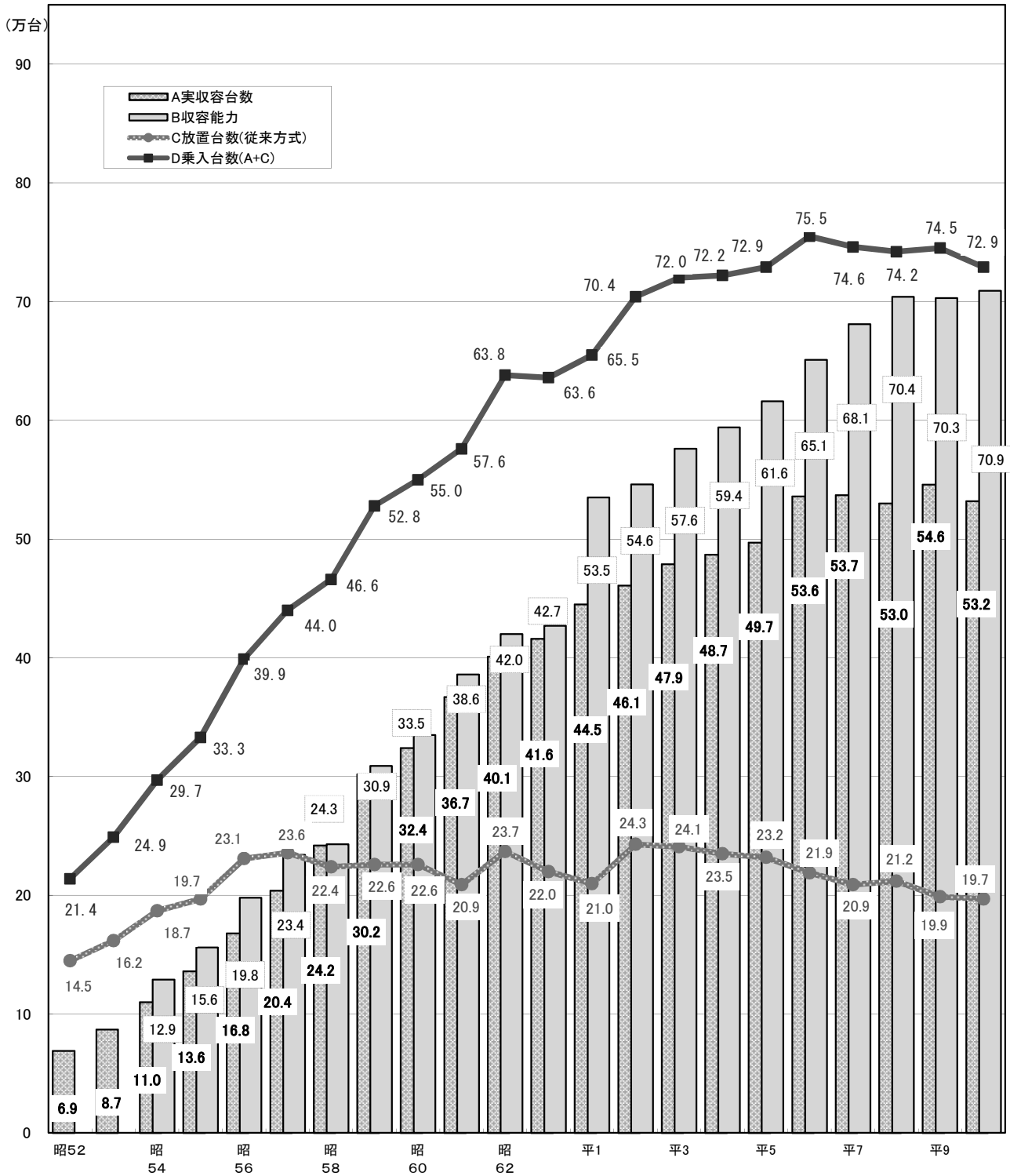
（調査対象となる駅）

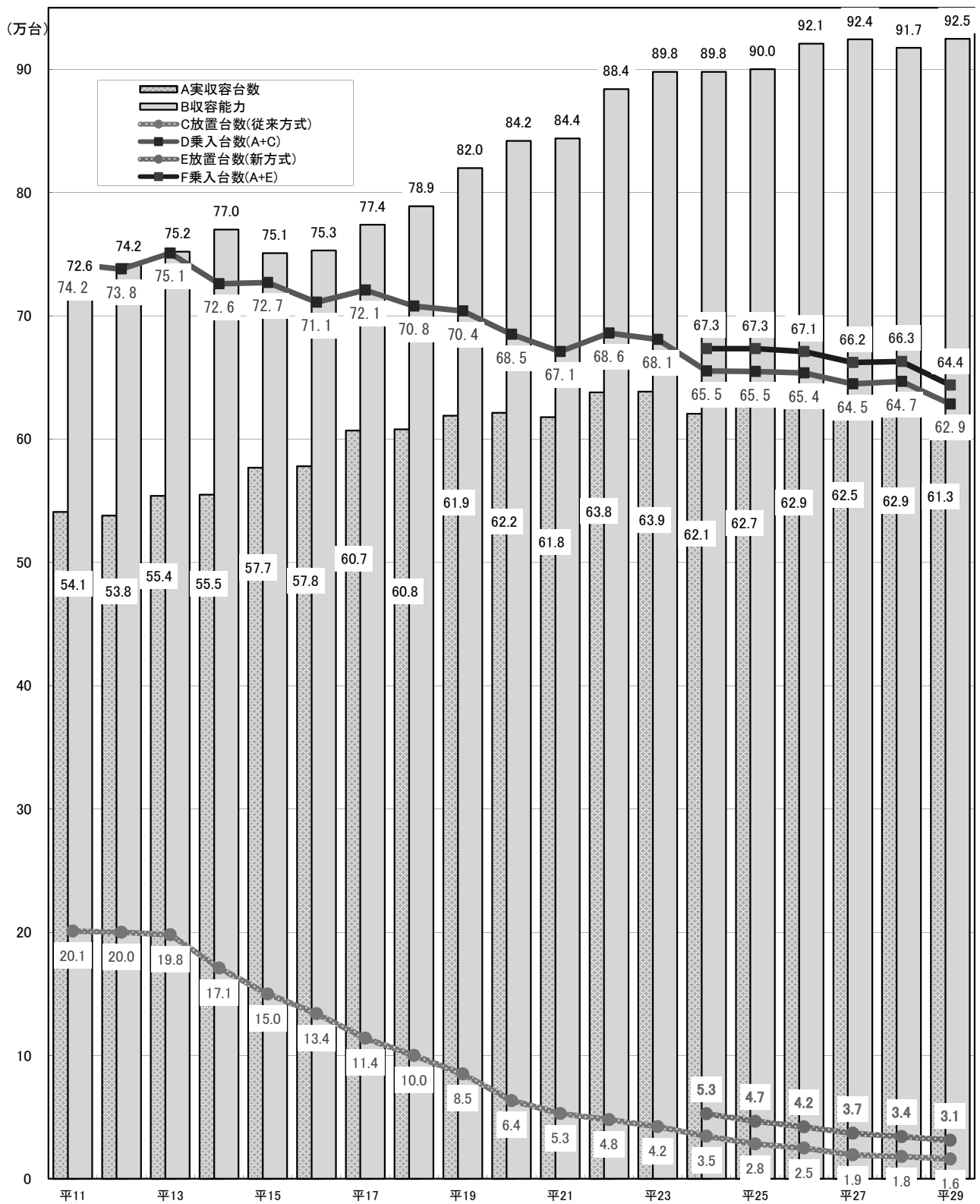
	～平成23年度		平成24・26・28年度		平成25・27年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	合わせて50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査 (内閣府)					100台以上	

	平成29年度	
	自転車	原付・自二
都調査	1台以上	各1台以上
全国調査 (国土交通省)	100台以上	

<下図の凡例について>

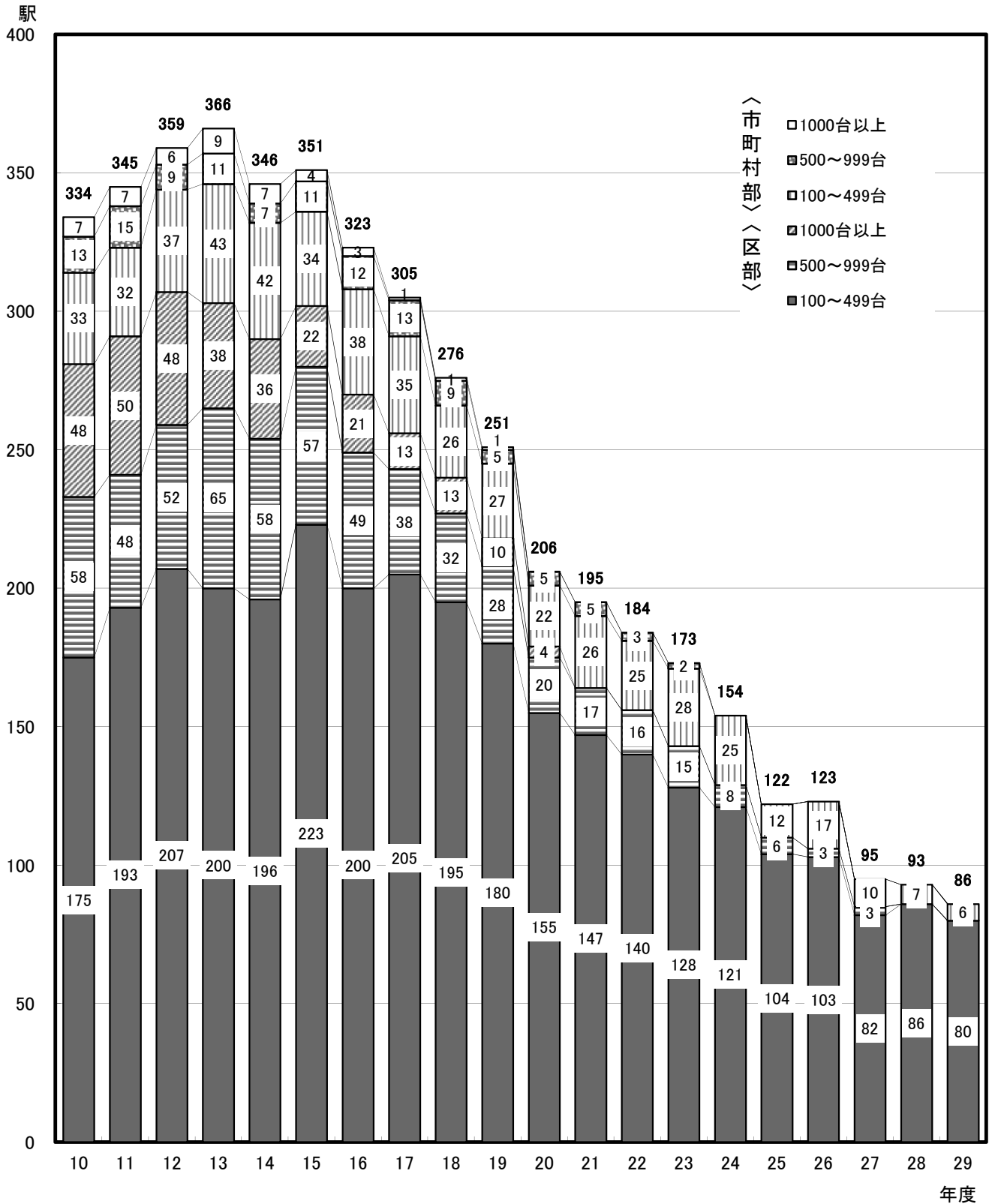
C 放置台数（従来方式）：自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上
 E 放置台数（新方式）：自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は86駅である。
- ・駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時(平成13年)の約4分の1であり、区部が93%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)				放置自転車のある駅数(箇所)				自転車の 放置率 (%)
	自転車	原付	自二	計	1～99 台	100～499 台	500～999 台	計	
合計	28,956	1,474	896	31,326	493	86		579	4.7
区部計	26,069	1,288	827	28,184	382	80		462	6.5
千代田区	2,883	44	56	2,983	3	12		15	56.0
中央区	1,947	10	27	1,984	14	7		21	47.6
港区	1,438	45	42	1,525	30	2		32	23.3
新宿区	1,209	38	28	1,275	30	1		31	17.4
文京区	783	37	11	831	18	1		19	24.0
台東区	1,903	60	32	1,995	3	10		13	26.6
墨田区	774	108	47	929	10	4		14	6.4
江東区	1,172	96	74	1,342	23	2		25	7.9
品川区	1,182	79	15	1,276	23	4		27	12.4
目黒区	383	33	32	448	11	1		12	6.2
大田区	1,048	55	74	1,177	28	4		32	3.4
世田谷区	1,502	57	81	1,640	37	3		40	3.6
渋谷区	2,535	69	88	2,692	10	9		19	27.8
中野区	605	49	37	691	13	1		14	4.7
杉並区	1,073	97	64	1,234	20	3		23	3.5
豊島区	473	16	19	508	15	1		16	4.0
北区	1,157	43	24	1,224	14	2		16	6.7
荒川区	745	16		761	8	3		11	8.8
板橋区	1,363	144	51	1,558	18	4		22	6.9
練馬区	507	31	20	558	22			22	1.4
足立区	110	10	5	125	16			16	0.3
葛飾区	1,047	117		1,164	7	5		12	3.1
江戸川区	230	34		264	9	1		10	0.7
市部計	2,878	186	69	3,133	109	6		115	1.3
八王子市	368	38	14	420	10	2		12	2.1
立川市	307	15	4	326	4	1		5	3.0
武蔵野市	94	12	2	108	3			3	0.4
三鷹市	145	2		147	4			4	2.0
青梅市	19	1		20	5			5	0.5
府中市	138	9	3	150	10			10	1.5
昭島市	7			7	3			3	0.1
調布市	274	17	12	303	8	1		9	2.0
町田市	54	8	5	67	5			5	0.3
小金井市	12			12	2			2	0.2
小平市	39	3		42	6			6	0.3
日野市	335	29	9	373	9			9	3.4
東村山市	174	1		175	8	1		9	1.8
国分寺市	26	23	3	52	3			3	0.4
国立市	36			36	2			2	0.7
福生市	31	2		33	2			2	1.3
狛江市	57	5		62	3			3	1.1
東大和市	479			479	1	1		2	9.0
清瀬市	22	3		25	2			2	0.4
東久留米市	18			18	1			1	0.4
武蔵村山市	31			31	2			2	100.0
多摩市	35	2	2	39	4			4	1.0
稲城市	10			10	5			5	0.2
羽村市	12			12	2			2	0.3
あきる野市									
西東京市	155	16	15	186	5			5	1.0
町村部計	9			9	2			2	0.7
瑞穂町	6			6	1			1	0.5
日の出町	3			3	1			1	100.0
檜原村									
奥多摩町									

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

平成29年度調査 放置自転車台数マップ

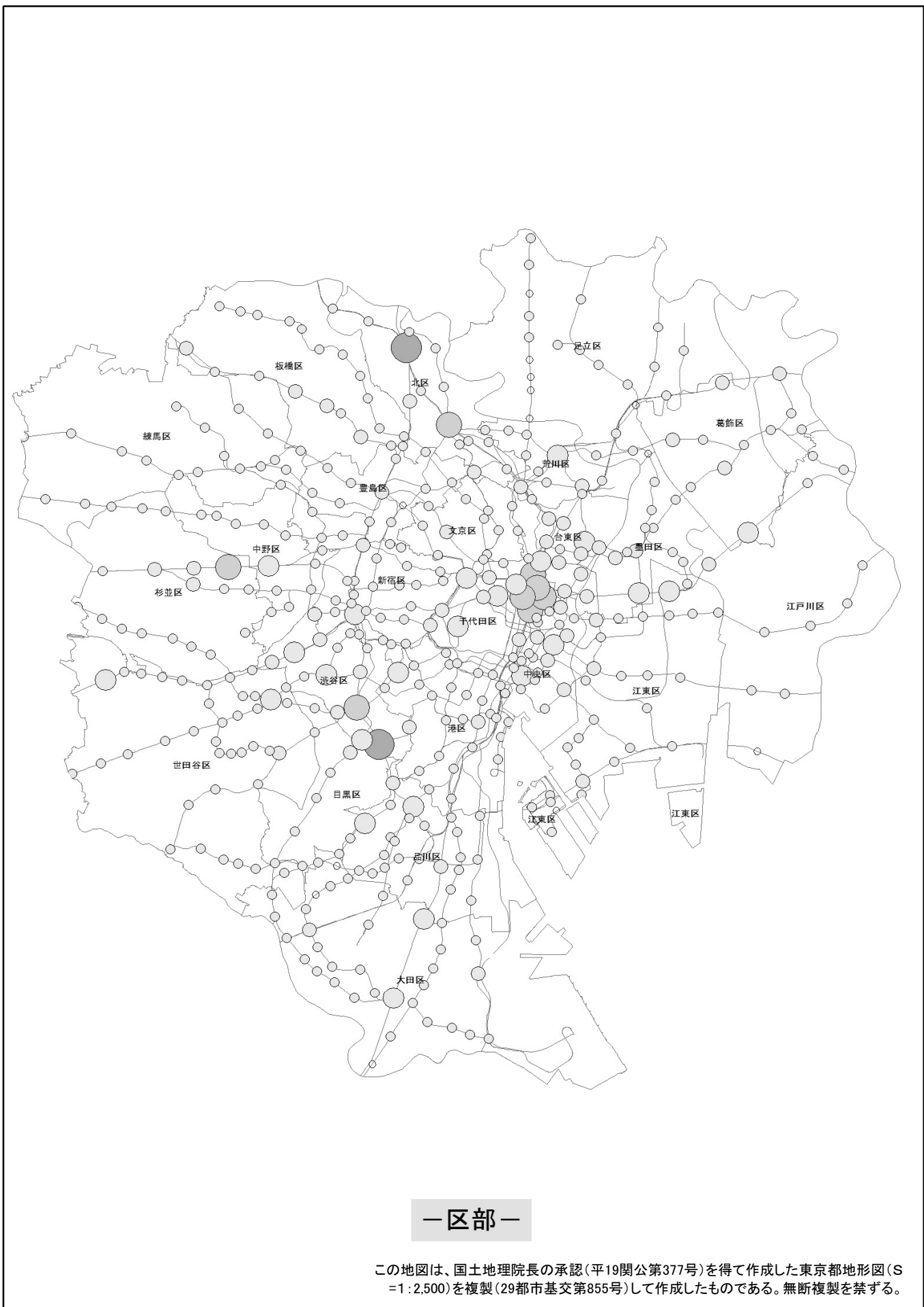


H29放置自転車台数
(原付、自動二輪を含む)

- 0台
- 1 - 100台
- 101 - 200台
- 201 - 300台
- 301 - 400台
- 401台以上

— 多摩部 —

この地図は、国土地理院長の承認(平19関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(29都市基交第855号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



— 区部 —

この地図は、国土地理院長の承認(平19関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(29都市基交第855号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
総数		28,956	1,474	896	31,326	593,597	18,916	612,513	888,610	36,233	924,843	643,839
区部計		26,069	1,288	827	28,184	373,546	6,996	380,542	537,457	13,887	551,344	408,726
千代田区	有楽町駅	87	1	0	88	213	0	213	244	0	244	301
	東京駅	109	1	0	110	0	0	0	0	0	0	110
	* 神田駅	338	0	0	338	214	23	237	214	23	237	575
	* 秋葉原駅	287	7	11	305	656	32	688	739	32	771	993
	* 御茶ノ水駅	188	4	7	199	80	10	90	80	10	90	289
	* 水道橋駅	117	3	5	125	127	10	137	127	10	137	262
	* 飯田橋駅	154	4	1	159	270	20	290	270	20	290	449
	* 市ヶ谷駅	80	2	0	82	85	7	92	85	10	95	174
	* 四ツ谷駅	52	0	3	55	160	20	180	160	20	180	235
	* 岩本町駅	311	2	2	315	38	0	38	38	0	38	353
	小川町駅、淡路町駅	279	9	16	304	0	0	0	0	0	0	304
	神保町駅	247	9	6	262	49	0	49	64	0	64	311
	* 九段下駅	116	0	2	118	95	15	110	95	15	110	228
末広町駅	311	1	2	314	0	0	0	0	0	0	314	
半蔵門駅	207	1	1	209	0	0	0	0	0	0	209	
* 大手町駅	0	0	0	0	275	43	318	1,209	79	1,288	318	
計	2,883	44	56	2,983	2,262	180	2,442	3,325	219	3,544	5,425	
中央区	銀座駅	68	0	0	68	17	0	17	50	0	50	85
	東銀座駅	239	0	0	239	172	0	172	400	0	400	411
	* 銀座一丁目駅	80	0	0	80	0	0	0	0	0	0	80
	* 築地駅	80	0	0	80	90	20	110	226	20	246	190
	* 築地市場駅	42	0	1	43	70	30	100	516	30	546	143
	* 新富町駅	48	0	1	49	52	32	84	184	32	216	133
	京橋駅	57	1	1	59	37	0	37	108	4	112	96
	宝町駅	63	0	1	64	89	0	89	90	0	90	153
	* 八丁堀駅	127	0	2	129	102	0	102	261	0	261	231
	茅場町駅	228	1	1	230	49	0	49	100	0	100	279
	新日本橋駅	33	0	1	34	0	0	0	0	0	0	34
	小伝馬町駅	72	4	3	79	0	0	0	0	0	0	79
	三越前駅	66	0	0	66	14	1	15	69	30	99	81
	日本橋駅	185	1	1	187	0	0	0	0	0	0	187
	水天宮前駅	107	0	0	107	229	0	229	471	0	471	336
	* 人形町駅	54	1	1	56	151	0	151	189	0	189	207
	* 浜町駅	37	1	0	38	50	53	103	262	53	315	141
馬喰町駅、馬喰横山駅、東日本橋駅	137	1	3	141	58	0	58	159	0	159	199	
* 勝どき駅	26	0	2	28	305	0	305	718	0	718	333	
* 月島駅	141	0	7	148	376	26	402	1,277	26	1,303	550	
* 東京駅	57	0	2	59	280	0	280	465	0	465	339	
計	1,947	10	27	1,984	2,141	162	2,303	5,545	195	5,740	4,287	
港区	* 新橋駅	21	5	1	27	348	0	348	408	0	408	375
	* 浜松町駅	15	0	0	15	220	26	246	238	50	288	261
	* 田町駅、三田駅	56	4	0	60	1,017	34	1,051	1,700	58	1,758	1,111
	* 品川駅	26	2	4	32	1,548	72	1,620	2,158	125	2,283	1,652
	芝公園駅	100	2	1	103	0	0	0	0	0	0	103
	御成門駅	35	3	6	44	0	0	0	0	0	0	44
	内幸町駅	31	0	0	31	0	0	0	0	0	0	31
	大門駅	30	1	0	31	0	0	0	0	0	0	31
	泉岳寺駅	56	3	11	70	0	0	0	0	0	0	70
	高輪台駅	16	1	0	17	0	0	0	0	0	0	17
	神谷町駅	46	1	0	47	0	0	0	0	0	0	47
	* 六本木駅	79	0	0	79	158	0	158	344	0	344	237
	* 広尾駅	29	1	0	30	113	0	113	195	0	195	143
虎ノ門駅	21	0	0	21	72	0	72	72	0	72	93	
* 赤坂見附駅	10	0	0	10	68	0	68	68	52	120	78	

(注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。
・ 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。
・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
港区	* 青山一丁目駅	11	2	0	13	109	0	109	109	0	109	122
	外苑前駅	211	0	0	211	0	0	0	0	0	0	211
	赤坂駅	98	0	0	98	0	0	0	0	0	0	98
	乃木坂駅	46	1	0	47	97	0	97	97	0	97	144
	* 表参道駅	43	0	0	43	102	0	102	312	0	312	145
	汐留駅	38	8	5	51	0	0	0	0	0	0	51
	* 芝浦ふ頭駅	3	4	7	14	26	0	26	104	0	104	40
	日の出駅	21	1	0	22	0	0	0	0	0	0	22
	竹芝駅	9	0	4	13	0	0	0	0	0	0	13
	お台場海浜公園駅	67	2	0	69	193	6	199	217	20	237	268
	台場駅	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11
	溜池山王駅	48	1	0	49	0	0	0	0	0	0	49
	* 麻布十番駅	80	1	0	81	281	0	281	352	30	382	362
	六本木一丁目駅	86	0	2	88	0	0	0	0	0	0	88
* 白金高輪駅	17	2	1	20	237	0	237	385	0	385	257	
白金台駅	9	0	0	9	148	0	148	160	0	160	157	
赤羽橋駅	69	0	0	69	0	0	0	0	0	0	69	
計	1,438	45	42	1,525	4,737	138	4,875	6,919	335	7,254	6,400	
新宿区	* 新宿駅	133	3	8	144	1,088	49	1,137	1,949	196	2,145	1,281
	* 新宿西口駅	34	2	0	36	44	3	47	71	7	78	83
	* 西武新宿駅	90	2	0	92	124	0	124	188	7	195	216
	* 西新宿駅	23	1	0	24	224	0	224	308	0	308	248
	* 新大久保駅	73	0	4	77	301	18	319	840	105	945	396
	* 大久保駅	42	2	0	44	135	5	140	143	10	153	184
	* 四ツ谷駅	52	1	2	55	291	5	296	377	27	404	351
	* 信濃町駅	30	0	0	30	109	0	109	135	12	147	139
	* 四谷三丁目駅	81	1	1	83	170	0	170	286	0	286	253
	* 新宿御苑前駅	26	0	0	26	57	7	64	76	8	84	90
	* 新宿三丁目駅	8	3	5	16	104	0	104	223	0	223	120
	* 曙橋駅	52	3	1	56	167	46	213	280	79	359	269
	* 市ヶ谷駅	18	0	1	19	89	0	89	120	12	132	108
	* 飯田橋駅	82	2	0	84	139	8	147	188	21	209	231
	* 神楽坂駅	15	0	0	15	87	0	87	90	0	90	102
	* 早稲田駅	41	1	0	42	250	11	261	308	34	342	303
	* 高田馬場駅	93	6	0	99	912	34	946	1,144	113	1,257	1,045
	* 落合駅	10	0	0	10	72	0	72	99	0	99	82
	* 下落合駅	8	0	0	8	15	1	16	85	10	95	24
	* 中井駅	24	3	3	30	102	5	107	480	30	510	137
	* 都電早稲田駅	12	1	0	13	13	0	13	18	0	18	26
	都電面影橋駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	* 都庁前駅	77	5	0	82	466	0	466	919	0	919	548
	* 西新宿五丁目駅	50	0	0	50	235	5	240	262	16	278	290
	* 落合南長崎駅	11	0	0	11	63	0	63	81	9	90	74
	* 東新宿駅	67	1	2	70	258	0	258	344	0	344	328
	* 若松河田駅	9	0	1	10	96	10	106	109	14	123	116
* 牛込柳町駅	20	1	0	21	65	0	65	116	14	130	86	
* 牛込神楽坂駅	6	0	0	6	28	0	28	45	0	45	34	
* 国立競技場駅	0	0	0	0	4	0	4	7	0	7	4	
* 西早稲田駅	8	0	0	8	17	0	17	68	0	68	25	
* 初台駅	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	11	
計	1,209	38	28	1,275	5,725	207	5,932	9,359	724	10,083	7,207	
文京区	* 新大塚駅	5	0	0	5	33	0	33	90	0	90	38
	* 茗荷谷駅	121	4	0	125	289	0	289	460	0	460	414
	* 後楽園駅	63	2	0	65	563	0	563	854	0	854	628
	* 本郷三丁目駅	79	0	0	79	139	0	139	237	0	237	218
	御茶ノ水駅	30	0	1	31	0	0	0	0	0	0	31
	湯島駅	14	1	0	15	32	0	32	42	0	42	47
	* 根津駅	45	10	3	58	40	0	40	55	0	55	98
	* 千駄木駅	30	0	0	30	76	0	76	77	0	77	106
	* 護国寺駅	25	5	0	30	60	0	60	150	0	150	90
	* 江戸川橋駅	56	6	0	62	206	0	206	340	0	340	268
* 飯田橋駅	17	0	2	19	68	0	68	110	0	110	87	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	26	3	0	29	70	0	70	120	0	120	99
	* 本駒込駅	7	0	0	7	79	0	79	104	0	104	86
	* 駒込駅	73	1	2	76	0	0	0	0	0	0	76
	* 巣鴨駅	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	* 千石駅	41	0	0	41	290	0	290	417	0	417	331
	* 白山駅	58	1	2	61	124	0	124	210	0	210	185
	* 春日駅	85	3	1	89	254	0	254	262	0	262	343
	* 水道橋駅	6	1	0	7	152	0	152	198	0	198	159
計	783	37	11	831	2,475	0	2,475	3,726	0	3,726	3,306	
台 東 区	* 鶯谷駅	139	6	6	151	854	0	854	854	0	854	1,005
	* 御徒町駅、上野御徒町駅、 上野広小路駅、仲御徒町駅	252	6	2	260	713	0	713	1,049	0	1,049	973
	* 上野駅	166	8	0	174	855	15	870	980	23	1,003	1,044
	* 稲荷町駅	59	2	0	61	95	0	95	95	0	95	156
	* 入谷駅	169	1	0	170	235	13	248	476	22	498	418
	* 三ノ輪駅	68	1	2	71	299	0	299	402	0	402	370
	* 浅草駅	159	4	8	171	1,190	0	1,190	1,262	0	1,262	1,361
	* つくばエクスプレス浅草駅	287	7	4	298	315	0	315	760	0	760	613
	* 田原町駅	194	3	1	198	0	0	0	0	0	0	198
	* 浅草橋駅	101	6	5	112	246	15	261	534	75	609	373
	* 蔵前駅	129	3	2	134	151	0	151	270	0	270	285
* 新御徒町駅	172	13	2	187	169	0	169	680	0	680	356	
* 日暮里駅	8	0	0	8	130	0	130	250	0	250	138	
計	1,903	60	32	1,995	5,252	43	5,295	7,612	120	7,732	7,290	
墨 田 区	* 押上駅	176	18	5	199	2,819	21	2,840	3,937	78	4,015	3,039
	* 小村井駅	1	1	2	4	112	0	112	379	0	379	116
	* 鐘ヶ淵駅	48	7	2	57	202	5	207	469	19	488	264
	* 菊川駅	20	13	7	40	197	0	197	269	0	269	237
	* 錦糸町駅	167	39	8	214	4,435	21	4,456	6,449	135	6,584	4,670
	* 京成曳舟駅	20	0	1	21	811	4	815	1,808	20	1,828	836
	* とうきょうスカイツリー駅	20	2	2	24	299	0	299	1,380	0	1,380	323
	* 東あずま駅	2	8	0	10	78	0	78	102	0	102	88
	* 東向島駅	18	1	2	21	347	0	347	528	0	528	368
	* 曳舟駅	17	0	1	18	639	5	644	893	8	901	662
	* 本所吾妻橋駅	158	7	9	174	331	0	331	415	0	415	505
	* 森下駅	9	1	0	10	0	0	0	0	0	0	10
	* 八広駅	18	1	3	22	433	8	441	632	38	670	463
	* 両国駅	100	10	5	115	704	0	704	814	0	814	819
計	774	108	47	929	11,407	64	11,471	18,075	298	18,373	12,400	
江 東 区	* 東陽町駅	71	3	5	79	882	15	897	1,273	54	1,327	976
	* 亀戸駅	218	8	5	231	1,441	32	1,473	3,619	84	3,703	1,704
	* 亀戸水神駅	9	0	0	9	96	0	96	96	0	96	105
	* 南砂町駅	11	0	0	11	1,789	14	1,803	2,682	67	2,749	1,814
	* 新木場駅	8	2	7	17	377	21	398	608	45	653	415
	* 住吉駅	63	7	1	71	950	6	956	1,027	26	1,053	1,027
	* 西大島駅	42	2	1	45	430	0	430	644	0	644	475
	* 大島駅	62	3	1	66	207	14	221	705	19	724	287
	* 東大島駅	26	0	0	26	1,149	5	1,154	1,503	25	1,528	1,180
	* 木場駅	44	6	1	51	813	0	813	1,108	0	1,108	864
	* 門前仲町駅	119	7	9	135	847	25	872	1,608	34	1,642	1,007
	* 清澄白河駅	68	4	5	77	612	13	625	612	30	642	702
	* 森下駅	99	11	6	116	383	8	391	450	10	460	507
	* 潮見駅	17	0	2	19	312	5	317	435	20	455	336
	* 越中島駅	8	0	0	8	220	0	220	300	0	300	228
	* 辰巳駅	20	1	0	21	849	0	849	1,669	0	1,669	870
	* 豊洲駅	74	6	5	85	2,040	38	2,078	3,816	46	3,862	2,163
	* 東雲駅	27	6	6	39	198	2	200	238	10	248	239
	* 東京レポート駅 国際展示場駅、有明駅	1 89	0 11	0 17	1 117	64 0	1 0	65 0	190 0	10 0	200 0	66 117
* 新豊洲駅	21	0	0	21	0	0	0	0	0	0	21	
* 市場前駅	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
* 有明テニスの森駅	22	0	0	22	22	0	22	80	0	80	44	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	国際展示場正門駅	46	19	3	68	0	0	0	0	0	0	68
	青海駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テレコムセンター駅	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	船の科学館駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,172	96	74	1,342	13,681	199	13,880	22,663	480	23,143	15,222
品川区	* 大崎駅	11	1	0	12	943	116	1,059	1,168	249	1,417	1,071
	* 大井町駅	125	6	2	133	1,469	127	1,596	2,362	290	2,652	1,729
	* 戸越公園駅	22	1	0	23	88	0	88	134	0	134	111
	* 戸越駅	5	0	0	5	128	0	128	208	0	208	133
	* 中延駅	17	2	0	19	400	19	419	543	32	575	438
	* 新馬場駅	12	4	1	17	138	74	212	225	110	335	229
	* 旗の台駅	22	4	0	26	206	28	234	273	52	325	260
	* 五反田駅	204	22	8	234	440	41	481	461	99	560	715
	* 大井競馬場前駅	2	0	0	2	144	8	152	411	19	430	154
	* 下神明駅	1	0	0	1	67	0	67	169	0	169	68
	* 戸越銀座駅	44	3	0	47	35	1	36	114	3	117	83
	* 天王洲アイランド駅	18	4	2	24	155	37	192	314	133	447	216
	* 品川シーサイド駅	45	2	0	47	490	3	493	1,087	32	1,119	540
	* 大森駅	12	1	0	13	803	11	814	803	26	829	827
	* 西大井駅	43	3	0	46	299	2	301	527	11	538	347
	* 荏原町駅	32	4	0	36	160	2	162	253	4	257	198
	* 青物横丁駅	62	3	0	65	188	5	193	442	95	537	258
	* 立会川駅	14	1	0	15	187	40	227	277	87	364	242
	* 荏原中延駅	21	1	0	22	91	0	91	165	20	185	113
	* 西小山駅	42	2	0	44	589	18	607	1,031	27	1,058	651
	* 武蔵小山駅	228	3	1	232	773	11	784	1,025	30	1,055	1,016
	* 目黒駅	117	5	0	122	304	38	342	324	78	402	464
	* 不動前駅	11	1	0	12	186	0	186	200	0	200	198
北品川駅	12	1	0	13	32	37	69	44	38	82	82	
鮫洲駅	13	3	0	16	49	18	67	73	18	91	83	
大森海岸駅	13	2	1	16	0	0	0	0	0	0	16	
大崎広小路駅	34	0	0	34	0	0	0	0	0	0	34	
	計	1,182	79	15	1,276	8,364	636	9,000	12,633	1,453	14,086	10,276
目黒区	* 中目黒駅	114	12	10	136	1,406	12	1,418	2,713	45	2,758	1,554
	* 学芸大学駅	83	3	3	89	1,350	27	1,377	1,908	52	1,960	1,466
	* 都立大学駅	16	3	3	22	1,381	19	1,400	3,408	50	3,458	1,422
	* 自由が丘駅	20	3	1	24	243	0	243	511	0	511	267
	* 池尻大橋駅	16	4	7	27	362	18	380	621	30	651	407
	* 駒場東大前駅	10	4	2	16	88	2	90	132	5	137	106
	* 目黒駅	6	0	0	6	57	2	59	155	5	160	65
	* 祐天寺駅	51	0	4	55	512	4	516	1,010	7	1,017	571
	* 武蔵小山駅	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	* 西小山駅	42	2	2	46	42	5	47	114	8	122	93
	* 洗足駅	11	1	0	12	152	6	158	391	20	411	170
	* 大岡山駅	0	0	0	0	16	1	17	82	5	87	17
	* 緑が丘駅	10	1	0	11	226	2	228	407	7	414	239
	計	383	33	32	448	5,835	98	5,933	11,452	234	11,686	6,381
大田区	* 大森駅	191	8	19	218	3,759	16	3,775	4,154	50	4,204	3,993
	* 大森海岸駅	1	7	5	13	24	0	24	138	0	138	37
	* 平和島駅	3	0	3	6	1,391	5	1,396	1,551	16	1,567	1,402
	* 大森町駅	17	0	0	17	351	0	351	625	0	625	368
	* 梅屋敷駅	3	0	0	3	246	1	247	555	9	564	250
	* 馬込駅	13	3	2	18	523	18	541	620	24	644	559
	* 西馬込駅	7	2	5	14	505	0	505	505	0	505	519
	* 池上駅	75	5	2	82	462	9	471	605	17	622	553
	* 昭和島駅	130	1	0	131	293	0	293	293	0	293	424
	* 北千束駅	0	0	0	0	24	0	24	55	0	55	24
	* 大岡山駅	18	0	0	18	521	10	531	521	13	534	549
	* 長原駅	26	2	0	28	396	6	402	461	10	471	430
	* 洗足池駅	8	0	0	8	404	0	404	461	0	461	412
* 石川台駅	0	0	0	0	417	6	423	539	10	549	423	
* 雪が谷大塚駅	20	3	0	23	257	0	257	358	0	358	280	
* 御嶽山駅	132	5	0	137	128	0	128	128	0	128	265	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	29	1	1	31	242	0	242	302	0	302	273
	* 千鳥町駅	16	0	4	20	234	0	234	245	0	245	254
	* 田園調布駅	4	0	0	4	420	25	445	429	29	458	449
	* 多摩川駅	5	0	0	5	754	13	767	766	27	793	772
	* 沼部駅	2	0	0	2	35	0	35	50	0	50	37
	* 鶉の木駅	18	2	2	22	95	0	95	123	0	123	117
	* 蒲田駅	217	15	16	248	9,956	86	10,042	12,439	199	12,638	10,290
	* 京急蒲田駅	19	0	0	19	2,121	0	2,121	3,505	2	3,507	2,140
	* 蓮沼駅	1	0	0	1	41	17	58	138	30	168	59
	* 矢口渡駅	10	0	0	10	733	0	733	733	0	733	743
	* 武蔵新田駅	7	0	0	7	755	25	780	1,205	42	1,247	787
	* 下丸子駅	2	0	0	2	531	8	539	561	10	571	541
	* 雑色駅	13	0	0	13	1,129	13	1,142	2,242	15	2,257	1,155
	* 六郷土手駅	0	0	0	0	523	5	528	553	5	558	528
	* 糎谷駅	7	0	0	7	795	0	795	1,644	0	1,644	802
	* 大鳥居駅	5	0	0	5	700	15	715	828	23	851	720
* 穴守稲荷駅	2	0	0	2	226	0	226	361	0	361	228	
* 天空橋駅	2	0	0	2	207	10	217	280	20	300	219	
* 流通センター駅	45	1	15	61	174	18	192	174	18	192	253	
計	1,048	55	74	1,177	29,372	306	29,678	38,147	569	38,716	30,855	
世田谷区	* 池尻大橋駅	32	2	17	51	220	12	232	470	30	500	283
	* 三軒茶屋駅	149	4	9	162	2,290	36	2,326	3,091	66	3,157	2,488
	* 駒沢大学駅	82	4	5	91	698	10	708	698	18	716	799
	* 桜新町駅	45	3	11	59	2,189	31	2,220	2,444	67	2,511	2,279
	* 用賀駅	45	3	5	53	3,027	39	3,066	3,343	69	3,412	3,119
	* 二子玉川駅	20	4	3	27	4,324	116	4,440	6,046	188	6,234	4,467
	* 自由が丘駅	13	2	2	17	328	21	349	415	28	443	366
	* 九品仏駅	9	3	4	16	141	0	141	141	0	141	157
	* 尾山台駅	27	3	0	30	678	17	695	678	34	712	725
	* 等々力駅	14	2	2	18	342	23	365	342	24	366	383
	* 上野毛駅	14	2	0	16	362	0	362	419	0	419	378
	* 奥沢駅	14	2	1	17	186	0	186	200	0	200	203
	* 西太子堂駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	* 若林駅	13	2	1	16	0	0	0	0	0	0	16
	* 松陰神社前駅	21	1	1	23	0	0	0	0	0	0	23
	* 世田谷駅	20	1	1	22	39	0	39	60	0	60	61
* 上町駅	49	1	0	50	121	3	124	189	6	195	174	
* 宮の坂駅	12	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12	
* 松原駅	11	0	1	12	45	4	49	146	14	160	61	
* 東北沢駅	10	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10	
* 下北沢駅	199	2	6	207	507	4	511	597	38	635	718	
* 世田谷代田駅	5	0	1	6	32	0	32	68	0	68	38	
* 梅ヶ丘駅	72	4	1	77	442	28	470	534	59	593	547	
* 豪徳寺駅、山下駅	41	2	0	43	374	18	392	597	46	643	435	
* 経堂駅	61	1	0	62	3,501	73	3,574	4,328	137	4,465	3,636	
* 千歳船橋駅	27	1	1	29	2,447	45	2,492	3,199	86	3,285	2,521	
* 祖師ヶ谷大蔵駅	13	0	0	13	2,644	54	2,698	3,685	167	3,852	2,711	
* 成城学園前駅	8	0	0	8	4,344	186	4,530	5,105	248	5,353	4,538	
* 喜多見駅	19	0	0	19	1,971	24	1,995	2,026	54	2,080	2,014	
* 池ノ上駅	8	0	1	9	64	0	64	120	0	120	73	
* 新代田駅	8	1	1	10	58	0	58	67	0	67	68	
* 東松原駅	27	2	1	30	68	0	68	68	0	68	98	
* 代田橋駅	27	0	3	30	11	0	11	70	0	70	41	
* 明大前駅	46	2	1	49	615	11	626	686	21	707	675	
* 下高井戸駅	40	0	0	40	299	21	320	429	32	461	360	
* 桜上水駅	3	0	0	3	1,505	21	1,526	1,774	26	1,800	1,529	
* 上北沢駅	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	8	
* 八幡山駅	13	0	0	13	466	20	486	1,028	39	1,067	499	
* 芦花公園駅	4	0	0	4	205	0	205	308	0	308	209	
* 千歳鳥山駅	270	3	2	275	5,350	55	5,405	6,507	117	6,624	5,680	
計	1,502	57	81	1,640	39,893	872	40,765	49,878	1,614	51,492	42,405	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	356	18	5	379	1,371	301	1,672	1,443	301	1,744	2,051
	神泉駅	97	3	16	116	0	0	0	0	0	0	116
	* 広尾駅	127	4	3	134	50	0	50	50	0	50	184
	* 恵比寿駅	400	13	13	426	915	98	1,013	1,099	136	1,235	1,439
	代官山駅	231	3	8	242	0	0	0	0	0	0	242
	* 原宿駅、明治神宮前駅	125	2	1	128	98	5	103	143	9	152	231
	* 参宮橋駅	35	1	0	36	120	32	152	120	32	152	188
	* 代々木駅	63	0	2	65	215	25	240	246	25	271	305
	* 代々木八幡駅、代々木公園駅	194	4	8	206	657	89	746	659	115	774	952
	* 代々木上原駅	73	3	7	83	422	96	518	422	96	518	601
	* 千駄ヶ谷駅	25	1	0	26	163	25	188	175	26	201	214
	* 新宿駅	60	0	3	63	493	114	607	493	114	607	670
	南新宿駅	34	0	0	34	0	0	0	0	0	0	34
	* 初台駅	130	2	8	140	518	61	579	709	65	774	719
	* 幡ヶ谷駅	242	5	5	252	470	94	564	486	161	647	816
	* 笹塚駅	150	6	5	161	1,019	150	1,169	1,218	189	1,407	1,330
	北参道駅	77	0	1	78	34	21	55	60	27	87	133
国立競技場駅	18	0	0	18	0	0	0	0	0	0	18	
* 西新宿五丁目駅	98	4	3	105	0	0	0	0	0	0	105	
* 表参道駅	0	0	0	0	23	31	54	24	33	57	54	
計	2,535	69	88	2,692	6,568	1,142	7,710	7,347	1,329	8,676	10,402	
中野区	* 中野駅	233	11	5	249	6,799	120	6,919	8,091	148	8,239	7,168
	* 東中野駅	11	0	1	12	1,111	0	1,111	1,521	0	1,521	1,123
	* 中野坂上駅	40	0	1	41	565	0	565	1,162	0	1,162	606
	* 新中野駅	57	3	0	60	222	0	222	490	0	490	282
	* 中野新橋駅	25	1	1	27	191	0	191	250	0	250	218
	* 中野富士見町駅	5	2	0	7	43	0	43	90	0	90	50
	* 落合駅	8	0	0	8	116	0	116	160	0	160	124
	* 新江古田駅	19	2	0	21	97	2	99	220	4	224	120
	* 鷲ノ宮駅	18	8	4	30	1,417	6	1,423	2,003	50	2,053	1,453
	* 都立家政駅	16	4	0	20	428	0	428	740	0	740	448
	* 野方駅	54	4	5	63	500	0	500	1,026	0	1,026	563
	* 沼袋駅	58	6	8	72	353	13	366	724	13	737	438
	* 新井薬師前駅	44	8	7	59	254	1	255	360	3	363	314
	* 富士見台駅	17	0	5	22	38	0	38	42	0	42	60
計	605	49	37	691	12,134	142	12,276	16,879	218	17,097	12,967	
杉並区	* 下井草駅	21	0	1	22	620	7	627	1,015	39	1,054	649
	* 井荻駅	30	3	4	37	861	4	865	1,469	11	1,480	902
	* 上井草駅	7	1	0	8	420	0	420	669	8	677	428
	* 高円寺駅	304	30	28	362	2,573	21	2,594	3,264	97	3,361	2,956
	* 阿佐ヶ谷駅	135	15	5	155	3,287	14	3,301	3,947	56	4,003	3,456
	* 荻窪駅	86	19	11	116	8,716	0	8,716	9,758	0	9,758	8,832
	* 西荻窪駅	33	4	4	41	2,965	13	2,978	3,331	39	3,370	3,019
	* 東高円寺駅	13	0	0	13	695	5	700	931	10	941	713
	* 新高円寺駅	42	1	0	43	994	0	994	1,462	0	1,462	1,037
	* 南阿佐ヶ谷駅	155	12	4	171	665	0	665	1,756	0	1,756	836
	* 中野富士見町駅	18	4	0	22	196	0	196	196	0	196	218
	* 方南町駅	63	1	0	64	451	2	453	578	10	588	517
	* 永福町駅	61	2	1	64	996	2	998	1,380	7	1,387	1,062
	* 西永福駅	10	1	0	11	568	0	568	702	0	702	579
	* 浜田山駅	32	1	3	36	852	5	857	1,410	20	1,430	893
	* 高井戸駅	15	0	0	15	1,052	0	1,052	1,406	0	1,406	1,067
	* 富士見ヶ丘駅	5	0	0	5	452	0	452	643	0	643	457
	* 久我山駅	4	0	0	4	1,924	13	1,937	2,214	26	2,240	1,941
	* 三鷹台駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 代田橋駅	2	1	0	3	101	2	103	140	20	160	106
明大前駅	0	0	0	0	543	0	543	543	0	543	543	
* 下高井戸駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	
* 桜上水駅	18	2	3	23	269	0	269	407	0	407	292	
上北沢駅	0	0	0	0	123	0	123	200	0	200	123	
* 八幡山駅	15	0	0	15	370	1	371	386	13	399	386	
芦花公園駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
計	1,073	97	64	1,234	29,693	89	29,782	37,807	356	38,163	31,016	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊 島 区	* 高田馬場駅	6	0	0	6	59	0	59	67	0	67	65
	* 目白駅	13	0	0	13	938	8	946	1,387	28	1,415	959
	* 池袋駅	177	7	5	189	3,208	14	3,222	5,765	88	5,853	3,411
	* 大塚駅	73	0	5	78	1,052	12	1,064	2,108	50	2,158	1,142
	* 巣鴨駅	62	1	0	63	1,405	9	1,414	2,004	38	2,042	1,477
	* 駒込駅	10	3	2	15	447	11	458	910	11	921	473
	* 新大塚駅	13	0	0	13	105	0	105	146	0	146	118
	* 雑司が谷駅	2	0	0	2	35	0	35	68	0	68	37
	* 東池袋駅	0	0	0	0	369	27	396	584	40	624	396
	* 要町駅	29	1	1	31	718	0	718	1,073	10	1,083	749
	* 千川駅	10	0	0	10	1,420	12	1,432	1,738	30	1,768	1,442
	* 北池袋駅	15	1	1	17	102	0	102	122	0	122	119
	* 下板橋駅	0	0	0	0	180	0	180	240	0	240	180
	* 板橋駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	* 椎名町駅	7	0	1	8	320	0	320	670	0	670	328
	* 東長崎駅	20	3	2	25	398	0	398	729	0	729	423
* 落合南長崎駅	27	0	1	28	463	7	470	674	20	694	498	
* 西巣鴨駅	8	0	1	9	164	0	164	338	0	338	173	
計	473	16	19	508	11,383	100	11,483	18,623	315	18,938	11,991	
北 区	* 浮間舟渡駅	19	0	1	20	323	12	335	621	13	634	355
	* 北赤羽駅	48	2	2	52	689	16	705	1,375	27	1,402	757
	* 赤羽駅	431	16	9	456	5,096	186	5,282	7,510	248	7,758	5,738
	* 十条駅	95	5	3	103	1,429	22	1,451	2,328	44	2,372	1,554
	* 板橋駅	30	1	0	31	249	0	249	522	0	522	280
	* 東十条駅	87	2	2	91	693	21	714	1,850	107	1,957	805
	* 王子駅	335	9	7	351	3,038	44	3,082	3,666	101	3,767	3,433
	* 上中里駅	2	1	0	3	105	0	105	200	0	200	108
	* 田端駅	14	1	0	15	2,411	84	2,495	3,186	84	3,270	2,510
	* 駒込駅	15	0	0	15	347	0	347	515	0	515	362
	* 尾久駅	9	2	0	11	551	0	551	565	0	565	562
	* 赤羽岩淵駅	26	2	0	28	88	0	88	116	0	116	116
	* 志茂駅	14	1	0	15	90	0	90	100	0	100	105
	* 王子神谷駅	26	1	0	27	729	26	755	1,184	45	1,229	782
	* 西ヶ原駅	3	0	0	3	108	0	108	149	0	149	111
	* 西巣鴨駅	3	0	0	3	192	0	192	371	0	371	195
計	1,157	43	24	1,224	16,138	411	16,549	24,258	669	24,927	17,773	
荒 川 区	* 南千住駅	18	0	0	18	2,637	25	2,662	2,968	35	3,003	2,680
	* 町屋駅	239	6	0	245	2,563	34	2,597	2,956	34	2,990	2,842
	* 日暮里駅	82	5	0	87	597	0	597	1,270	0	1,270	684
	* 西日暮里駅	117	1	0	118	1,232	0	1,232	2,514	0	2,514	1,350
	* 三河島駅	24	0	0	24	160	0	160	440	0	440	184
	* 熊野前駅	10	0	0	10	300	0	300	300	0	300	310
	* 赤土小学校前駅	8	0	0	8	17	0	17	50	0	50	25
	* 新三河島駅	10	1	0	11	0	0	0	0	0	0	11
	* 三ノ輪橋駅	123	0	0	123	199	0	199	281	0	281	322
	* 小台駅	43	2	0	45	0	0	0	0	0	0	45
* 荒川車庫前駅	71	1	0	72	0	0	0	0	0	0	72	
計	745	16	0	761	7,705	59	7,764	10,779	69	10,848	8,525	
板 橋 区	* 板橋駅	39	3	0	42	523	21	544	802	30	832	586
	* 浮間舟渡駅	41	2	2	45	826	48	874	1,651	57	1,708	919
	* 新板橋駅	73	10	0	83	216	65	281	337	90	427	364
	* 板橋区役所前駅	84	7	5	96	633	76	709	792	116	908	805
	* 板橋本町駅	33	3	2	38	789	8	797	905	34	939	835
	* 本蓮沼駅	51	20	1	72	338	0	338	469	5	474	410
	* 志村坂上駅	21	4	0	25	222	0	222	664	0	664	247
	* 志村三丁目駅	19	1	0	20	1,105	42	1,147	1,336	110	1,446	1,167
	* 蓮根駅	76	2	6	84	584	29	613	1,090	32	1,122	697
	* 西台駅	51	5	1	57	298	37	335	544	60	604	392
	* 高島平駅	40	2	0	42	1,666	54	1,720	2,146	110	2,256	1,762
* 新高島平駅	4	4	0	8	206	11	217	402	18	420	225	
* 西高島平駅	12	2	1	15	714	40	754	1,307	101	1,408	769	
* 小竹向原駅	15	6	0	21	1,056	10	1,066	1,199	63	1,262	1,087	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
板橋区	* 下板橋駅	32	3	0	35	242	23	265	398	38	436	300
	* 大山駅	171	14	1	186	674	20	694	1,131	30	1,161	880
	* 中板橋駅	67	6	1	74	398	2	400	447	2	449	474
	* ときわ台駅	157	14	6	177	1,105	37	1,142	1,559	55	1,614	1,319
	* 上板橋駅	143	21	4	168	1,205	11	1,216	2,273	86	2,359	1,384
	* 東武練馬駅	33	1	0	34	1,229	59	1,288	1,655	83	1,738	1,322
	* 下赤塚駅、地下鉄赤塚駅	54	3	3	60	1,139	10	1,149	1,606	19	1,625	1,209
	* 成増駅、地下鉄成増駅	147	11	18	176	3,314	154	3,468	4,173	248	4,421	3,644
計	1,363	144	51	1,558	18,482	757	19,239	26,886	1,387	28,273	20,797	
練馬区	* 豊島園駅	9	1	1	11	489	1	490	792	14	806	501
	* 練馬駅	36	1	1	38	2,486	47	2,533	3,139	98	3,237	2,571
	* 江古田駅	85	6	5	96	449	22	471	1,244	56	1,300	567
	* 大泉学園駅	24	6	3	33	5,498	85	5,583	7,700	171	7,871	5,616
	* 中村橋駅	61	1	0	62	1,131	32	1,163	2,243	77	2,320	1,225
	* 桜台駅	60	1	2	63	268	11	279	752	52	804	342
	* 平和台駅	14	0	1	15	2,831	30	2,861	3,648	74	3,722	2,876
	* 石神井公園駅	17	1	2	20	5,576	47	5,623	7,796	219	8,015	5,643
	* 東武練馬駅	30	0	0	30	183	4	187	437	19	456	217
	* 武蔵関駅	40	1	0	41	1,434	2	1,436	2,458	16	2,474	1,477
	* 光が丘駅	19	0	0	19	6,148	61	6,209	6,848	122	6,970	6,228
	* 練馬高野台駅	17	0	1	18	1,217	15	1,232	1,461	39	1,500	1,250
	* 上石神井駅	18	4	3	25	1,803	14	1,817	2,988	45	3,033	1,842
	* 富士見台駅	26	3	0	29	1,134	16	1,150	1,256	44	1,300	1,179
	* 地下鉄赤塚駅	11	0	0	11	860	9	869	1,075	17	1,092	880
	* 練馬春日町駅	9	1	0	10	762	3	765	1,044	10	1,054	775
* 保谷駅	1	2	0	3	1,884	27	1,911	3,167	76	3,243	1,914	
* 小竹向原駅	9	0	0	9	667	0	667	849	0	849	676	
* 新江古田駅	7	0	0	7	179	0	179	186	0	186	186	
* 氷川台駅	6	2	0	8	1,863	18	1,881	2,474	47	2,521	1,889	
* 上井草駅	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	
* 新桜台駅	1	1	1	3	47	0	47	231	0	231	50	
計	507	31	20	558	36,909	444	37,353	51,788	1,196	52,984	37,911	
足立区	* 北千住駅	5	0	0	5	3,792	75	3,867	6,056	140	6,196	3,872
	* 小菅駅	0	0	0	0	229	2	231	462	15	477	231
	* 五反野駅	1	0	0	1	1,748	18	1,766	3,087	35	3,122	1,767
	* 梅島駅	5	0	0	5	1,495	17	1,512	2,493	37	2,530	1,517
	* 西新井駅	9	3	2	14	4,664	40	4,704	7,622	265	7,887	4,718
	* 竹ノ塚駅	39	3	0	42	6,804	95	6,899	11,875	212	12,087	6,941
	* 大師前駅	6	1	1	8	157	0	157	323	0	323	165
	* 牛田駅、京成関屋駅	2	0	0	2	143	0	143	248	0	248	145
	* 千住大橋駅	6	0	0	6	578	7	585	865	10	875	591
	* 綾瀬駅	12	1	0	13	7,233	94	7,327	10,735	188	10,923	7,340
	* 北綾瀬駅	9	2	1	12	1,458	14	1,472	2,443	43	2,486	1,484
	* 青井駅	2	0	0	2	564	0	564	1,651	0	1,651	566
	* 六町駅	4	0	1	5	3,440	47	3,487	5,510	106	5,616	3,492
	* 見沼代親水公園駅	1	0	0	1	1,217	19	1,236	1,459	28	1,487	1,237
	* 舎人駅	2	0	0	2	420	0	420	686	14	700	422
	* 舎人公園駅	0	0	0	0	436	0	436	648	0	648	436
	* 谷在家駅	4	0	0	4	703	0	703	918	0	918	707
	* 西新井大師西駅	3	0	0	3	821	3	824	1,004	3	1,007	827
	* 江北駅	0	0	0	0	430	0	430	620	0	620	430
	* 高野駅	0	0	0	0	306	1	307	376	5	381	307
* 扇大橋駅	0	0	0	0	385	0	385	465	0	465	385	
* 足立小台駅	0	0	0	0	28	3	31	123	15	138	31	
* 堀切駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	110	10	5	125	37,051	435	37,486	59,669	1,116	60,785	37,611	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
葛飾区	* 金町駅、京成金町駅	117	14	0	131	8,126	88	8,214	10,163	221	10,384	8,345
	* 亀有駅	140	0	0	140	4,855	91	4,946	6,609	154	6,763	5,086
	* 綾瀬駅	7	0	0	7	52	5	57	82	5	87	64
	* 新小岩駅	237	50	0	287	9,321	0	9,321	11,339	0	11,339	9,608
	* 柴又駅	15	2	0	17	0	0	0	0	0	0	17
	* 京成高砂駅	44	6	0	50	2,260	23	2,283	3,506	62	3,568	2,333
	* 青砥駅	75	10	0	85	2,224	17	2,241	2,843	27	2,870	2,326
	* お花茶屋駅	91	6	0	97	1,994	10	2,004	3,245	58	3,303	2,101
	* 堀切菖蒲園駅	123	14	0	137	948	0	948	1,037	0	1,037	1,085
	* 京成立石駅	163	12	0	175	1,220	0	1,220	1,907	0	1,907	1,395
	* 四ツ木駅	21	1	0	22	1,251	0	1,251	1,745	0	1,745	1,273
	* 新柴又駅	14	2	0	16	65	0	65	470	0	470	81
計	1,047	117	0	1,164	32,316	234	32,550	42,946	527	43,473	33,714	
江戸川区	* 平井駅	100	8	0	108	2,660	15	2,675	4,053	39	4,092	2,783
	* 小岩駅	38	13	0	51	3,546	48	3,594	5,670	66	5,736	3,645
	* 東大島駅	0	0	0	0	262	2	264	1,200	4	1,204	264
	* 瑞江駅	12	3	0	15	5,006	16	5,022	6,820	33	6,853	5,037
	* 西葛西駅	42	5	0	47	3,824	48	3,872	6,150	98	6,248	3,919
	* 篠崎駅	1	2	0	3	3,005	18	3,023	3,900	25	3,925	3,026
	* 一之江駅	9	1	0	10	3,375	22	3,397	4,636	46	4,682	3,407
	* 船堀駅	3	2	0	5	3,041	29	3,070	4,000	47	4,047	3,075
	* 葛西駅	10	0	0	10	6,481	70	6,551	9,819	89	9,908	6,561
	* 葛西臨海公園駅	0	0	0	0	2,037	4	2,041	3,170	11	3,181	2,041
	* 京成小岩駅	11	0	0	11	786	6	792	1,723	6	1,729	803
	京成江戸川駅	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
計	230	34	0	264	34,023	278	34,301	51,141	464	51,605	34,565	

【市部】

駅名 (* 放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
市部計	2,878	186	69	3,133	218,741	11,863	230,604	349,678	22,255	371,933	233,737	
八王子市	* 八王子駅	100	15	9	124	4,359	577	4,936	7,649	1,428	9,077	5,060
	* 西八王子駅	11	1	1	13	3,326	279	3,605	5,822	626	6,448	3,618
	* 高尾駅	7	1	0	8	1,350	304	1,654	2,137	590	2,727	1,662
	* 片倉駅	3	1	0	4	234	43	277	785	128	913	281
	* 八王子みなみ野駅	0	0	0	0	1,093	64	1,157	1,520	196	1,716	1,157
	北八王子駅	178	0	0	178	385	37	422	499	37	536	600
	小宮駅	0	0	0	0	310	32	342	541	45	586	342
	* 京王八王子駅	42	15	4	61	1,349	181	1,530	2,639	400	3,039	1,591
	* 長沼駅	0	0	0	0	61	14	75	132	52	184	75
	* 北野駅	11	4	0	15	390	154	544	1,082	436	1,518	559
	京王片倉駅	0	0	0	0	233	27	260	233	27	260	260
	山田駅	0	0	0	0	175	68	243	175	92	267	243
	* めじろ台駅	7	1	0	8	302	95	397	640	287	927	405
	狭間駅	0	0	0	0	156	37	193	254	37	291	193
	高尾山口駅	0	0	0	0	80	33	113	80	64	144	113
* 南大沢駅	2	0	0	2	1,273	177	1,450	2,054	462	2,516	1,452	
* 京王堀之内駅	2	0	0	2	1,265	115	1,380	1,892	296	2,188	1,382	
松が谷駅	0	0	0	0	48	6	54	268	6	274	54	
大塚・帝京大学駅	3	0	0	3	364	4	368	547	11	558	371	
中央大学・明星大学駅	2	0	0	2	125	1	126	136	1	137	128	
計	368	38	14	420	16,878	2,248	19,126	29,085	5,221	34,306	19,546	
立川市	* 立川駅、立川北駅、立川南駅	72	11	3	86	5,159	135	5,294	10,730	350	11,080	5,380
	* 西国立駅	0	0	0	0	393	7	400	1,205	42	1,247	400
	* 西立川駅	0	0	0	0	240	0	240	336	0	336	240
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	1,586	0	1,586	3,070	0	3,070	1,586
	* 武蔵砂川駅	1	0	0	1	1,030	24	1,054	1,467	136	1,603	1,055

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
立川市	* 西武立川駅	0	0	0	0	569	9	578	1,229	31	1,260	578
	砂川七番駅	171	1	0	172	69	0	69	69	0	69	241
	* 泉体育館駅	0	0	0	0	440	0	440	580	0	580	440
	立飛駅	61	3	1	65	0	0	0	0	0	0	65
	* 高松駅	2	0	0	2	188	0	188	380	0	380	190
	* 柴崎体育館駅	0	0	0	0	230	9	239	290	30	320	239
計	307	15	4	326	9,904	184	10,088	19,356	589	19,945	10,414	
武蔵野市	* 吉祥寺駅	60	9	1	70	10,462	164	10,626	15,225	451	15,676	10,696
	* 三鷹駅	11	0	1	12	6,214	70	6,284	7,904	90	7,994	6,296
	* 武蔵境駅	23	3	0	26	7,345	122	7,467	10,249	196	10,445	7,493
	計	94	12	2	108	24,021	356	24,377	33,378	737	34,115	24,485
三鷹市	* 三鷹駅	99	1	0	100	6,244	64	6,308	8,007	117	8,124	6,408
	* 三鷹台駅	20	1	0	21	570	0	570	1,351	0	1,351	591
	* 井の頭公園駅	23	0	0	23	174	2	176	420	15	435	199
	* つつじヶ丘駅	3	0	0	3	174	6	180	470	27	497	183
	計	145	2	0	147	7,162	72	7,234	10,248	159	10,407	7,381
青梅市	小作駅	0	0	0	0	730	45	775	2,201	110	2,311	775
	* 河辺駅	10	0	0	10	1,642	145	1,787	3,134	358	3,492	1,797
	* 東青梅駅	2	0	0	2	668	111	779	703	127	830	781
	* 青梅駅	1	0	0	1	265	93	358	1,039	186	1,225	359
	宮ノ平駅	0	0	0	0	13	1	14	55	6	61	14
	日向和田駅	5	1	0	6	115	3	118	182	13	195	124
	石神前駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二俣尾駅	0	0	0	0	29	5	34	60	5	65	34
	軍畑駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沢井駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御嶽駅	1	0	0	1	10	8	18	45	8	53	19	
計	19	1	0	20	3,472	411	3,883	7,419	813	8,232	3,903	
府中市	* 武蔵野台駅	8	1	0	9	770	4	774	1,837	35	1,872	783
	* 多磨霊園駅	0	0	0	0	441	3	444	1,559	43	1,602	444
	* 東府中駅	30	2	0	32	659	0	659	1,874	20	1,894	691
	* 府中駅	2	0	0	2	2,182	76	2,258	5,297	268	5,565	2,260
	* 分倍河原駅	6	1	1	8	1,424	42	1,466	4,201	137	4,338	1,474
	* 中河原駅	19	3	2	24	909	41	950	2,704	156	2,860	974
	府中競馬正門前駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 府中本町駅	1	1	0	2	562	18	580	896	90	986	582
	* 北府中駅	0	0	0	0	489	0	489	1,491	25	1,516	489
	* 多磨駅	3	1	0	4	147	2	149	515	45	560	153
	* 白糸台駅	0	0	0	0	594	11	605	830	15	845	605
	競艇場前駅	66	0	0	66	119	1	120	155	1	156	186
	* 是政駅	2	0	0	2	262	0	262	262	0	262	264
* 西府駅	1	0	0	1	449	5	454	1,097	29	1,126	455	
計	138	9	3	150	9,007	203	9,210	22,718	864	23,582	9,360	
昭島市	* 西立川駅	0	0	0	0	70	14	84	288	96	384	84
	* 東中神駅	2	0	0	2	579	0	579	982	0	982	581
	* 中神駅	0	0	0	0	2,294	37	2,331	2,394	100	2,494	2,331
	* 昭島駅	2	0	0	2	3,615	0	3,615	6,040	0	6,040	3,617
	* 拝島駅	3	0	0	3	2,509	35	2,544	2,920	110	3,030	2,547
	計	7	0	0	7	9,067	86	9,153	12,624	306	12,930	9,160
調布市	* 飛田給駅	21	3	0	24	399	4	403	1,300	55	1,355	427
	* 西調布駅	11	0	0	11	972	14	986	2,176	110	2,286	997
	* 調布駅	119	2	1	122	5,076	167	5,243	7,148	469	7,617	5,365
	* 布田駅	8	0	0	8	148	0	148	320	0	320	156
	* 国領駅	17	2	0	19	789	20	809	1,573	60	1,633	828
	* 柴崎駅	10	3	7	20	499	5	504	1,888	34	1,922	524
	* つつじヶ丘駅	16	3	1	20	2,553	51	2,604	4,455	143	4,598	2,624
	* 仙川駅	63	4	3	70	2,808	41	2,849	4,563	201	4,764	2,919
	* 京王多摩川駅	9	0	0	9	366	3	369	673	42	715	378
計	274	17	12	303	13,610	305	13,915	24,096	1,114	25,210	14,218	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
町田市	* 町田駅	41	8	5	54	8,556	1,997	10,553	9,163	2,586	11,749	10,607
	* 成瀬駅	3	0	0	3	1,190	225	1,415	1,214	236	1,450	1,418
	* 相原駅	0	0	0	0	1,081	149	1,230	1,972	377	2,349	1,230
	* 多摩境駅	0	0	0	0	1,100	97	1,197	1,161	112	1,273	1,197
	* 玉川学園前駅	5	0	0	5	919	355	1,274	1,231	413	1,644	1,279
	* 鶴川駅	2	0	0	2	4,248	645	4,893	4,411	652	5,063	4,895
	* 南町田駅	3	0	0	3	1,298	74	1,372	1,670	108	1,778	1,375
	* すすかけ台駅	0	0	0	0	254	59	313	254	80	334	313
	* つくし野駅	0	0	0	0	88	107	195	275	155	430	195
	計	54	8	5	67	18,734	3,708	22,442	21,351	4,719	26,070	22,509
小金井市	* 武蔵小金井駅	10	0	0	10	4,282	0	4,282	5,713	0	5,713	4,292
	* 東小金井駅	2	0	0	2	2,071	15	2,086	5,003	102	5,105	2,088
	* 新小金井駅	0	0	0	0	85	2	87	316	7	323	87
	計	12	0	0	12	6,438	17	6,455	11,032	109	11,141	6,467
小平市	* 東大和市駅	1	1	0	2	259	8	267	355	30	385	269
	* 小川駅	0	0	0	0	1,959	25	1,984	3,666	68	3,734	1,984
	* 鷹の台駅	8	2	0	10	1,069	8	1,077	2,095	14	2,109	1,087
	* 新小平駅	2	0	0	2	2,083	112	2,195	3,899	183	4,082	2,197
	* 青梅街道駅	0	0	0	0	88	0	88	180	0	180	88
	* 一橋学園駅	6	0	0	6	744	17	761	1,764	87	1,851	767
	* 小平駅	6	0	0	6	2,799	44	2,843	4,781	125	4,906	2,849
	* 花小金井駅	16	0	0	16	5,100	106	5,206	7,931	192	8,123	5,222
	計	39	3	0	42	14,101	320	14,421	24,671	699	25,370	14,463
日野市	* 高幡不動駅	67	4	2	73	1,806	171	1,977	2,679	203	2,882	2,050
	* 豊田駅	46	3	0	49	4,158	331	4,489	5,586	514	6,100	4,538
	* 日野駅	36	1	0	37	1,587	185	1,772	3,034	301	3,335	1,809
	* 百草園駅	17	1	1	19	242	41	283	618	45	663	302
	* 南平駅	6	1	0	7	409	32	441	943	45	988	448
	* 平山城址公園駅	16	2	0	18	300	66	366	501	81	582	384
	* 万願寺駅	0	0	0	0	203	4	207	652	13	665	207
	* 多摩動物公園駅	99	17	6	122	0	0	0	0	0	0	122
	* 甲州街道駅	43	0	0	43	901	35	936	935	40	975	979
	* 程久保駅	5	0	0	5	55	22	77	86	24	110	82
	計	335	29	9	373	9,661	887	10,548	15,034	1,266	16,300	10,921
東村山市	* 久米川駅	115	0	0	115	1,977	38	2,015	3,813	75	3,888	2,130
	* 東村山駅	9	0	0	9	3,375	101	3,476	5,042	198	5,240	3,485
	* 新秋津駅	6	0	0	6	1,795	109	1,904	4,348	173	4,521	1,910
	* 秋津駅	5	0	0	5	1,519	30	1,549	1,740	84	1,824	1,554
	* 萩山駅	3	1	0	4	195	5	200	384	10	394	204
	* 八坂駅	5	0	0	5	430	2	432	444	2	446	437
	* 西武遊園地駅	4	0	0	4	36	3	39	352	3	355	43
	* 西武園駅	24	0	0	24	125	7	132	132	7	139	156
	* 武蔵大和駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
計	174	1	0	175	9,452	295	9,747	16,255	552	16,807	9,922	
国分寺市	* 国分寺駅	14	12	2	28	4,425	104	4,529	6,797	228	7,025	4,557
	* 西国分寺駅	10	9	1	20	2,336	36	2,372	3,716	65	3,781	2,392
	* 国立駅	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	* 恋ヶ窪駅	0	0	0	0	381	2	383	803	5	808	383
	計	26	23	3	52	7,142	142	7,284	11,316	298	11,614	7,336
国立市	* 国立駅	34	0	0	34	4,070	39	4,109	8,371	60	8,431	4,143
	* 谷保駅	2	0	0	2	724	11	735	1,253	40	1,293	737
	* 矢川駅	0	0	0	0	430	13	443	1,152	40	1,192	443
	計	36	0	0	36	5,224	63	5,287	10,776	140	10,916	5,323
福生市	* 福生駅	27	1	0	28	1,861	82	1,943	3,819	243	4,062	1,971
	* 牛浜駅	4	1	0	5	242	12	254	1,130	87	1,217	259
	* 拝島駅	0	0	0	0	110	41	151	275	57	332	151
	* 熊川駅	0	0	0	0	7	1	8	69	7	76	8
	* 東福生駅	0	0	0	0	218	6	224	258	10	268	224
	計	31	2	0	33	2,438	142	2,580	5,551	404	5,955	2,613

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江市	* 狛江駅	43	3	0	46	3,189	70	3,259	3,439	115	3,554	3,305
	* 和泉多摩川駅	13	2	0	15	1,018	73	1,091	1,196	81	1,277	1,106
	* 喜多見駅	1	0	0	1	1,120	14	1,134	1,333	30	1,363	1,135
	計	57	5	0	62	5,327	157	5,484	5,968	226	6,194	5,546
東大和市	* 東大和市駅	0	0	0	0	2,255	13	2,268	2,667	20	2,687	2,268
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	1,228	28	1,256	1,325	35	1,360	1,256
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	717	14	731	1,242	30	1,272	731
	* 上北台駅	389	0	0	389	436	16	452	436	16	452	841
	* 桜街道駅	90	0	0	90	181	0	181	330	0	330	271
計	479	0	0	479	4,817	71	4,888	6,000	101	6,101	5,367	
清瀬市	* 清瀬駅	18	2	0	20	4,938	134	5,072	6,390	286	6,676	5,092
	* 秋津駅	4	1	0	5	427	24	451	984	77	1,061	456
	計	22	3	0	25	5,365	158	5,523	7,374	363	7,737	5,548
東久留米市	* 東久留米駅	18	0	0	18	4,167	212	4,379	5,463	289	5,752	4,397
	計	18	0	0	18	4,167	212	4,379	5,463	289	5,752	4,397
武蔵村山市	上北台駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜街道駅	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	8
	玉川上水駅	23	0	0	23	0	0	0	0	0	0	23
	計	31	0	0	31	0	0	0	0	0	0	31
多摩市	* 永山駅	8	0	0	8	1,151	235	1,386	2,030	443	2,473	1,394
	* 多摩センター駅	9	0	0	9	1,001	262	1,263	2,571	588	3,159	1,272
	* 唐木田駅	1	0	1	2	153	58	211	281	72	353	213
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	17	2	1	20	1,090	105	1,195	2,238	315	2,553	1,215
	計	35	2	2	39	3,395	660	4,055	7,120	1,418	8,538	4,094
稲城市	* 南多摩駅	1	0	0	1	579	35	614	823	36	859	615
	* 稲城長沼駅	2	0	0	2	835	65	900	1,096	107	1,203	902
	* 矢野口駅	1	0	0	1	1,120	70	1,190	1,294	93	1,387	1,191
	* 若葉台駅	4	0	0	4	770	133	903	964	146	1,110	907
	* 稲城駅	2	0	0	2	780	127	907	943	187	1,130	909
	* 京王よみうりランド駅	0	0	0	0	630	40	670	656	92	748	670
	計	10	0	0	10	4,714	470	5,184	5,776	661	6,437	5,194
羽村市	* 羽村駅	10	0	0	10	2,724	29	2,753	4,157	50	4,207	2,763
	* 小作駅	2	0	0	2	1,657	123	1,780	2,183	133	2,316	1,782
	計	12	0	0	12	4,381	152	4,533	6,340	183	6,523	4,545
あきる野市	東秋留駅	0	0	0	0	1,436	41	1,477	2,096	87	2,183	1,477
	秋川駅	0	0	0	0	1,038	38	1,076	1,736	68	1,804	1,076
	武蔵引田駅	0	0	0	0	781	42	823	989	55	1,044	823
	武蔵増戸駅	0	0	0	0	443	26	469	854	50	904	469
	武蔵五日市駅	0	0	0	0	448	74	522	744	83	827	522
	計	0	0	0	0	4,146	221	4,367	6,419	343	6,762	4,367
西東京市	* 保谷駅	14	0	5	19	4,086	95	4,181	6,281	252	6,533	4,200
	* ひばりヶ丘駅	36	9	3	48	3,963	121	4,084	5,244	173	5,417	4,132
	* 田無駅	50	4	2	56	5,965	74	6,039	8,774	173	8,947	6,095
	* 西武柳沢駅	46	3	3	52	1,185	19	1,204	2,532	42	2,574	1,256
	* 東伏見駅	9	0	2	11	919	14	933	1,477	41	1,518	944
計	155	16	15	186	16,118	323	16,441	24,308	681	24,989	16,627	

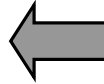
【町部】

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町 村 部 計		9	0	0	9	1,310	57	1,367	1,475	91	1,566	1,376
瑞穂町	箱根ヶ崎駅	6	0	0	6	1,277	51	1,328	1,362	77	1,439	1,334
	計	6	0	0	6	1,277	51	1,328	1,362	77	1,439	1,334
日の出町	武蔵増戸駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	武蔵引田駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
計	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	
奥多摩町	* 奥多摩駅	0	0	0	0	11	4	15	25	5	30	15
	* 白丸駅	0	0	0	0	6	0	6	21	2	23	6
	* 鳩ノ巣駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 古里駅	0	0	0	0	6	1	7	27	3	30	7
	* 川井駅	0	0	0	0	10	1	11	40	4	44	11
計	0	0	0	0	33	6	39	113	14	127	39	

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

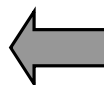
[単位：台]

順位	平成29年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	456 (25)
2	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	426 (26)
3	上北台	多摩モノレール	東大和市 武蔵村山市	389 (0)
4	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	379 (23)
5	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	362 (58)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	351 (16)
7	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	338 (0)
8	岩本町	都営新宿線	千代田区	315 (4)
9	末広町	メトロ銀座線	千代田区	314 (3)
10	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	305 (18)



順位	平成28年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	491 (29)
2	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	475 (47)
3	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	437 (77)
4	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区 新渋谷区	421 (21)
5	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	391 (21)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	376 (19)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	371 (58)
8	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	329 (26)
9	代官山	東急東横線	渋谷区	326 (26)
10	飯田橋	JR各線・メトロ東西線・メトロ有楽町線・メトロ南北線	千代田区 新宿区 新文京区	318 (16)

順位	平成29年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	431 (0)
2	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	400 (0)
3	上北台	多摩モノレール	東大和市 武蔵村山市	389 (0)
4	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	362 (58)
5	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	356 (0)
6	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	338 (0)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	335 (0)
8	岩本町	都営新宿線	千代田区	311 (0)
8	末広町	メトロ銀座線	千代田区	311 (0)
10	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	287 (0)
10	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	287 (0)
10	新小岩	JR総武線	葛飾区	287 (50)



順位	平成28年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	462 (0)
2	錦糸町	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	墨田区	437 (77)
3	渋谷	JR各線・京王線・東急東横線・メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線	渋谷区	428 (0)
4	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	371 (58)
5	恵比寿	JR各線・メトロ日比谷線	渋谷区	370 (0)
6	新宿	JR各線・メトロ丸ノ内線	新宿区 新渋谷区	365 (0)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	357 (0)
8	上北台	多摩モノレール	東大和市 武蔵村山市	310 (0)
9	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	303 (0)
10	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	302 (0)

(注)・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。

・平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

順位	平成27年(1台以上)				平成26年(1台以上)				平成25年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	645 (21)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	872 (32)	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	782 (45)
2	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	597 (13)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区	677 (38)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区	760 (25)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区	572 (16)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	663 (27)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	683 (7)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	544 (95)	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	646 (22)
5	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	461 (9)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	514 (34)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	602 (29)
6	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	456 (75)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	467 (10)	西新宿	メトロ丸ノ内線	新宿区	583 (1)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	405 (16)	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	442 (82)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	547 (10)
8	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線・京急本線・京急空港線	大田区	359 (39)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	399 (13)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	509 (58)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	357 (21)	千歳烏山	京王線	世田谷区	388 (17)	押上	京成押上線・都営浅草線・メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線	墨田区	480 (50)
10	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	352 (31)	調布	京王線・相模原線	調布市	381 (27)	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	463 (94)

順位	平成24年(1台以上)				平成23年				平成22年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	813 (32)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	838 (0)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	922 (0)
2	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	775 (29)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	830 (0)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	885 (107)
3	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	766 (4)	新小岩	JR総武線	葛飾区	820 (87)	東京	JR各線・メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	878 (0)
4	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸ノ内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	731 (31)	田町・三田	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	793 (0)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	874 (0)
5	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	684 (12)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	756 (0)	府中	京王線	府中市	781 (0)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	664 (10)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	704 (88)	新小岩	JR総武線	葛飾区	724 (93)
7	西新宿	メトロ丸ノ内線	新宿区	589 (2)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	684 (63)	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	698 (0)
8	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	584 (49)	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	669 (0)	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	696 (59)
9	新小岩	JR総武線	葛飾区	575 (77)	豊田	JR中央線	日野市	631 (0)	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	693 (67)
10	浅草 (TX)	つくばエクスプレス	台東区	534 (3)	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	590 (0)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	692 (65)

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳(駅)								
			1~99	100~ 499	500~ 999	1,000~ 1,999	2,000~ 2,999	3,000~ 3,999	4,000~ 4,999	5,000~ 9,999	10,000 ~
合計	646	643,839	122	243	104	87	32	20	12	23	3
区部計	481	408,726	101	195	76	55	19	16	4	14	1
千代田区	16	5,425	0	14	2	0	0	0	0	0	0
中央区	21	4,287	6	14	1	0	0	0	0	0	0
港区	32	6,400	17	13	0	2	0	0	0	0	0
新宿区	32	7,207	12	17	1	2	0	0	0	0	0
文京区	19	3,306	10	8	1	0	0	0	0	0	0
台東区	13	7,290	0	8	2	3	0	0	0	0	0
墨田区	14	12,400	2	6	4	0	0	1	1	0	0
江東区	25	15,222	6	8	5	5	1	0	0	0	0
品川区	27	10,276	6	14	4	3	0	0	0	0	0
目黒区	13	6,381	4	5	1	3	0	0	0	0	0
大田区	35	30,855	4	15	11	2	1	1	0	0	1
世田谷区	40	42,405	13	11	5	1	5	2	2	1	0
渋谷区	20	10,402	3	9	5	2	1	0	0	0	0
中野区	14	12,967	2	7	2	2	0	0	0	1	0
杉並区	25	31,016	2	7	8	4	1	2	0	1	0
豊島区	18	11,991	3	9	2	3	0	1	0	0	0
北区	16	17,773	0	8	4	1	1	1	0	1	0
荒川区	11	8,525	4	3	1	1	2	0	0	0	0
板橋区	22	20,797	0	7	7	7	0	1	0	0	0
練馬区	22	37,911	2	3	5	7	2	0	0	3	0
足立区	22	37,611	1	8	4	4	0	2	1	2	0
葛飾区	12	33,714	3	0	0	3	3	0	0	3	0
江戸川区	12	34,565	1	1	1	0	2	5	0	2	0
市部計	159	233,737	16	48	28	31	13	4	8	9	2
八王子市	20	19,546	2	9	2	5	0	1	0	1	0
立川市	11	10,414	1	6	1	2	0	0	0	1	0
武蔵野市	3	24,485	0	0	0	0	0	0	0	2	1
三鷹市	4	7,381	0	2	1	0	0	0	0	1	0
青梅市	8	3,903	3	2	2	1	0	0	0	0	0
府中市	13	9,360	0	6	5	1	1	0	0	0	0
昭島市	5	9,160	1	0	1	0	2	1	0	0	0
調布市	9	14,218	0	3	3	0	2	0	0	1	0
町田市	9	22,509	0	2	0	5	0	0	1	0	1
小金井市	3	6,467	1	0	0	0	1	0	1	0	0
小平市	8	14,463	1	1	1	2	2	0	0	1	0
日野市	10	10,921	1	5	1	1	1	0	1	0	0
東村山市	9	9,922	2	3	0	2	1	1	0	0	0
国分寺市	4	7,336	1	1	0	0	1	0	1	0	0
国立市	3	5,323	0	1	1	0	0	0	1	0	0
福生市	5	2,613	1	3	0	1	0	0	0	0	0
狛江市	3	5,546	0	0	0	2	0	1	0	0	0
東大和市	5	5,367	0	1	2	1	1	0	0	0	0
清瀬市	2	5,548	0	1	0	0	0	0	0	1	0
東久留米市	1	4,397	0	0	0	0	0	0	1	0	0
武蔵村山市	2	31	2	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4	4,094	0	1	0	3	0	0	0	0	0
稲城市	6	5,194	0	0	5	1	0	0	0	0	0
羽村市	2	4,545	0	0	0	1	1	0	0	0	0
あきる野市	5	4,367	0	1	2	2	0	0	0	0	0
西東京市	5	16,627	0	0	1	1	0	0	2	1	0
町村部計	6	1,376	5	0	0	1	0	0	0	0	0
瑞穂町	1	1,334	0	0	0	1	0	0	0	0	0
日の出町	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	4	39	4	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付自二	計
1	三鷹駅	J R 中央線・総武線	武蔵野市市	12,704	110	2	112
2	吉祥寺駅	J R 中央線・総武線 京王井の頭線	武蔵野市	10,696	60	10	70
3	町田駅	J R 横浜線 小田急線	町田市	10,607	41	13	54
4	蒲田駅	J R 京浜東北線 東急池上線・東急多摩川線	大田区	10,290	217	31	248
5	新小岩駅	J R 総武線	葛飾区	9,608	237	50	287
6	荻窪駅	J R 中央線・総武線 東京メトロ丸ノ内線	杉並区	8,832	86	30	116
7	金町駅、 京成金町駅	J R 常磐線・京成金町線	葛飾区	8,345	117	14	131
8	武蔵境駅	J R 中央線 西武多摩川線	武蔵野市	7,493	23	3	26
9	綾瀬駅	J R 常磐線 東京メトロ千代田線	足立区 葛飾区	7,404	19	1	20
10	中野駅	J R 中央線・総武線 東京メトロ東西線	中野区	7,168	233	16	249
11	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	6,941	39	3	42
12	葛西駅	東京メトロ東西線	江戸川区	6,561	10	0	10
13	光が丘駅	都営大江戸線	練馬区	6,228	19	0	19
14	保谷駅	西武池袋線	練馬区 西東京市	6,114	15	7	22
15	田無駅	西武新宿線	西東京市	6,095	50	6	56
16	赤羽駅	J R 京浜東北線・埼京線・高崎 線・宇都宮線	北区	5,738	431	25	456
17	千歳烏山駅	京王線	世田谷区	5,680	270	5	275
18	石神井公園駅	西武池袋線	練馬区	5,643	17	3	20
19	大泉学園駅	西武池袋線	練馬区	5,616	24	9	33
20	立川駅、立川北 駅、立川南駅	J R 中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立川市	5,380	72	14	86

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
全 国	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	3,412,064 -	-	3,801,265 (296,670)	-	3,791,544 (315,612)	-	3,699,298 (310,918)	-	3,495,192 (284,580)	-	3,495,163 (195,024)
	(イ) 自転車等実収容台数	2,637,751 -	-	3,038,989 (237,734)	-	3,090,299 (258,611)	-	3,086,897 (261,157)	-	2,911,712 (242,260)	-	3,023,743 (160,425)
	(ウ) 放置台数	774,313 -	-	762,276 (58,936)	-	701,245 (57,001)	-	612,401 (49,761)	-	583,480 (42,320)	-	471,420 (34,599)
都	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	729,149 (38,108)	755,141 (37,261)	745,597 (38,674)	742,243 (37,269)	744,358 (36,860)	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)	751,498 (39,568)	725,606 (39,248)	727,387 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	497,083 (19,818)	536,150 (20,637)	536,897 (21,815)	530,532 (21,117)	545,999 (20,699)	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)	553,541 (21,770)	554,908 (22,883)	577,267 (23,840)
	(ウ) 放置台数	232,066 (18,290)	218,991 (16,624)	208,700 (16,859)	211,711 (16,152)	198,359 (16,161)	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)	197,957 (17,798)	170,698 (16,365)	150,120 (14,831)
区 部	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	422,388 (17,407)	430,319 (15,977)	424,270 (16,857)	418,365 (16,538)	432,012 (17,241)	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)	460,927 (21,411)	434,057 (19,257)	424,769 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	245,380 (5,086)	265,964 (5,423)	265,351 (5,692)	250,995 (4,613)	267,865 (5,117)	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)	295,646 (6,034)	290,179 (5,272)	297,343 (-)
	(ウ) 放置台数	177,008 (12,321)	164,355 (10,554)	158,919 (11,165)	167,370 (11,925)	164,147 (12,124)	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)	165,281 (15,407)	143,878 (13,985)	127,426 (12,427)
市 部	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	304,376 (20,471)	322,502 (21,084)	320,241 (21,737)	322,668 (20,641)	311,136 (19,529)	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)	289,344 (18,034)	290,357 (19,914)	301,771 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	249,318 (14,502)	267,866 (15,014)	270,460 (16,043)	278,327 (16,414)	276,924 (15,492)	271,697 (16,688)	272,195 (16,507)	262,077 (17,354)	256,668 (15,643)	263,537 (17,534)	279,077 (-)
	(ウ) 放置台数	55,058 (5,969)	54,636 (6,070)	49,781 (5,694)	44,341 (4,227)	34,212 (4,037)	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)	32,676 (2,391)	26,820 (2,380)	22,694 (2,404)
町 村 部	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)
	(ウ) 放置台数								152 (0)			

(注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府(現 国土交通省)調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで及び平成25年以降は自転車のみ、平成7年から平成23年までは原付・自二を含む。
- ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。

(単位：台)

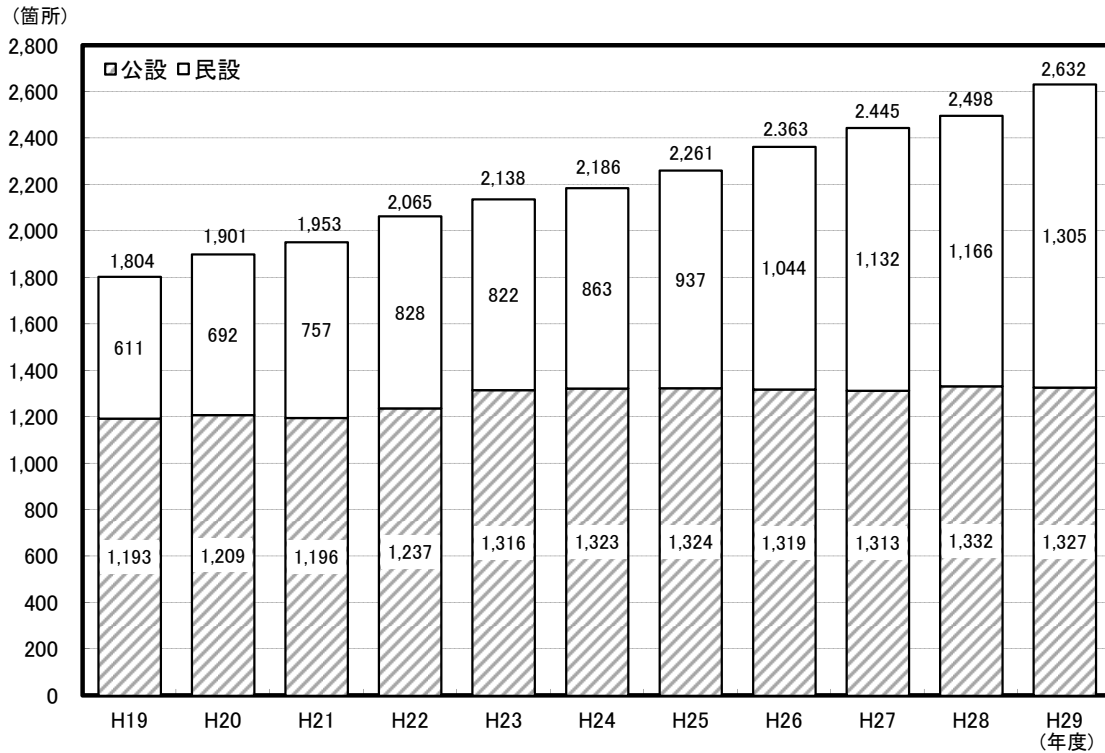
平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-	2,955,369 (10,595)	-	2,690,460 (129,518)	-	未発表
-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-	2,832,372 (10,595)	-	2,609,362 (129,518)	-	未発表
-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-	122,997 -	-	81,098 -	-	未発表
711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)	671,020 (23,070)	662,302 (21,986)	663,021 (21,771)	643,839 (21,286)
577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)	628,850 (19,457)	625,298 (18,812)	628,774 (19,021)	612,513 (18,916)
133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)	42,170 (3,613)	37,004 (3,174)	34,247 (2,750)	31,326 (2,370)
418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)	416,514 (9,976)	408,717 (9,641)	412,297 (9,253)	408,726 (9,111)
305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)	371,549 (6,923)	379,946 (6,761)	376,166 (6,819)	381,530 (6,823)	380,542 (6,996)
112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)	36,568 (3,215)	32,551 (2,822)	30,767 (2,430)	28,184 (2,115)
292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)	253,182 (13,040)	253,525 (12,337)	249,204 (12,455)	233,737 (12,118)
271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)	247,612 (12,642)	249,094 (11,985)	245,749 (12,135)	230,604 (11,863)
20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)	5,570 (398)	4,431 (352)	3,455 (320)	3,133 (255)
703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)	1,324 (54)	60 (8)	1,520 (63)	1,376 (57)
703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)	1,292 (54)	38 (8)	1,495 (63)	1,367 (57)
								1	4 (2)	32	22	25	9

・ 放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」ともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の
場合のみ計上していたが、平成24年以降「都」は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

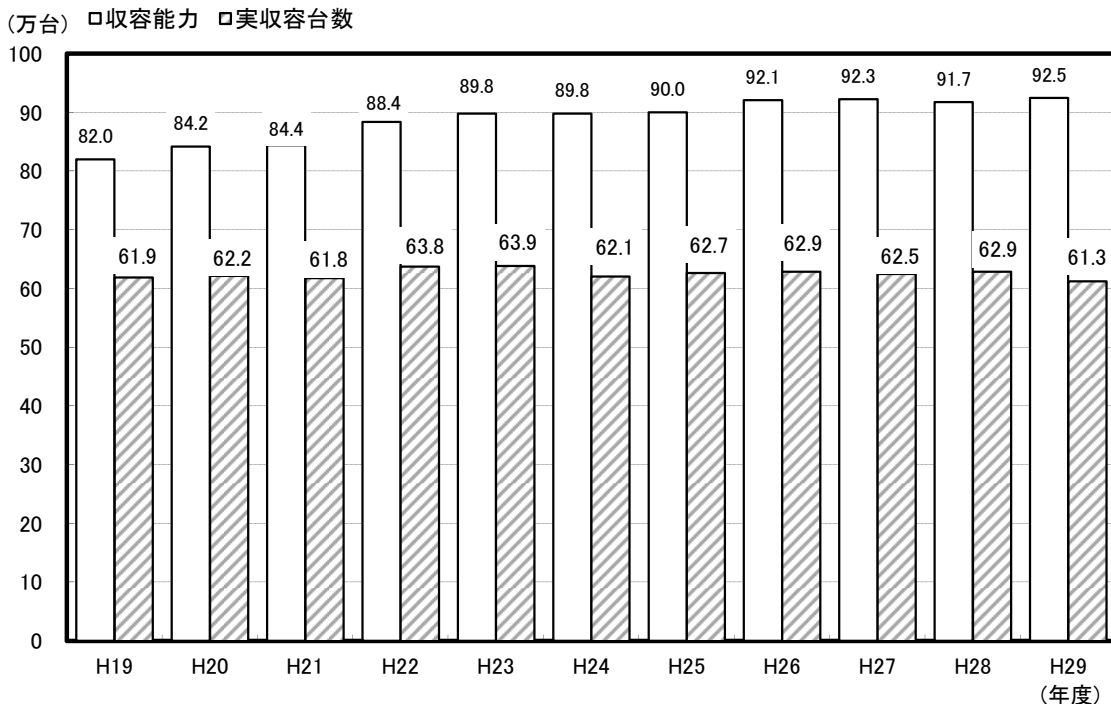
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は14年連続で増加し、平成29年は2,632箇所(前年度比 134箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,327箇所(前年度比 5箇所減少)であり、全体の50.4%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,305箇所(前年度比 139箇所増加)であり、全体の49.6%を占めている。



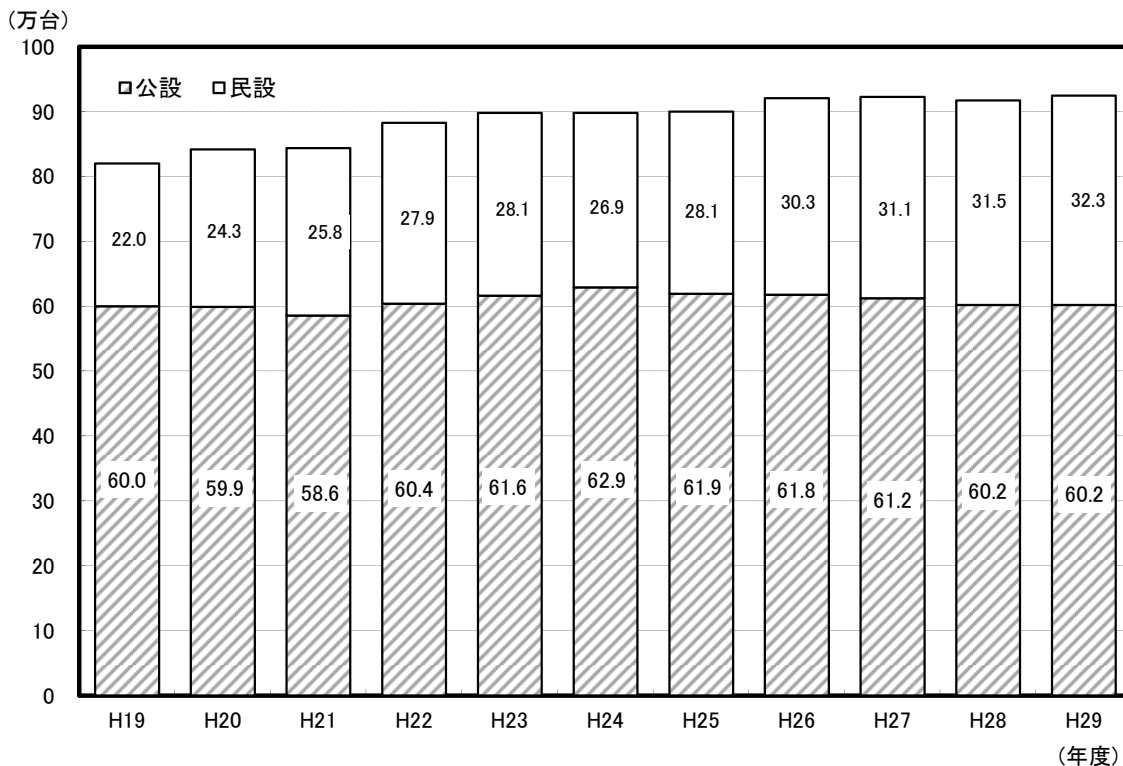
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は924,843台(前年度比 7,449台増加)、実収容台数は612,513台(前年度比 16,261台減少)であった。



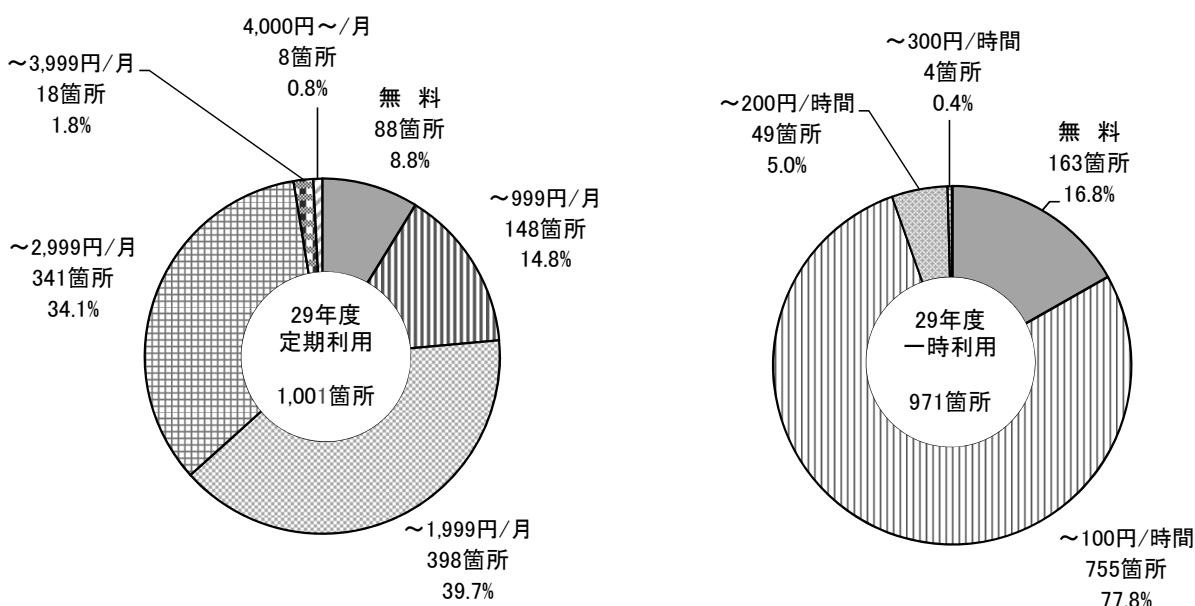
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力924,843台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は601,911台(65.1%)、民設自転車等駐車場の収容能力は322,932台(34.9%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は1,001箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は971箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は88箇所(8.8%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は163箇所(16.8%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

ア 区市町村別整備状況

	設置数			構造						敷地形態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	2,632	1,327	1,305	2,172	291	22	127	19	1	379	669	249	205	1,090	40
区部計	1,728	936	792	1,414	182	19	99	14		309	413	186	130	658	32
千代田区	31	28	3	30		1				24	2	2		1	2
中央区	41	25	16	29	2		8	2		17	16		3	5	
港区	29	16	13	21	1		4	3		10	12	1	3	3	
新宿区	57	57		56			1			35	11		10	1	
文京区	32	26	6	29		1	2			13	8		5	6	
台東区	31	29	2	23	1		7			8	21		1	1	
墨田区	70	36	34	61	1		8			15	10	13	11	20	1
江東区	52	48	4	40	6		6				42	3	2	5	
品川区	52	26	26	44	4		4			9	9	9	16	9	
目黒区	52	27	25	43	2	1	5	1		1	20	8	6	17	
大田区	94	76	18	65	19		10			33	23	11	10	17	
世田谷区	141	53	88	94	34	7	3	3		9	31	23	16	62	
渋谷区	52	52		37	12	2		1		28	15	4	3		2
中野区	49	28	21	43	1		4	1		5	16	1	2	5	20
杉並区	94	45	49	73	15		6			6	23	17	3	45	
豊島区	62	43	19	48	6	1	7			15	17		9	21	
北区	53	42	11	40	8	3	2			19	9	14	2	3	6
荒川区	41	15	26	37	1		2	1		8	3	6	5	19	
板橋区	115	68	47	105	9		1			15	25	8	11	56	
練馬区	141	68	73	120	16		5			7	35	24	6	69	
足立区	232	49	183	210	20		2			9	35	17	2	168	1
葛飾区	167	39	128	152	9		6			9	21	11	1	125	
江戸川区	40	40		14	15	3	6	2		14	9	14	3		
市部計	898	385	513	753	108	3	28	5	1	70	252	63	74	431	8
八王子市	97	17	80	76	18		2	1		10	29	5	17	36	
立川市	40	35	5	36	1	2	1			5	20		6	9	
武蔵野市	70		70	52	14	1	1	1	1	1	19	9	2	39	
三鷹市	29	24	5	23	2		3	1		1	9		2	17	
青梅市	12	11	1	9	3						9		3		
府中市	45	23	22	32	12		1			2	26	7	1	9	
昭島市	17	17		15	1		1			2	6		3	5	1
調布市	41	41		34	5		2			6	15	1	1	17	1
町田市	79	13	66	59	15		4	1			24	1	7	46	1
小金井市	17	11	6	13	3		1				3	4	1	9	
小平市	75	25	50	73	2					1	12		8	54	
日野市	72	43	29	66	5			1		17	25		2	27	1
東村山市	51	22	29	45	4		2				10		2	39	
国分寺市	16	16		13	1		2			3	2	2	3	3	3
国立市	17	17		16	1						5	1	2	9	
福生市	15	8	7	13	1		1				5		2	8	
狛江市	15	2	13	15						4		8		2	1
東大和市	23	15	8	23						13	3	3	3	1	
清瀬市	22	5	17	18	2		2			1	3		1	17	
東久留米市	19	6	13	18	1									19	
武蔵村山市															
多摩市	13	6	7	8	5						5	4	2	2	
稲城市	23		23	19	2		2				3	13		7	
羽村市	12	12		12						4	2			6	
あきる野市	13	13		13							7	1	4	1	
西東京市	65	3	62	52	10		3				10	4	2	49	
町村部計	6	6		5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	2		1	1						1		1		
日の出町															
檜原村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	1,000,371	1,045,941	924,843	888,610	36,233	612,513	593,597	18,916
区部計	608,879	624,640	551,344	537,457	13,887	380,542	373,546	6,996
千代田区	4,985	4,985	3,544	3,325	219	2,442	2,262	180
中央区	30,246	30,672	5,740	5,545	195	2,303	2,141	162
港区	11,375	11,253	7,254	6,919	335	4,875	4,737	138
新宿区	11,040	11,040	10,083	9,359	724	5,932	5,725	207
文京区	5,569	5,569	3,726	3,726		2,475	2,475	
台東区	13,978	11,882	7,732	7,612	120	5,295	5,252	43
墨田区	21,205	22,173	18,373	18,075	298	11,471	11,407	64
江東区	27,903	8,925	23,143	22,663	480	13,880	13,681	199
品川区	25,079	26,079	14,086	12,633	1,453	9,000	8,364	636
目黒区	14,404	13,577	11,686	11,452	234	5,933	5,835	98
大田区	38,147	43,794	38,716	38,147	569	29,678	29,372	306
世田谷区	60,375	62,302	51,492	49,878	1,614	40,765	39,893	872
渋谷区	10,529	11,680	8,676	7,347	1,329	7,710	6,568	1,142
中野区	19,282	20,675	17,097	16,879	218	12,276	12,134	142
杉並区	33,579	38,620	38,163	37,807	356	29,782	29,693	89
豊島区	20,687	22,781	18,938	18,623	315	11,483	11,383	100
北区	23,069	8,563	24,927	24,258	669	16,549	16,138	411
荒川区	11,235	6,168	10,848	10,779	69	7,764	7,705	59
板橋区	35,203	38,588	28,273	26,886	1,387	19,239	18,482	757
練馬区	44,258	54,177	52,984	51,788	1,196	37,353	36,909	444
足立区	61,871	68,759	60,785	59,669	1,116	37,486	37,051	435
葛飾区	46,651	51,692	43,473	42,946	527	32,550	32,316	234
江戸川区	38,209	50,686	51,605	51,141	464	34,301	34,023	278
市部計	389,761	418,504	371,933	349,678	22,255	230,604	218,741	11,863
八王子市	36,983	48,014	34,306	29,085	5,221	19,126	16,878	2,248
立川市	24,256	24,503	19,945	19,356	589	10,088	9,904	184
武蔵野市	27,707	39,023	34,115	33,378	737	24,377	24,021	356
三鷹市	12,460	12,545	10,407	10,248	159	7,234	7,162	72
青梅市	6,873	9,724	8,232	7,419	813	3,883	3,472	411
府中市	23,810	28,707	23,582	22,718	864	9,210	9,007	203
昭島市	13,199	13,646	12,930	12,624	306	9,153	9,067	86
調布市	26,885	32,264	25,210	24,096	1,114	13,915	13,610	305
町田市	22,632	25,397	26,070	21,351	4,719	22,442	18,734	3,708
小金井市	13,196	14,087	11,141	11,032	109	6,455	6,438	17
小平市	28,649	1,754	25,370	24,671	699	14,421	14,101	320
日野市	20,862	21,859	16,300	15,034	1,266	10,548	9,661	887
東村山市	15,962	15,962	16,807	16,255	552	9,747	9,452	295
国分寺市	9,268	11,946	11,614	11,316	298	7,284	7,142	142
国立市	10,130	12,819	10,916	10,776	140	5,287	5,224	63
福生市	8,486	8,767	5,955	5,551	404	2,580	2,438	142
狛江市	9,899	10,048	6,194	5,968	226	5,484	5,327	157
東大和市	8,329	8,126	6,101	6,000	101	4,888	4,817	71
清瀬市	7,939	9,312	7,737	7,374	363	5,523	5,365	158
東久留米市	7,256	7,870	5,752	5,463	289	4,379	4,167	212
武蔵村山市								
多摩市	10,078	12,977	8,538	7,120	1,418	4,055	3,395	660
稲城市	8,166	8,963	6,437	5,776	661	5,184	4,714	470
羽村市	6,089	6,089	6,523	6,340	183	4,533	4,381	152
あきる野市	6,117	6,117	6,762	6,419	343	4,367	4,146	221
西東京市	24,530	27,986	24,989	24,308	681	16,441	16,118	323
町村部計	1,731	2,797	1,566	1,475	91	1,367	1,310	57
瑞穂町	1,582	2,648	1,439	1,362	77	1,328	1,277	51
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	39	33	6

イ 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	1,327	1,021	177	19	96	14		344	559	84	97	228	15
区 部 計	936	687	140	17	79	13		292	397	71	64	104	8
千代田区	28	28						24	1	1			2
中央区	25	14	2		7	2		5	16		3	1	
港区	16	8	1		4	3		6	9			1	
新宿区	57	56			1			35	11		10	1	
文京区	26	24			2			13	8		5		
台東区	29	22	1		6			8	21				
墨田区	36	32	1		3			15	10	3	4	3	1
江東区	48	36	6		6				38	3	2	5	
品川区	26	20	3		3			8	9	3	5	1	
目黒区	27	21	1	1	3	1		1	20	2	2	2	
大田区	76	50	18		8			33	23	7	5	8	
世田谷区	53	18	26	7		2		9	30		4	10	
渋谷区	52	37	12	2		1		28	15	4	3		2
中野区	28	22	1		4	1		5	16		1	5	1
杉並区	45	29	11		5			6	22	4	1	12	
豊島区	43	33	3	1	6			15	17		5	6	
北区	42	31	6	3	2			19	9	10	2		2
荒川区	15	11	1		2	1		8	3	2		2	
板橋区	68	60	8					15	25	7	4	17	
練馬区	68	51	12		5			7	35		3	23	
足立区	49	41	7		1			9	30	6	1	3	
葛飾区	39	29	5		5			9	20	5	1	4	
江戸川区	40	14	15	3	6	2		14	9	14	3		
市 部 計	385	329	36	2	17	1		52	158	13	32	123	7
八王子市	17	16	1						8	1	3	5	
立川市	35	31	1	2	1			5	20		2	8	
武蔵野市													
三鷹市	24	18	2		3	1		1	9			14	
青梅市	11	8	3						8		3		
府中市	23	18	5						12	1	1	9	
昭島市	17	15	1		1			2	6		3	5	1
調布市	41	34	5		2			6	15	1	1	17	1
町田市	13	5	5		3				11			2	
小金井市	11	8	2		1				2	2	1	6	
小平市	25	23	2					1	12		4	8	
日野市	43	42	1					15	18		1	8	1
東村山市	22	19	1		2				10		2	10	
国分寺市	16	13	1		2			3	2	2	3	3	3
国立市	17	16	1						5	1	2	9	
福生市	8	6	1		1				5		2	1	
狛江市	2	2						1					1
東大和市	15	15						13	1			1	
清瀬市	5	4			1			1				4	
東久留米市	6	5	1									6	
多摩市	6	3	3						4	2			
羽村市	12	12						4	2			6	
あきる野市	13	13							7	1	4	1	
西東京市	3	3							1	2			
町村部計	6	5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	1	1						1		1		
奥多摩町	4	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	678,494	704,064	601,911	583,903	18,008	394,731	385,136	9,595
区部計	456,551	478,144	403,117	393,595	9,522	277,042	271,889	5,153
千代田区	3,412	3,412	2,607	2,437	170	2,338	2,176	162
中央区	29,001	29,427	4,924	4,763	161	1,865	1,704	161
港区	8,430	8,308	5,763	5,461	302	4,103	3,990	113
新宿区	11,040	11,040	10,083	9,359	724	5,932	5,725	207
文京区	4,642	4,642	2,818	2,818		2,009	2,009	
台東区	10,578	10,334	6,679	6,634	45	4,621	4,593	28
墨田区	12,606	13,574	11,060	11,060		8,184	8,184	
江東区	26,889	8,925	22,501	22,021	480	13,528	13,329	199
品川区	18,905	19,905	8,809	7,840	969	5,650	5,270	380
目黒区	9,607	8,780	8,556	8,362	194	4,171	4,089	82
大田区	32,892	38,539	34,291	33,832	459	26,318	26,067	251
世田谷区	24,990	26,730	23,034	22,509	525	18,765	18,442	323
渋谷区	10,529	11,680	8,676	7,347	1,329	7,710	6,568	1,142
中野区	15,628	17,021	13,775	13,616	159	9,889	9,774	115
杉並区	26,795	31,648	29,493	29,392	101	23,060	23,032	28
豊島区	17,505	18,930	15,025	14,799	226	9,067	8,969	98
北区	19,196	8,563	21,571	20,919	652	13,727	13,324	403
荒川区	8,177	6,168	8,077	8,052	25	5,166	5,151	15
板橋区	29,167	32,382	21,767	20,484	1,283	15,265	14,549	716
練馬区	33,990	44,269	33,153	32,526	627	22,381	22,151	230
足立区	29,702	33,713	28,810	28,467	343	15,887	15,803	84
葛飾区	34,660	39,468	30,040	29,756	284	23,105	22,967	138
江戸川区	38,209	50,686	51,605	51,141	464	34,301	34,023	278
市部計	220,212	223,123	197,228	188,833	8,395	116,322	111,937	4,385
八王子市	4,831	4,956	3,013	2,733	280	2,112	1,876	236
立川市	23,316	23,563	18,323	17,765	558	9,265	9,090	175
武蔵野市								
三鷹市	11,077	11,162	9,432	9,287	145	6,506	6,442	64
青梅市	6,428	9,279	7,920	7,161	759	3,611	3,249	362
府中市	12,937	14,320	12,608	12,416	192	5,949	5,867	82
昭島市	13,199	13,646	12,930	12,624	306	9,153	9,067	86
調布市	26,885	32,264	25,210	24,096	1,114	13,915	13,610	305
町田市	7,432	8,433	6,680	6,107	573	5,357	4,848	509
小金井市	7,247	7,429	5,407	5,348	59	3,527	3,510	17
小平市	19,370	1,754	17,492	16,904	588	9,842	9,575	267
日野市	13,038	13,396	9,629	8,979	650	6,074	5,503	571
東村山市	15,962	15,962	11,522	11,182	340	6,717	6,523	194
国分寺市	9,268	11,946	11,614	11,316	298	7,284	7,142	142
国立市	10,130	12,819	10,916	10,776	140	5,287	5,224	63
福生市	6,093	6,374	4,616	4,274	342	1,783	1,663	120
狛江市	1,675	1,675	702	640	62	556	494	62
東大和市	3,244	3,244	2,142	2,091	51	1,889	1,845	44
清瀬市	5,043	5,043	4,242	3,970	272	2,766	2,667	99
東久留米市	3,406	4,020	3,175	2,947	228	2,381	2,214	167
多摩市	5,238	7,445	4,630	3,798	832	2,033	1,610	423
羽村市	6,089	6,089	6,523	6,340	183	4,533	4,381	152
あきる野市	6,117	6,117	6,762	6,419	343	4,367	4,146	221
西東京市	2,187	2,187	1,740	1,660	80	1,415	1,391	24
町村部計	1,731	2,797	1,566	1,475	91	1,367	1,310	57
瑞穂町	1,582	2,648	1,439	1,362	77	1,328	1,277	51
奥多摩町	149	149	127	113	14	39	33	6

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	218	196	19		3				107	72	38	1	
区部計	157	140	15		2				82	53	21	1	
千代田区	1	1							1				
台東区	1	1								1			
墨田区	19	18			1				9	7	3		
品川区	11	10	1						4	7			
目黒区	11	10	1						6	3	2		
大田区	9	8	1						4	5			
世田谷区	36	31	4		1				21	12	3		
中野区	2	2							1	1			
杉並区	7	4	3						5	2			
豊島区	6	4	2							4	2		
北区	4	2	2						4				
荒川区	6	6							2	4			
板橋区	10	10							1	6	3		
練馬区	15	15							10	1	4		
足立区	12	12							9		2	1	
葛飾区	7	6	1						5		2		
市部計	61	56	4		1				25	19	17		
八王子市	2	2									2		
立川市	4	4								4			
武蔵野市	8	6	2						6	2			
町田市	10	9	1							6	4		
小平市	2	2								2			
狛江市	8	8							8				
東大和市	6	6							3	3			
清瀬市	1	1								1			
東久留米市	5	5									5		
多摩市	1	1							1				
稲城市	5	5							5				
西東京市	9	7	1		1				2	1	6		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	180	114	59		5	2		8	92	30	15	34	1
区部計	13	11	2					1	1	10	1		
千代田区	1	1							1				
品川区	1	1						1					
練馬区	11	9	2							10	1		
市部計	167	103	57		5	2		7	91	20	14	34	1
八王子市	42	22	17		2	1		2	21	4	9	6	
武蔵野市	37	26	10		1			1	19	3		14	
府中市	22	14	7		1			2	14	6			
町田市	17	9	7			1			13	1	1	1	1
日野市	11	9	2					2	7		1	1	
東大和市	2	2							2				
清瀬市	2		2						2				
多摩市	5	3	2						1	1	2	1	
稲城市	8	6	2						3	5			
西東京市	21	12	8		1				9		1	11	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	86,082	85,297	71,515	68,434	3,081	54,137	52,282	1,855
区部計	60,176	57,345	48,900	47,179	1,721	36,448	35,612	836
千代田区	246	246	91	70	21	49	31	18
台東区	486	486	444	444		413	413	
墨田区	3,409	3,409	1,871	1,756	115	1,161	1,136	25
品川区	4,705	4,705	3,294	3,046	248	2,241	2,116	125
目黒区	3,406	3,406	2,167	2,167		1,303	1,303	
大田区	3,441	3,441	3,154	3,082	72	2,457	2,412	45
世田谷区	25,859	25,946	19,675	18,778	897	15,430	14,945	485
中野区	285	285	184	144	40	98	78	20
杉並区	1,971	2,199	1,691	1,578	113	1,163	1,143	20
豊島区	2,193	2,862	2,442	2,442		1,585	1,585	
北川区	2,993		2,188	2,188		1,879	1,879	
荒川区	792		908	898	10	888	878	10
板橋区	3,337	3,337	2,130	2,104	26	1,096	1,085	11
練馬区			2,675	2,583	92	2,333	2,300	33
足立区	4,302	4,272	3,682	3,612	70	2,396	2,364	32
葛飾区	2,751	2,751	2,304	2,287	17	1,956	1,944	12
市部計	25,906	27,953	22,615	21,255	1,360	17,689	16,670	1,019
八王子市	297	297	245	215	30	164	138	26
立川市	940	940	1,222	1,191	31	608	599	9
武蔵野市	2,985	5,170	4,875	4,807	68	3,769	3,721	48
町田市	2,021	2,293	2,649	1,999	650	2,420	1,792	628
小平市	560		580	580		229	229	
狛江市	7,445	7,594	4,916	4,757	159	4,477	4,384	93
東大和市	4,259	4,260	3,308	3,288	20	2,518	2,505	13
清瀬市	231	231	187	187		83	83	
東久留米市	1,924	1,924	1,364	1,359	5	979	974	5
多摩市	842	842	270	63	207	134	56	78
稲城市	2,148	2,148	1,330	1,163	167	1,092	990	102
西東京市	2,254	2,254	1,669	1,646	23	1,216	1,199	17

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	109,793	140,715	113,724	103,225	10,499	71,844	66,494	5,350
区部計	10,592	10,232	8,263	7,962	301	5,145	5,001	144
千代田区	85	85	60	60		55	55	
品川区	239	239	82	44	38	69	32	37
練馬区	10,268	9,908	8,121	7,858	263	5,021	4,914	107
市部計	99,202	130,484	105,461	95,263	10,198	66,699	61,493	5,206
八王子市	27,373	38,279	28,141	23,654	4,487	15,144	13,285	1,859
武蔵野市	22,363	31,494	25,559	24,994	565	18,962	18,696	266
府中市	10,872	14,387	10,974	10,302	672	3,261	3,140	121
町田市	10,007	10,728	10,993	8,244	2,749	9,965	7,941	2,024
日野市	3,444	4,439	3,105	2,740	365	2,024	1,826	198
東大和市	826	622	651	621	30	481	467	14
清瀬市	924	2,297	1,799	1,752	47	1,702	1,665	37
多摩市	3,721	4,413	3,334	2,955	379	1,791	1,632	159
稲城市	5,379	6,176	3,899	3,456	443	3,204	2,875	329
西東京市	14,292	17,648	17,006	16,545	461	10,165	9,966	199

(イ) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	898	835	34	2	23	3	1	27	16	28	21	783	23
区部計	613	570	23	1	18	1		16	13	23	12	526	23
千代田区	1			1								1	
中央区	16	15			1			12				4	
港区	13	13						4	3	1	3	2	
文京区	4	4										4	
台東区	1				1							1	
墨田区	15	11			4					1		14	
江東区	4	4							4				
品川区	14	13			1					2	4	8	
目黒区	14	12			2						1	13	
大田区	9	7			2							9	
世田谷区	51	44	4		2	1				2		49	
中野区	19	19											19
杉並区	41	39	1		1					8		33	
豊島区	13	11	1		1							13	
北区	7	7										3	4
荒川区	20	20								2	1	17	
板橋区	37	35	1		1						1	36	
練馬区	47	45	2							4	1	42	
足立区	167	155	11		1				5	2	1	159	
葛飾区	120	116	3		1				1	1		118	
市部計	285	265	11	1	5	2	1	11	3	5	9	257	
八王子市	36	36						8			5	23	
立川市	1	1										1	
武蔵野市	25	20	2	1		1	1					25	
三鷹市	5	5									2	3	
青梅市	1	1							1				
町田市	39	36	2		1							39	
小金井市	6	5	1						1	2		3	
小平市	48	48									2	46	
日野市	18	15	2			1						18	
東村山市	29	26	3									29	
福生市	7	7										7	
狛江市	5	5						3				2	
清瀬市	14	13			1				1			13	
東久留米市	8	8										8	
多摩市	1	1										1	
稲城市	10	8			2					3		7	
西東京市	32	30	1		1							32	

(オ) その他

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	9	6	2	1					2			7	
区部計	9	6	2	1					2			7	
文京区	2	1		1								2	
世田谷区	1	1							1				
杉並区	1	1							1				
足立区	4	2	2									4	
葛飾区	1	1										1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		実収容台数 (台)	実収容台数 (台)	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	121,631	111,493	134,201	129,786	4,415	89,550	87,542	2,008
区部計	77,189	74,547	87,572	85,459	2,113	59,656	58,901	755
千代田区	1,242	1,242	786	758	28			
中央区	1,245	1,245	816	782	34	438	437	1
港区	2,945	2,945	1,491	1,458	33	772	747	25
文京区	841	841	718	718		383	383	
台東区	2,914	1,062	609	534	75	261	246	15
墨田区	5,191	5,191	5,442	5,259	183	2,126	2,087	39
江東区	1,014		642	642		352	352	
品川区	1,230	1,230	1,901	1,703	198	1,040	946	94
目黒区	1,391	1,391	963	923	40	459	443	16
大田区	1,814	1,814	1,271	1,233	38	903	893	10
世田谷区	9,360	9,460	8,754	8,591	163	6,552	6,506	46
中野区	3,369	3,369	3,138	3,119	19	2,289	2,282	7
杉並区	4,710	4,670	6,819	6,697	122	5,456	5,417	39
豊島区	989	989	1,471	1,382	89	831	829	2
北区	880		1,168	1,151	17	943	935	8
荒川区	2,266		1,863	1,829	34	1,710	1,676	34
板橋区	2,699	2,869	4,376	4,298	78	2,878	2,848	30
練馬区			9,035	8,821	214	7,618	7,544	74
足立区	23,970	26,877	25,319	24,797	522	17,274	17,043	231
葛飾区	9,120	9,353	10,990	10,764	226	7,371	7,287	84
市部計	44,441	36,945	46,629	44,327	2,302	29,894	28,641	1,253
八王子市	4,482	4,482	2,907	2,483	424	1,706	1,579	127
立川市			400	400		215	215	
武蔵野市	2,359	2,359	3,681	3,577	104	1,646	1,604	42
三鷹市	1,383	1,383	975	961	14	728	720	8
青梅市	445	445	312	258	54	272	223	49
町田市	3,172	3,943	5,748	5,001	747	4,700	4,153	547
小金井市	5,949	6,658	5,734	5,684	50	2,928	2,928	
小平市	8,719		7,298	7,187	111	4,350	4,297	53
日野市	4,380	4,024	3,566	3,315	251	2,450	2,332	118
東村山市			5,285	5,073	212	3,030	2,929	101
福生市	2,393	2,393	1,339	1,277	62	797	775	22
狛江市	779	779	576	571	5	451	449	2
清瀬市	1,741	1,741	1,509	1,465	44	972	950	22
東久留米市	1,926	1,926	1,213	1,157	56	1,019	979	40
多摩市	277	277	304	304		97	97	
稲城市	639	639	1,208	1,157	51	888	849	39
西東京市	5,797	5,897	4,574	4,457	117	3,645	3,562	83

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		実収容台数 (台)	実収容台数 (台)	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	4,372	4,372	3,492	3,262	230	2,251	2,143	108
区部計	4,372	4,372	3,492	3,262	230	2,251	2,143	108
文京区	86	86	190	190		83	83	
世田谷区	166	166	29		29	18		18
杉並区	103	103	160	140	20	103	101	2
足立区	3,897	3,897	2,974	2,793	181	1,929	1,841	88
葛飾区	120	120	139	139		118	118	

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等

ア 区市町村別の現況(駅からの距離、料金形態等)

	設置数			駅からの距離			管理人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	2,632	1,327	1,305	1,387	1,047	198	699	762	1,162
区部計	1,728	936	792	999	648	81	444	449	826
千代田区	31	28	3	29		2	1		30
中央区	41	25	16	35	6		9	15	17
港区	29	16	13	22	6	1	8		21
新宿区	57	57		49	6	2	6	51	
文京区	32	26	6	22	10		2	7	23
台東区	31	29	2	22	6	3	12	19	
墨田区	70	36	34	58	8	4	8		62
江東区	52	48	4	43	9		19	26	7
品川区	52	26	26	47	5		18	17	17
目黒区	52	27	25	33	17	2	11	18	23
大田区	94	76	18	59	30	5	36	10	48
世田谷区	141	53	88	78	56	7	36	30	75
渋谷区	52	52		28	13	11		52	
中野区	49	28	21	26	20	3	21	9	19
杉並区	94	45	49	32	57	5	36	13	45
豊島区	62	43	19	29	21	12	18	25	19
北区	53	42	11	22	27	4	18	16	19
荒川区	41	15	26	36	5		7		34
板橋区	115	68	47	65	48	2	41	15	59
練馬区	141	68	73	65	71	5	12	72	57
足立区	232	49	183	116	109	7	54	29	149
葛飾区	167	39	128	63	99	5	37	21	100
江戸川区	40	40		20	19	1	34	4	2
市部計	898	385	513	382	399	117	254	312	332
八王子市	97	17	80	56	35	6	26	17	54
立川市	40	35	5	24	12	4	9	21	10
武蔵野市	70		70	4	42	24	21	28	21
三鷹市	29	24	5	4	15	10	12	15	2
青梅市	12	11	1	9	1	2	4	5	3
府中市	45	23	22	18	18	9	16	29	
昭島市	17	17		7	9	1	12	5	
調布市	41	41		15	22	4	10	19	12
町田市	79	13	66	47	28	4	31	45	3
小金井市	17	11	6	1	11	5	13		4
小平市	75	25	50	33	35	7	15	17	43
日野市	72	43	29	26	25	21	13	13	46
東村山市	51	22	29	18	30	3	10	16	25
国分寺市	16	16		4	11	1	10	6	
国立市	17	17		6	9	2	3	10	4
福生市	15	8	7	10	5		3	5	7
狛江市	15	2	13	8	4	3	4	5	6
東大和市	23	15	8	17	6		2	5	16
清瀬市	22	5	17	19	2	1	11		11
武蔵村山市									
東久留米市	19	6	13	5	14		1	17	1
多摩市	13	6	7	4	8	1	8	5	
稲城市	23		23	11	12		5	3	15
羽村市	12	12			10	2		12	
あきる野市	13	13		11	2				13
西東京市	65	3	62	25	33	7	15	14	36
町村部計	6	6		6			1	1	4
瑞穂町	2	2		2			1	1	
日の出町									
檜原村									
奥多摩町	4	4		4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数	88	148	474	541	160	52	168	1,671	146	34	7	4
区部計	7	144	314	347	95	19	31	1,174	88	3	5	3
千代田区		16			1			15				
中央区			20			5		32				
港区	5		12				5	15	7			
新宿区		21	12	2				39	1			
文京区				21				14				
台東区		11	5	9				18				
墨田区		28	3			1	1	39			2	
江東区		1	36	4				35	4			
品川区			3	25	2	3		20	26			
目黒区		9		15				36				
大田区		13	32	12			11	61	4			
世田谷区			28	27	2	2	2	119	5		1	
渋谷区			4	3	1			46				
中野区		7	17	4	1			36	5			
杉並区	2		3	43	3		2	85	3			
豊島区		3	4	26	4		1	48				
北区		18	14	2				37	3			
荒川区		11		7	7		2	19	1			
板橋区		5	10	41	5	4	3	94		1		
練馬区			33	24				117				
足立区			6	70	24	1	1	146	16	2	2	3
葛飾区		1	32	12	45	3	3	63	13			
江戸川区			40					40				
市部計	81	4	160	192	65	33	133	495	58	31	2	1
八王子市				13	19	10	17	35	13	18	2	1
立川市			15	5			14	21				
武蔵野市			14	12				50	4	2		
三鷹市			4	12		1	2	15				
青梅市	7				5		7			5		
府中市			5	15			17	25				
昭島市			10	5				10	1			
調布市	6		14	14		2	6	17	7			
町田市	1		11	9	16	4	2	46	18	2		
小金井市			10	4			2	9				
小平市		2	17	13	5		4	46	3	1		
日野市	18	1	20	15	7	2	18	25	6	3		
東村山市	4	1	4	18	2			31	1			
国分寺市			2	7	3		1	12				
国立市			10				1	11				
福生市				9				13				
狛江市	2			6			2	10				
東大和市	15		1	2			15	6				
清瀬市			4	4	4			18	3			
武蔵村山市												
東久留米市			2	2				15				
多摩市			8	4	1			8				
稲城市			8	1		14		23				
羽村市	12						12					
あきる野市	13						13					
西東京市	3		1	22	3			49	2			
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町							4					

イ 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

(7) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管理人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	1,327	724	474	129	467	547	313
区部計	936	566	313	57	354	397	185
千代田区	28	27		1			28
中央区	25	23	2		9	15	1
港区	16	13	3		8		8
新宿区	57	49	6	2	6	51	
文京区	26	17	9		2	5	19
台東区	29	20	6	3	11	18	
墨田区	36	30	5	1	4		32
江東区	48	40	8		19	26	3
品川区	26	26			13	13	
目黒区	27	14	12	1	11	15	1
大田区	76	45	28	3	33	10	33
世田谷区	53	28	21	4	23	28	2
渋谷区	52	28	13	11		52	
中野区	28	15	11	2	19	9	
杉並区	45	16	28	1	33	12	
豊島区	43	22	13	8	15	23	5
北区	42	17	21	4	15	14	13
荒川区	15	14	1		4		11
板橋区	68	32	34	2	34	11	23
練馬区	68	28	35	5	5	63	
足立区	49	27	19	3	32	15	2
葛飾区	39	15	19	5	24	13	2
江戸川区	40	20	19	1	34	4	2
市部計	385	152	161	72	112	149	124
八王子市	17	16	1				17
立川市	35	20	11	4	8	21	6
三鷹市	24	3	12	9	10	14	
青梅市	11	8	1	2	4	4	3
府中市	23	9	6	8	5	18	
昭島市	17	7	9	1	12	5	
調布市	41	15	22	4	10	19	12
町田市	13	9	2	2	10		3
小金井市	11	1	6	4	8		3
小平市	25	3	15	7	10	12	3
日野市	43	15	10	18	2	2	39
東村山市	22	7	12	3	8	10	4
国分寺市	16	4	11	1	10	6	
国立市	17	6	9	2	3	10	4
福生市	8	6	2		3	5	
狛江市	2			2			2
東大和市	15	10	5				15
清瀬市	5	2	2	1	5		
東久留米市	6		6		1	5	
多摩市	6		6		3	3	
羽村市	12		10	2		12	
あきる野市	13	11	2				13
西東京市	3		1	2		3	
町村部計	6	6			1	1	4
瑞穂町	2	2			1	1	
奥多摩町	4	4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	~999円 /月	~1,999 円/月	~2,999 円/月	~3,999 円/月	4,000円 ~/月	無料	~100円 /時間	~200円 /時間	~300円 /時間	~500円 /時間	500円~ /時間
総数	88	148	398	341	18	8	163	755	49	4		
区部計	7	144	292	252	7	6	26	602	36			
千代田区		16						12				
中央区			20			5		16				
港区	5		10				5	3	7			
新宿区		21	12	2				39	1			
文京区				20				9				
台東区		11	4	9				16				
墨田区		28	3					8				
江東区		1	35	4				31	4			
品川区			3	17	2				21			
目黒区		9		15				11				
大田区		13	31	10			11	47				
世田谷区			24	11			2	40				
渋谷区			4	3	1			46				
中野区		7	17	2				18	2			
杉並区	2		2	38	2		2	41				
豊島区		3	2	25	2		1	29				
北区		18	14					29				
荒川区		11		4			2	4				
板橋区		5	8	41		1		55				
練馬区			30	15				52				
足立区			2	34			1	36				
葛飾区		1	31	2			2	20	1			
江戸川区			40					40				
市部計	81	4	106	87	11	2	133	151	13	4		
八王子市								17				
立川市			12	5				14	18			
三鷹市			4	10				2	12			
青梅市	7				4			7		4		
府中市				5				17	6			
昭島市			10	5				10	1			
調布市	6		14	14		2	6	17	7			
町田市	1		4	4	2		2	5	4			
小金井市			7	1			2	7				
小平市		2	17	1			4	15				
日野市	18	1	15	7	1		18	13				
東村山市	4	1		16	1			8	1			
国分寺市			2	7	3		1	12				
国立市			10				1	11				
福生市				8				7				
狛江市	2						2					
東和西市	15						15					
清瀬市			4	1				5				
東久留米市			2	2				2				
多摩市			5	1				3				
羽村市	12						12					
あきる野市	13						13					
西東京市	3											
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
奥多摩町							4					

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	218	154	59	5	40	42	136
区部計	157	117	36	4	26	15	116
千代田区	1	1					1
台東区	1	1				1	
墨田区	19	18	1				19
品川区	11	11			5	3	3
目黒区	11	9	1	1		3	8
大田区	9	8	1		3		6
世田谷区	36	19	16	1	8	1	27
中野区	2	1		1			2
杉並区	7	3	3	1			7
豊島区	6	4	2		2	2	2
北川区	4	2	2		2	1	1
荒川区	6	6					6
板橋区	10	9	1		2		8
練馬区	15	8	7			1	14
足立区	12	11	1		4		8
葛飾区	7	6	1			3	4
市部計	61	37	23	1	14	27	20
八王子市	2	2					2
立川市	4	3	1				4
武蔵野市	8	2	5	1	3	2	3
町田市	10	6	4		4	6	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	8	5	3		4	4	
東大和市	6	5	1		1	5	
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2			5	
多摩市	1	1			1		
稲城市	5	4	1				5
西東京市	9	4	5			5	4

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	180	60	100	20	99	76	5
区部計	13	4	8	1	5	6	2
千代田区	1			1			1
品川区	1		1				1
練馬区	11	4	7		5	6	
市部計	167	56	92	19	94	70	3
八王子市	42	21	21		24	17	1
武蔵野市	37	1	23	13	15	22	
府中市	22	9	12	1	11	11	
町田市	17	11	6		13	4	
日野市	11	3	6	2	5	6	
東大和市	2	2			1		1
清瀬市	2	2			2		
多摩市	5	3	2		4	1	
稲城市	8	1	7		5	3	
西東京市	21	3	15	3	14	6	1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数			11	42	8	6		182	21	1		1
区部計			5	33	4			133	18			1
千代田区								1				
台東区								1				
墨田区								19				
品川区				7				7	4			
目黒区								11				
大田区			1	2				6	3			
世田谷区			1	15	1			31	3			
中野区					1			1	1			
杉並区				1				7				
豊島区			2	1	1			6				
北川区				2				1	3			
荒川区								6				
板橋区			1		1			9				
練馬区				1				15				
足立区				4				9				1
葛飾区								3	4			
市部計			6	9	4	6		49	3	1		
八王子市								1		1		
立川市			2					2				
武蔵野市			2					7				
町田市			1	3	3	1		5	3			
小平市					1			1				
狛江市				5				6				
東大和市			1					6				
清瀬市								1				
東久留米市								5				
多摩市				1				1				
稲城市						5		5				
西東京市								9				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数			38	73	29	11		106	20	17	1	
区部計			3	7				13				
千代田区								1				
品川区								1				
練馬区			3	7				11				
市部計			35	66	29	11		93	20	17	1	
八王子市				11	17	10		9	9	15	1	
武蔵野市			12	12				25				
府中市			5	10				19				
町田市			5	2	8	1		7	7	1		
日野市			3	6	2			5	3	1		
東大和市				2								
清瀬市				2				2				
多摩市			2	2	1			4				
稲城市			7	1				8				
西東京市			1	18	1			14	1			

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	898	443	412	43	91	95	703
区部計	613	306	289	18	57	29	518
千代田区	1	1			1		
中央区	16	12	4				16
港区	13	9	3	1			13
文京区	4	3	1				4
台東区	1	1			1		
墨田区	15	10	2	3	4		11
江東区	4	3	1				4
品川区	14	10	4			1	13
目黒区	14	10	4				14
大田区	9	6	1	2			9
世田谷区	51	30	19	2	5	1	45
中野区	19	10	9		2		17
杉並区	41	13	25	3	2	1	38
豊島区	13	3	6	4	1		12
北区	7	3	4		1	1	5
荒川区	20	16	4		3		17
板橋区	37	24	13		5	4	28
練馬区	47	25	22		2	2	43
足立区	167	75	89	3	17	14	136
葛飾区	120	42	78		13	5	93
市部計	285	137	123	25	34	66	185
八王子市	36	17	13	6	2		34
立川市	1	1			1		
武蔵野市	25	1	14	10	3	4	18
三鷹市	5	1	3	1	2	1	2
青梅市	1	1				1	
町田市	39	21	16	2	4	35	
小金井市	6		5	1	5		1
小平市	48	29	19		4	5	39
日野市	18	8	9	1	6	5	7
東村山市	29	11	18		2	6	21
福生市	7	4	3				7
狛江市	5	3	1	1		1	4
清瀬市	14	14			4		10
東久留米市	8	2	6			7	1
多摩市	1			1		1	
稲城市	10	6	4				10
西東京市	32	18	12	2	1		31

(才) その他

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	9	6	2	1	2	2	5
区部計	9	6	2	1	2	2	5
文京区	2	2				2	
世田谷区	1	1					1
杉並区	1		1		1		
足立区	4	3		1	1		3
葛飾区	1		1				1

	料金形態											
	定期利用					一時利用						
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数			27	84	103	26	5	620	56	12	6	3
区部計			14	54	82	12	5	418	34	3	5	2
千代田区					1			1				
中央区								16				
港区			2					12				
文京区				1				3				
台東区			1					1				
墨田区						1	1	12				2
江東区			1					4				
品川区				1		3		12	1			
目黒区								14				
大田区								8	1			
世田谷区			3	1	1	1		47	2		1	
中野区				2				17	2			
杉並区			1	3	1			36	3			
豊島区					1			13				
北区								7				
荒川区				3	7			9	1			
板橋区			1		4	3	3	30		1		
練馬区				1				39				
足立区			4	32	23	1		97	16	2	2	2
葛飾区			1	10	44	3	1	40	8			
市部計			13	30	21	14		202	22	9	1	1
八王子市				2	2			25	4	2	1	1
立川市			1					1				
武蔵野市								18	4	2		
三鷹市				2		1		3				
青梅市					1					1		
町田市			1		3	2		29	4	1		
小金井市			3	3				2				
小平市				12	4			30	3	1		
日野市			2	2	4	2		7	3	2		
東村山市			4	2	1			23				
福生市				1				6				
狛江市				1				4				
清瀬市				1	4			10	3			
東久留米市								8				
多摩市			1									
稲城市			1			9		10				
西東京市				4	2			26	1			

	料金形態											
	定期利用					一時利用						
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数				1	2	1		8				
区部計				1	2	1		8				
文京区								2				
世田谷区						1		1				
杉並区				1				1				
足立区					1			4				
葛飾区					1							

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

平成29年8月末現在

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
千代田区	千代田区コミュニティサイクル事業実証実験	九段下駅、秋葉原駅、大手町駅、東京駅、飯田橋駅など区内全域	1	5	平成26年10月	800	<ul style="list-style-type: none"> ●個人向けプラン <ul style="list-style-type: none"> ・一回会員 基本料0円（最初の30分：150円/回。※以降100円/30分） ・一日パス 基本料1,500円/1日分 ・月額会員 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） ●法人向けプラン <ul style="list-style-type: none"> ・法人月額 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） ・法人定額 4,000円/月（定額） 	自動加入	説明あり
中央区	中央区コミュニティサイクル事業実証実験	新富町駅、小伝馬町駅、八丁堀駅など区内全域	1	5	平成27年10月	400	150円/回、1,500円/日、2,000円/月	自動加入	説明あり
港区	自転車シェアリング	新橋駅、六本木駅、品川駅など	5	5	平成26年8月	1,710	100円/30分	自動加入	説明なし
新宿区	新宿区自転車シェアリング	新宿三丁目駅、飯田橋駅、四谷駅など	1	5	平成28年10月	350	<ul style="list-style-type: none"> ・一回会員 基本料0円（最初の30分：150円/回。※以降100円/30分） ・一日パス 基本料1,500円/1日分 ・月額会員 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） 	自動加入	説明あり
文京区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	60	500円/回	自動加入	説明なし
	文京区自転車シェアリング事業	後楽園駅、春日駅、水道橋駅、御茶ノ水駅など区内全域	1	5	平成29年1月	200	150円/回、1,500円/日、2,000円/月	自動加入	説明あり
台東区	台東区レンタサイクル	浅草駅	1	1	平成9年11月	50	4時間まで200円、300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	つくばエクスプレス浅草駅	1	1	平成18年5月	55	4時間まで200円、300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	新御徒町駅	1	1	平成12年12月	70	4時間まで200円、300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	仲御徒町駅	1	1	平成17年3月	69	4時間まで200円、300円/日	自動加入	説明あり
	ヒューリック浅草橋ビル駐輪場レンタサイクル	浅草橋駅	4	4	平成25年2月	60	300円/日	用意なし	説明あり
墨田区	レンタサイクル「eチャリ」錦糸町店	錦糸町駅	5	5	平成23年4月	3	3時間1,010円、6時間1,550円、12時間2,060円、追加1時間310円、当日キャンセル料1,010円	自動加入	説明あり
	エクストレモ	錦糸町駅	5	5	平成16年	5	1日（初日）3,000円、1日（2日目以降）1,300円、1週間9,300円	自動加入	説明あり
	シェアサイクルコギコギ	とうきょうスカイツリー駅、押上駅、両国駅、錦糸町駅	4	5	平成24年7月	100	登録料756円、540円/月、最初の30分無料、以降1時間108円	自動加入	説明あり
	エスシティ	両国駅、錦糸町駅	5	5	平成22年2月	15	1時間110円から1日最大530円 ※一部、1回500円の貸出場所がある。	任意加入	説明あり
	SLOW CYCLE & CLOTHING	押上駅	5	5	平成22年	5	1,000円/日	任意加入	説明あり
江東区	江東区臨海部コミュニティサイクル	豊洲駅、東雲駅、国際展示場駅、青海駅、東京テレポート駅、お台場海浜公園駅、テレコムセンター駅、台場駅、門前仲町駅、辰巳駅、新木場駅、潮見駅など計65か所	1	5	平成24年11月	700	<ul style="list-style-type: none"> ●個人向けプラン <ul style="list-style-type: none"> ・一回会員 基本料0円（最初の30分：150円/回。※以降100円/30分） ・一日パス 基本料1,500円/1日分 ・月額会員 2,000円/月（最初の30分：0円※以降30分100円） ●法人向けプラン <ul style="list-style-type: none"> ・法人月額 2,000円/月（制限時間有） ・法人定額 4,000円/月（定額） 	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルール説明
大田区	大田区コミュニティサイクル事業	蒲田駅、京急蒲田駅、大森駅、池上駅など	1	5	平成29年3月	100	<ul style="list-style-type: none"> ・一回会員 基本料：0円 最初の30分：150円/回（30分超過した場合：100円/30分） ・月額会員 基本料：2,000円/月 最初の30分：0円/回（30分超過した場合：100円/30分） ・一日パス <無人登録機購入>基本料：1,500円/1日 <有人窓口購入>基本料：1,500円/1日 +専用ICカード発行料：500円 ・法人月額会員 2,000円/月（30分超過した場合：100円/30分） +専用ICカード発行料：500円 ・法人定額会員 4,000円/月（延長料金なし） +専用ICカード発行料：500円 	自動加入	説明あり
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	411	200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	99	200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	155	200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	199	200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	343	200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	312	200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	26	200円/回	自動加入	説明あり
	サイクルシェア	二子玉川駅	4	4	平成24年3月	50	310円/回、3,090円/月	自動加入	説明あり
渋谷区	サイカパーク恵比寿	恵比寿駅	5	5	平成17年8月	10	4,000円/月	自動加入	説明あり
	サイカパーク初台	初台駅	5	5	平成22年4月	10	4,000円/月	自動加入	説明あり
杉並区	バイパーク東高円寺駐輪場	東高円寺駅	5	5	平成24年9月	3	500円/日	自動加入	説明あり
練馬区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	200円/日、2,000円/月	用意なし	説明なし
足立区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	10	2,500円/月	自動加入	説明あり
	あだちやり（足立区コミュニティサイクル）	竹の塚駅	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動加入	説明あり
	あだちやり（足立区コミュニティサイクル）	大師前駅	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動加入	説明あり
	あだちやり（足立区コミュニティサイクル）	舎人公園駅下	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動加入	説明あり
	レンタサイクル	梅島駅	4	4	平成29年8月	5	300円/日	用意なし	説明なし

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

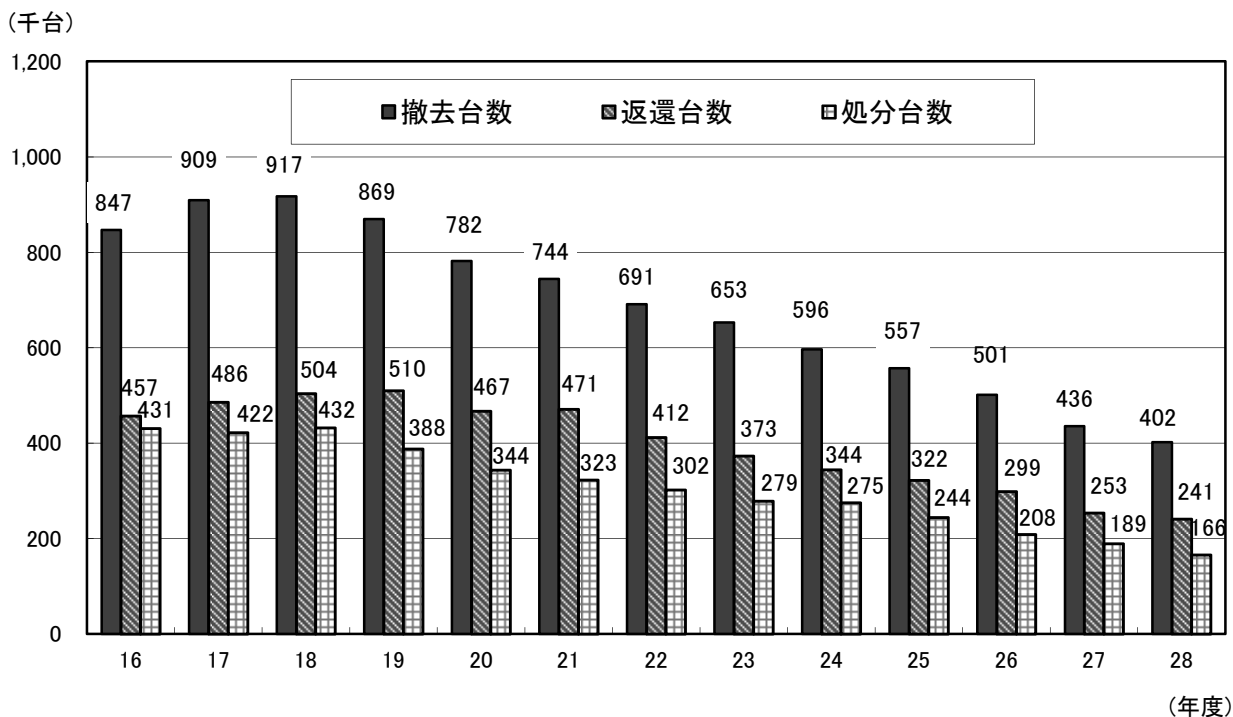
1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルール の 説明
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	260	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	西葛西駅	1	1	平成21年9月	260	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	葛西臨海公園駅	1	1	平成21年8月	200	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	船堀駅	1	1	平成23年7月	90	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	一之江駅	1	1	平成23年7月	60	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	瑞江駅	1	1	平成25年4月	120	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	篠崎駅	1	1	平成25年4月	65	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	小岩駅	1	1	平成25年4月	100	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	平井駅	1	1	平成25年4月	50	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	東大島駅	1	1	平成25年4月	20	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	京成小岩駅	1	1	平成25年4月	25	210円/日、2,060円/月	自動加入	説明なし
立川市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	用意なし	説明あり
	T-BIKE	立川駅	6	6	平成29年8月	10	6時間500円、12時間800円、24時間1,100円	自動加入	説明あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	43	200円/日、2,500円/月	自動加入	説明あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	52	300円/日、3,000円/月	任意加入	説明なし
	三鷹市サイクルシェア事業社会実験	三鷹駅	1	1	平成28年4月	120	一般：1,500円/月、学生：1,250円/月	自動加入	説明あり
調布市	調布市シルバー人材センターレンタサイクル	飛田給駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動加入	説明なし
	調布市シルバー人材センターレンタサイクル	仙川駅	3	3	平成16年6月	3	300円/日	自動加入	説明なし
小金井市	suicle	東小金井駅	4	4	平成25年11月	不明	一時利用 最初の30分100円以降1時間毎100円 定期利用 月額2,500円	自動加入	説明あり
		武蔵小金井駅	4	4	平成28年2月	不明	一時利用 最初の30分100円以降1時間毎100円 定期利用 月額2,500円	自動加入	説明あり
東村山市	レンタサイクル	東村山駅	6	6	平成27年6月	4	200円/1日	用意なし	説明なし
	レンタサイクル	久米川駅	6	6	平成27年6月	4	200円/1日	用意なし	説明なし
	レンタサイクル	新秋津駅	6	6	平成29年6月	5	200円/1日	用意なし	説明なし
国立市	Suicle	国立駅	4	4	平成28年2月	100	定期利用月2,500円、 一時利用最初の1時間100円以降1時間毎100円	自動加入	説明あり
福生市	たっけー☆☆サイクル(サイクルシェアリング事業・電動アシスト自転車利用)	拝島駅	1	1	平成24年2月	35	50円/15分、6時間まで500円、9時間まで1,000円、 12時間まで2,000円、24時間まで3,500円 (最初の30分は無料、その後15分毎に50円)	自動加入	説明なし
		牛浜駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明なし
		福生駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明あり
多摩市	レンタサイクル	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
羽村市	レンタサイクル	羽村駅	3	3	平成29年3月	5	半日300円 一日500円	自動加入	説明あり
西東京市	西武柳沢駅南口レンタサイクル	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	利用時間6:30~20:00、200円/日・回	自動加入	説明なし
瑞穂町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	3	3	平成24年4月	11	軽快車 200円/日 電動アシスト付き 400円/日	自動加入	説明なし
奥多摩町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	2,500円/回	自動加入	説明あり

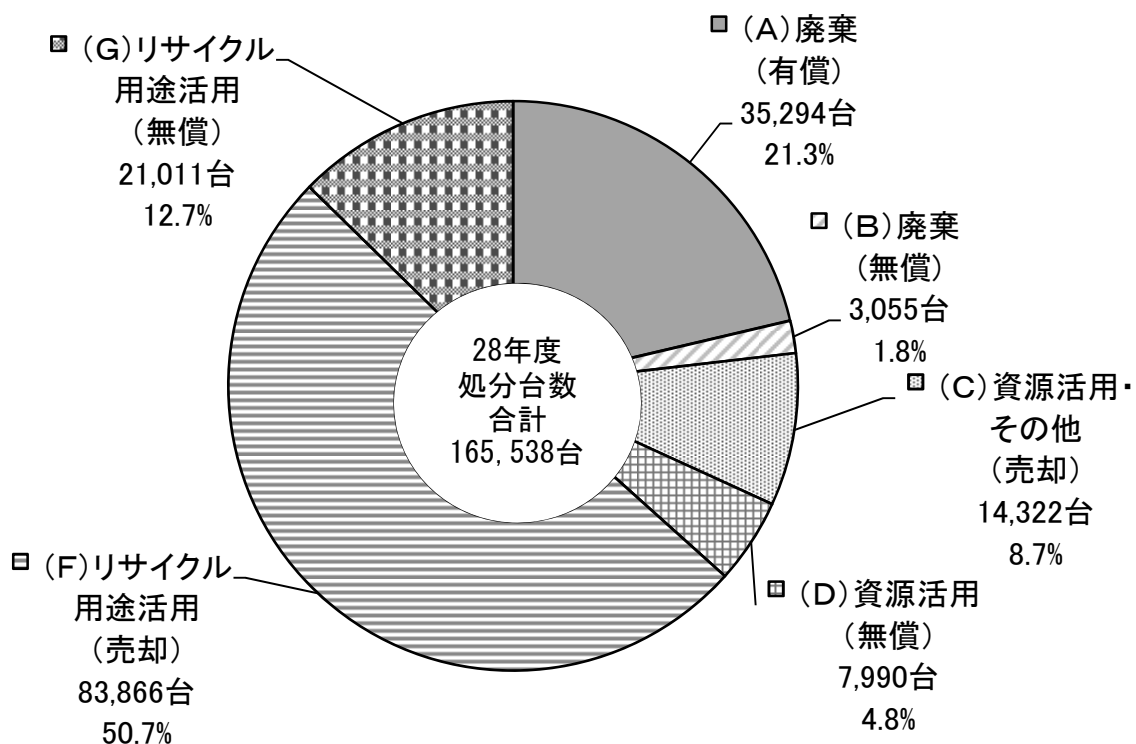
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成28年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成28年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	401,882	398,614	3,268	241,100	238,752	2,348	165,538	164,759	779	60.0%
区部計	338,306	336,355	1,951	203,628	202,397	1,231	138,539	138,068	471	60.2%
千代田区	3,572	3,529	43	1,921	1,890	31	1,194	1,188	6	53.8%
中央区	5,320	5,320	0	2,104	2,104	0	3,125	3,125	0	39.5%
港区	7,391	7,219	172	3,752	3,741	11	3,639	3,627	12	50.8%
新宿区	19,554	19,385	169	10,566	10,473	93	5,380	5,380	0	54.0%
文京区	7,137	7,137	0	5,101	5,101	0	2,008	2,008	0	71.5%
台東区	10,988	10,988	0	5,872	5,872	0	5,116	5,116	0	53.4%
墨田区	13,155	13,155	0	8,674	8,674	0	5,198	5,198	0	65.9%
江東区	16,063	15,940	123	8,777	8,702	75	8,704	8,647	57	54.6%
品川区	12,166	12,082	84	8,011	7,961	50	3,841	3,808	33	65.8%
目黒区	13,168	12,980	188	9,620	9,529	91	3,528	3,494	34	73.1%
大田区	27,195	26,981	214	17,847	17,655	192	10,015	9,988	27	65.6%
世田谷区	33,727	33,383	344	23,484	23,227	257	10,053	9,986	67	69.6%
渋谷区	14,394	14,313	81	9,959	9,900	59	4,382	4,361	21	69.2%
中野区	12,599	12,599	0	6,867	6,867	0	6,177	6,177	0	54.5%
杉並区	18,585	18,563	22	10,025	10,025	0	8,382	8,354	28	53.9%
豊島区	27,432	27,403	29	17,521	17,511	10	9,812	9,792	20	63.9%
北区	16,216	16,216	0	8,316	8,316	0	7,188	7,188	0	51.3%
荒川区	5,223	5,177	46	1,938	1,908	30	3,630	3,630	0	37.1%
板橋区	14,677	14,450	227	8,338	8,152	186	7,584	7,501	83	56.8%
練馬区	13,944	13,779	165	7,735	7,597	138	2,063	2,046	17	55.5%
足立区	9,593	9,549	44	4,209	4,201	8	3,730	3,664	66	43.9%
葛飾区	13,342	13,342	0	8,196	8,196	0	14,480	14,480	0	61.4%
江戸川区	22,865	22,865	0	14,795	14,795	0	9,310	9,310	0	64.7%
市部計	63,350	62,037	1,313	37,414	36,298	1,116	26,813	26,509	304	59.1%
八王子市	4,988	4,729	259	2,735	2,510	225	2,046	1,981	65	54.8%
立川市	3,439	3,336	103	1,785	1,692	93	1,653	1,643	10	51.9%
武蔵野市	3,896	3,872	24	2,275	2,254	21	1,724	1,724	0	58.4%
鷹野市	2,013	1,997	16	1,096	1,085	11	968	964	4	54.4%
青梅市	379	372	7	63	63	0	259	256	3	16.6%
府中市	5,241	5,241	0	3,009	3,009	0	1,911	1,911	0	57.4%
昭島市	1,185	1,175	10	541	536	5	826	826	0	45.7%
調布市	8,197	8,128	69	5,876	5,822	54	2,338	2,317	21	71.7%
町田市	4,709	4,454	255	3,236	3,000	236	1,977	1,933	44	68.7%
小金井市	3,681	3,641	40	2,426	2,389	37	1,394	1,389	5	65.9%
小平市	3,644	3,602	42	1,999	1,964	35	1,689	1,679	10	54.9%
日野市	2,670	2,564	106	1,556	1,472	84	1,290	1,267	23	58.3%
東村山市	1,193	1,180	13	404	396	8	736	729	7	33.9%
国分寺市	4,619	4,560	59	2,784	2,739	45	2,083	2,022	61	60.3%
国立市	2,558	2,558	0	1,677	1,677	0	881	881	0	65.6%
福生市	749	736	13	474	462	12	265	265	0	63.3%
狛江市	911	892	19	636	620	16	275	272	3	69.8%
東大和市	242	242	0	148	148	0	111	111	0	61.2%
清瀬市	755	744	11	322	312	10	422	413	9	42.6%
東久留米市	1,148	1,136	12	750	741	9	454	451	3	65.3%
武蔵村山市	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
多摩市	2,203	2,006	197	1,380	1,200	180	816	806	10	62.6%
稲城市	556	538	18	265	257	8	486	477	9	47.7%
羽村市	1,153	1,151	2	462	462	0	597	597	0	40.1%
あきる野市	162	156	6	51	50	1	111	106	5	31.5%
西東京市	2,957	2,925	32	1,464	1,438	26	1,501	1,489	12	49.5%
町村部計	226	222	4	58	57	1	186	182	4	25.7%
瑞穂町	226	222	4	58	57	1	168	165	3	25.7%
日の出町	0	0	0	0	0	0	18	17	1	-
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 〈A+B+C+D+E〉			〈A〉 廃棄 (有償)			〈B〉 廃棄 (無償)		
	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付
総 数	165,538	164,759	779	35,294	35,064	230	3,055	3,017	38
区部計	138,539	138,068	471	30,923	30,809	114	2,095	2,071	24
千代田区	1,194	1,188	6	1,126	1,120	6	0	0	0
中央区	3,125	3,125	0	2,499	2,499	0	0	0	0
港区	3,639	3,627	12	0	0	0	0	0	0
新宿区	5,380	5,380	0	0	0	0	0	0	0
文京区	2,008	2,008	0	1,858	1,858	0	0	0	0
台東区	5,116	5,116	0	0	0	0	1,169	1,169	0
墨田区	5,198	5,198	0	3,632	3,632	0	0	0	0
江東区	8,704	8,647	57	873	873	0	110	104	6
品川区	3,841	3,808	33	1	1	0	0	0	0
目黒区	3,528	3,494	34	0	0	0	0	0	0
大田区	10,015	9,988	27	5,552	5,525	27	0	0	0
世田谷区	10,053	9,986	67	0	0	0	0	0	0
渋谷区	4,382	4,361	21	0	0	0	816	798	18
中野区	6,177	6,177	0	0	0	0	0	0	0
杉並区	8,382	8,354	28	1,960	1,932	28	0	0	0
豊島区	9,812	9,792	20	7,370	7,350	20	0	0	0
北区	7,188	7,188	0	5,134	5,134	0	0	0	0
荒川区	3,630	3,630	0	0	0	0	0	0	0
板橋区	7,584	7,501	83	706	673	33	0	0	0
練馬区	2,063	2,046	17	0	0	0	0	0	0
足立区	3,730	3,664	66	212	212	0	0	0	0
葛飾区	14,480	14,480	0	0	0	0	0	0	0
江戸川区	9,310	9,310	0	0	0	0	0	0	0
市部計	26,813	26,509	304	4,353	4,238	115	904	893	11
八王子市	2,046	1,981	65	0	0	0	0	0	0
立川市	1,653	1,643	10	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	1,724	1,724	0	574	574	0	0	0	0
三鷹市	968	964	4	0	0	0	0	0	0
青梅市	259	256	3	153	150	3	0	0	0
府中市	1,911	1,911	0	0	0	0	0	0	0
昭島市	826	826	0	0	0	0	0	0	0
調布市	2,338	2,317	21	0	0	0	241	240	1
町田市	1,977	1,933	44	1,036	992	44	0	0	0
小金井市	1,394	1,389	5	0	0	0	0	0	0
小平市	1,689	1,679	10	0	0	0	0	0	0
日野市	1,290	1,267	23	1,008	985	23	0	0	0
東村山市	736	729	7	0	0	0	7	0	7
国分寺市	2,083	2,022	61	0	0	0	0	0	0
国立市	881	881	0	0	0	0	0	0	0
福生市	265	265	0	0	0	0	0	0	0
狛江市	275	272	3	0	0	0	201	198	3
東大和市	111	111	0	0	0	0	0	0	0
清瀬市	422	413	9	209	200	9	0	0	0
東久留米市	454	451	3	0	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	816	806	10	10	0	10	455	455	0
稲城市	486	477	9	432	423	9	0	0	0
羽村市	597	597	0	0	0	0	0	0	0
あきる野市	111	106	5	102	97	5	0	0	0
西東京市	1,501	1,489	12	829	817	12	0	0	0
町村部計	186	182	4	18	17	1	56	53	3
瑞穂町	168	165	3	0	0	0	56	53	3
日の出町	18	17	1	18	17	1	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	<C> 資源活用・ その他（売却）			<D> 資源活用（無償）			<E> リサイクル用途活用 <E> = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳①		
										(F) 売却		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総数	14,322	14,251	71	7,990	7,990	0	104,877	104,437	440	83,866	83,443	423
区部計	11,929	11,867	62	7,990	7,990	0	85,602	85,331	271	69,998	69,739	259
千代田区	0	0	0	0	0	0	68	68	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	626	626	0	578	578	0
港区	0	0	0	0	0	0	3,639	3,627	12	0	0	0
新宿区	0	0	0	0	0	0	5,380	5,380	0	5,380	5,380	0
文京区	0	0	0	0	0	0	150	150	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0	0	3,947	3,947	0	3,190	3,190	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	1,566	1,566	0	1,276	1,276	0
江東区	0	0	0	0	0	0	7,721	7,670	51	5,468	5,417	51
品川区	3,338	3,305	33	0	0	0	502	502	0	0	0	0
目黒区	183	154	29	0	0	0	3,345	3,340	5	3,345	3,340	5
大田区	0	0	0	0	0	0	4,463	4,463	0	4,049	4,049	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	10,053	9,986	67	9,593	9,526	67
渋谷区	0	0	0	0	0	0	3,566	3,563	3	3,554	3,551	3
中野区	0	0	0	748	748	0	5,429	5,429	0	4,645	4,645	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	6,422	6,422	0	5,304	5,304	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	2,442	2,442	0	1,250	1,250	0
北区	0	0	0	0	0	0	2,054	2,054	0	2,054	2,054	0
荒川区	0	0	0	0	0	0	3,630	3,630	0	2,980	2,980	0
板橋区	0	0	0	0	0	0	6,878	6,828	50	6,516	6,466	50
練馬区	0	0	0	0	0	0	2,063	2,046	17	1,837	1,820	17
足立区	0	0	0	0	0	0	3,518	3,452	66	2,212	2,146	66
葛飾区	0	0	0	7,242	7,242	0	7,238	7,238	0	6,767	6,767	0
江戸川区	8,408	8,408	0	0	0	0	902	902	0	0	0	0
市部計	2,393	2,384	9	0	0	0	19,163	18,994	169	13,756	13,592	164
八王子市	0	0	0	0	0	0	2,046	1,981	65	2,046	1,981	65
立川市	5	0	5	0	0	0	1,648	1,643	5	1,278	1,273	5
武蔵野市	0	0	0	0	0	0	1,150	1,150	0	950	950	0
三鷹市	937	933	4	0	0	0	31	31	0	31	31	0
青梅市	0	0	0	0	0	0	106	106	0	81	81	0
府中市	1,095	1,095	0	0	0	0	816	816	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0	0	826	826	0	826	826	0
調布市	0	0	0	0	0	0	2,097	2,077	20	1,657	1,637	20
町田市	0	0	0	0	0	0	941	941	0	706	706	0
小金井市	0	0	0	0	0	0	1,394	1,389	5	1,115	1,112	3
小平市	0	0	0	0	0	0	1,689	1,679	10	1,405	1,395	10
日野市	0	0	0	0	0	0	282	282	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0	0	729	729	0	729	729	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0	2,083	2,022	61	2,083	2,022	61
国立市	0	0	0	0	0	0	881	881	0	0	0	0
福生市	250	250	0	0	0	0	15	15	0	15	15	0
狛江市	0	0	0	0	0	0	74	74	0	74	74	0
東大和市	106	106	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0	0	213	213	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0	0	454	451	3	154	154	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	0	0	0	0	0	0	351	351	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	54	54	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0	0	597	597	0	597	597	0
あきる野市	0	0	0	0	0	0	9	9	0	9	9	0
西東京市	0	0	0	0	0	0	672	672	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0	0	112	112	0	112	112	0
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	112	112	0	112	112	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無償			(H) 自転車				(I) 原付			
	計	自転車	原付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総数	21,011	20,994	17	104,437	32,595	68,205	3,637	440	66	366	8
区部計	15,604	15,592	12	85,331	27,211	54,780	3,340	271	66	200	5
千代田区	68	68	0	68	68	0	0	0	0	0	0
中央区	48	48	0	626	626	0	0	0	0	0	0
港区	3,639	3,627	12	3,627	316	3,311	0	12	0	12	0
新宿区	0	0	0	5,380	0	5,380	0	0	0	0	0
文京区	150	150	0	150	0	150	0	0	0	0	0
台東区	757	757	0	3,947	757	3,190	0	0	0	0	0
墨田区	290	290	0	1,566	130	1,436	0	0	0	0	0
江東区	2,253	2,253	0	7,670	1,186	6,484	0	51	0	51	0
品川区	502	502	0	502	502	0	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	3,340	0	0	3,340	5	0	0	5
大田区	414	414	0	4,463	4,313	150	0	0	0	0	0
世田谷区	460	460	0	9,986	100	9,886	0	67	0	67	0
渋谷区	12	12	0	3,563	12	3,551	0	3	0	3	0
中野区	784	784	0	5,429	5,429	0	0	0	0	0	0
杉並区	1,118	1,118	0	6,422	6,422	0	0	0	0	0	0
豊島区	1,192	1,192	0	2,442	1,612	830	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	2,054	0	2,054	0	0	0	0	0
荒川区	650	650	0	3,630	550	3,080	0	0	0	0	0
板橋区	362	362	0	6,828	362	6,466	0	50	0	50	0
練馬区	226	226	0	2,046	1	2,045	0	17	0	17	0
足立区	1,306	1,306	0	3,452	3,452	0	0	66	66	0	0
葛飾区	471	471	0	7,238	471	6,767	0	0	0	0	0
江戸川区	902	902	0	902	902	0	0	0	0	0	0
市部計	5,407	5,402	5	18,994	5,350	13,347	297	169	0	166	3
八王子市	0	0	0	1,981	0	1,981	0	65	0	65	0
立川市	370	370	0	1,643	370	1,273	0	5	0	5	0
武蔵野市	200	200	0	1,150	0	1,150	0	0	0	0	0
三鷹市	0	0	0	31	31	0	0	0	0	0	0
青梅市	25	25	0	106	81	25	0	0	0	0	0
府中市	816	816	0	816	333	483	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	826	826	0	0	0	0	0	0
調布市	440	440	0	2,077	240	1,837	0	20	0	20	0
町田市	235	235	0	941	722	219	0	0	0	0	0
小金井市	279	277	2	1,389	382	1,007	0	5	0	5	0
小平市	284	284	0	1,679	650	1,029	0	10	0	10	0
日野市	282	282	0	282	282	0	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	729	0	729	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	2,022	0	2,022	0	61	0	61	0
国立市	881	881	0	881	317	564	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	74	44	30	0	0	0	0	0
東大和市	5	5	0	5	5	0	0	0	0	0	0
清瀬市	213	213	0	213	213	0	0	0	0	0	0
東久留米市	300	297	3	451	154	0	297	3	0	0	3
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	351	351	0	351	280	71	0	0	0	0	0
稲城市	54	54	0	54	0	54	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	597	144	453	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0
西東京市	672	672	0	672	252	420	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	112	34	78	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	112	34	78	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	<A> 自転車商組合、 自転車販売業者	 その他の 民間事業者	<C> 社会福祉法人、シ ルバー人材センター等	<D> 一般住民	<E> その他
総数	32,595	10,690	12,836	7,859	328	882
区部計	27,211	8,327	11,929	6,072	328	555
千代田区	68	68	0	0	0	0
中央区	626	626	0	0	0	0
港区	316	0	0	0	316	0
新宿区	0	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0	0
台東区	757	0	0	561	0	196
墨田区	130	130	0	0	0	0
江東区	1,186	0	0	1,186	0	0
品川区	502	112	45	345	0	0
目黒区	0	0	0	0	0	0
大田区	4,313	865	3,184	164	0	100
世田谷区	100	0	0	100	0	0
渋谷区	12	0	0	0	12	0
中野区	5,429	4,645	0	784	0	0
杉並区	6,422	0	5,304	1,118	0	0
豊島区	1,612	305	1,250	0	0	57
北区	0	0	0	0	0	0
荒川区	550	0	0	550	0	0
板橋区	362	0	0	362	0	0
練馬区	1	0	0	0	0	1
足立区	3,452	1,125	2,146	0	0	181
葛飾区	471	451	0	0	0	20
江戸川区	902	0	0	902	0	0
市部計	5,350	2,329	907	1,787	0	327
八王子市	0	0	0	0	0	0
立川市	370	0	0	370	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0	0
三鷹市	31	22	0	0	0	9
青梅市	81	81	0	0	0	0
府中市	333	333	0	0	0	0
昭島市	826	214	612	0	0	0
調布市	240	0	0	240	0	0
町田市	722	411	295	16	0	0
小金井市	382	0	0	382	0	0
小平市	650	366	0	284	0	0
日野市	282	0	0	282	0	0
東村山市	0	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0
国立市	317	0	0	0	0	317
福生市	15	15	0	0	0	0
狛江市	44	44	0	0	0	0
東大和市	5	5	0	0	0	0
清瀬市	213	0	0	213	0	0
東久留米市	154	154	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0
多摩市	280	280	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0
羽村市	144	144	0	0	0	0
あきる野市	9	8	0	0	0	1
西東京市	252	252	0	0	0	0
町村部計	34	34	0	0	0	0
瑞穂町	34	34	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m ²)
総数	143	145,609	203,028
区部計	106	104,347	140,923
千代田区	3	1,653	1,526
中央区	2	1,500	2,143
港区	5	2,150	3,246
新宿区	3	4,800	5,901
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	7,090	5,552
江東区	2	5,399	7,726
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,635	4,900
大田区	6	5,616	7,169
世田谷区	8	6,650	13,528
渋谷区	5	2,980	3,915
中野区	4	2,440	2,695
杉並区	6	4,480	7,757
豊島区	5	5,160	7,305
北区	7	5,170	6,937
荒川区	4	2,400	2,999
板橋区	4	3,928	5,527
練馬区	4	7,700	10,812
足立区	5	5,960	7,282
葛飾区	5	5,460	7,992
江戸川区	11	7,790	10,369
市部計	36	41,162	62,026
八王子市	3	4,225	5,483
立川市	1	6,088	15,524
武蔵野市	2	2,500	5,626
三鷹市	1	700	1,486
青梅市	1	600	826
府中市	2	1,830	1,830
昭島市	1	700	993
調布市	3	3,484	3,689
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	1	510	1,937
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	370	1,872
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	2,500	2,574
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	640	696
狛江市	1	750	1,365
東大和市	2	1,000	1,012
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	380	1,000
あきる野市			
西東京市	3	4,100	3,952
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

第2 区市町村の担当組織・取組

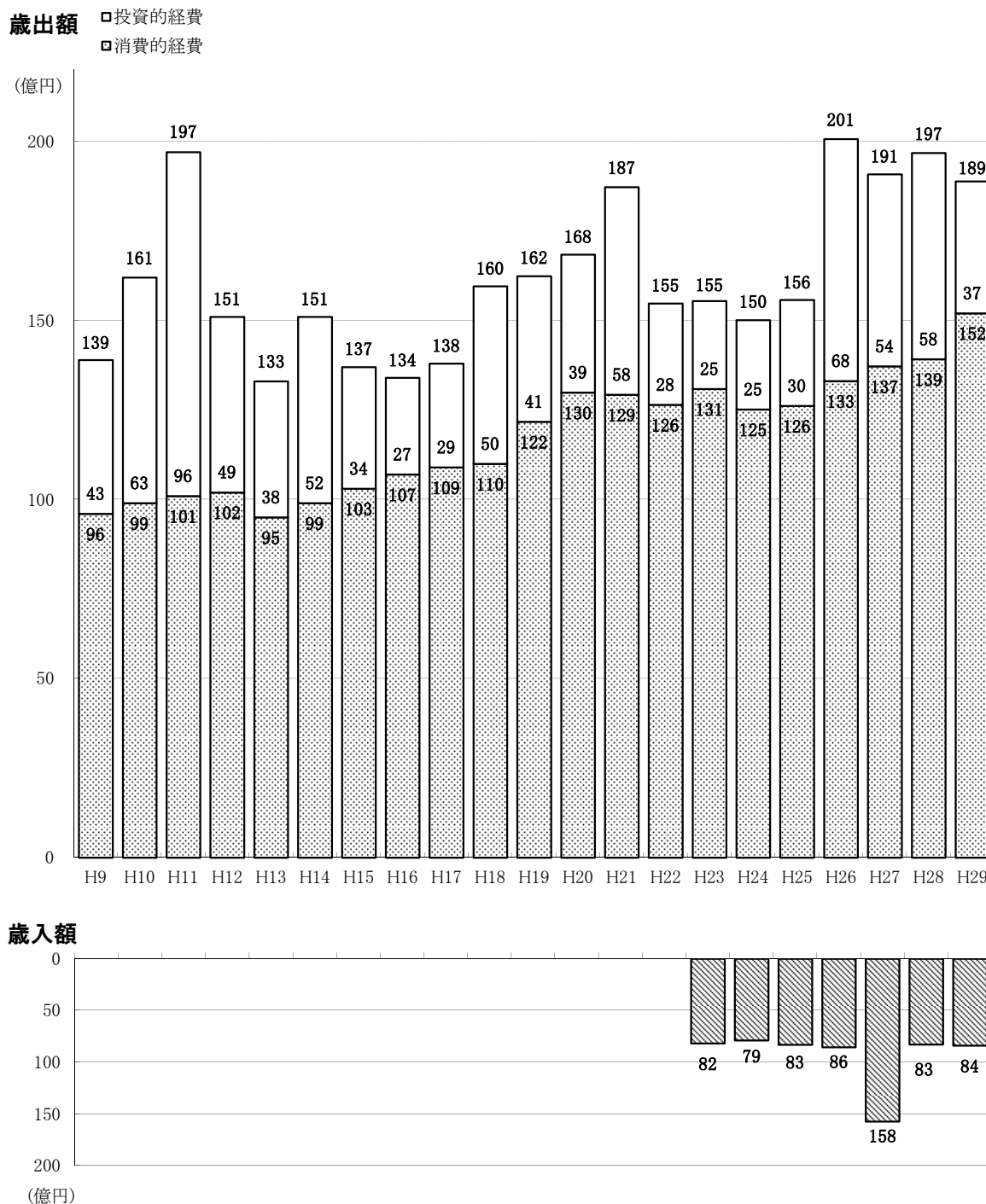
1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境まちづくり部 交通施策推進課 放置自転車対策係	03-3264-2111(代) 内2764 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5443 03-3546-5443(直)
港区	街づくり支援部 地域交通課 交通対策係	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2262(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 交通企画係	03-3209-1111(代) 内4265 03-5273-4265(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3010 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3443 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6495 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430~1 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 道路管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 交通安全対策担当	03-5744-1111(代) 内3153 03-5744-1315(直)
世田谷区	土木部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋谷区	土木清掃部 管理課 管理係	03-3463-1211(代) 内2603 03-3463-2774(直)
中野区	都市基盤部 道路分野自転車対策・地域美化担当	03-3389-1111(代) 内5721 03-3228-5528(直)
杉並区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3554 03-5307-0663(直)
豊島区	都市整備部 土木管理課(交通安全グループ、放置自転車対策グループ、自転車計画グループ、駐輪場整備グループ、駐輪場管理グループ)	03-3981-1111(代) 内2689 03-3981-2169(直)
北区	土木部 施設管理課 自転車対策係	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 施設管理課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716・2717 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 内2513 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内8318・8312 03-5984-1993・1996(直)
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2283 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 道路管理課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内2514 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代) 内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八 王 子 市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3480 042-620-7427(直)
立 川 市	まちづくり部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2286 042-528-4360(直)
武 蔵 野 市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2734 0422-60-1860(直)
三 鷹 市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青 梅 市	生活安全部 市民安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府 中 市	生活環境部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3614 042-335-4069(直)
昭 島 市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調 布 市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町 田 市	道路部 道路管理課	042-722-3111(代) 内3841 042-724-3257(直)
小 金 井 市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小 平 市	都市開発部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2623 042-346-9549(直)
日 野 市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3322 042-514-8421(直)
東 村 山 市	環境安全部 地域安全課 地域安全係	042-393-5111(代) 内2412
国 分 寺 市	建設環境部 交通対策課	042-325-0111(代) 内506
国 立 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福 生 市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2324 042-551-1691(直)
狛 江 市	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2521 03-3430-1314(直)
東 大 和 市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清 瀬 市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内376 042-497-2096(直)
東 久 留 米 市	都市建設部 管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740 042-470-7764(直)
武 蔵 村 山 市	都市整備部 道路下水道課 維持補修グループ	042-565-1111(代) 内263
多 摩 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-375-8111(代) 内2753 042-338-6826(直)
稲 城 市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽 村 市	市民生活部 防災安全課 防犯・交通安全係	042-555-1111(代) 内215・216
あ き る 野 市	総務部 地域防災課 防災安全係	042-558-1111(代) 内2345
西 東 京 市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内2454 042-438-4057(直)
瑞 穂 町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内5330 042-557-7610(直)
日 の 出 町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511(代) 内331
檜 原 村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内216
奥 多 摩 町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 0428-83-2349(直)

3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・平成28年度までは決算額、平成29年度は予算額

・歳入額は、平成24年度から調査を実施

・投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

・消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

(単位：千円)

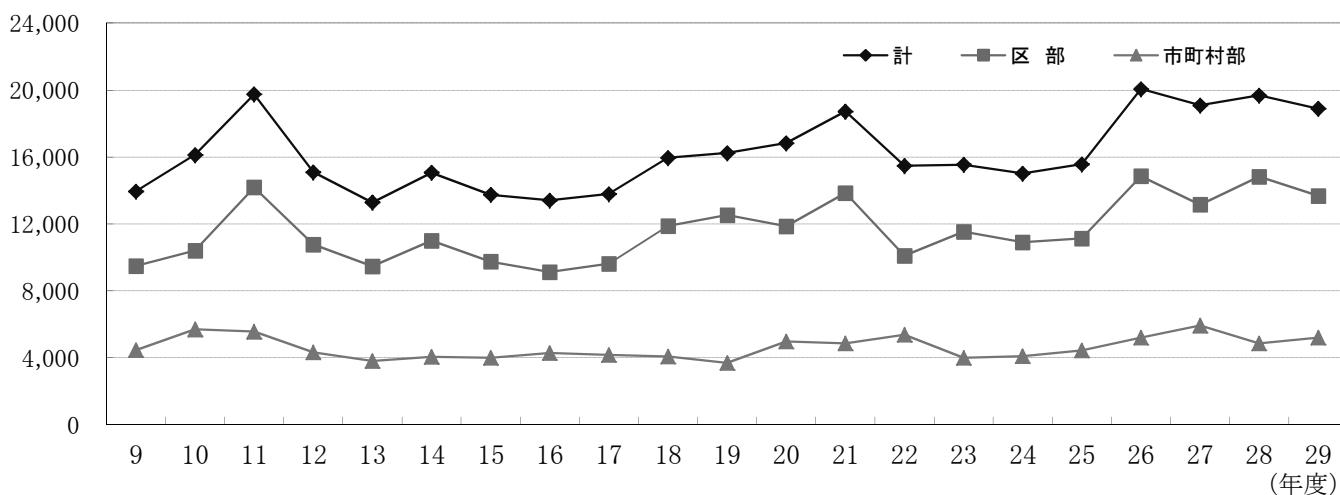
種別	地域	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自転車対策費 計	計	15,063,174	13,744,949	13,416,765	13,798,597	15,953,940	16,236,407	16,838,333	18,722,564
	区部	10,997,418	9,747,670	9,130,508	9,616,969	11,878,701	12,534,821	11,865,243	13,856,280
	市部	4,053,681	3,983,728	3,968,122	4,165,933	4,058,518	3,684,772	4,956,094	4,849,506
	町村部	12,075	13,551	318,135	15,695	16,721	16,814	16,996	16,778
(投資的経費) 自転車等駐車場整備費	計	5,165,705	3,434,708	2,676,568	2,900,577	4,959,717	4,065,454	3,851,350	5,791,997
	区部	4,416,618	2,772,044	1,747,777	2,181,304	4,158,968	3,881,922	2,531,465	4,510,922
	市部	749,087	660,837	623,871	719,273	800,749	183,532	1,319,885	1,281,075
	町村部	0	1,827	304,920	0	0	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場管理費・撤去費・広報費等	計	9,897,469	10,310,241	10,740,197	10,898,020	10,994,223	12,170,953	12,986,983	12,930,567
	区部	6,580,800	6,975,626	7,382,731	7,435,665	7,719,733	8,652,899	9,333,778	9,345,358
	市部	3,304,594	3,322,891	3,344,251	3,446,660	3,257,769	3,501,240	3,636,209	3,568,431
	町村部	12,075	11,724	13,215	15,695	16,721	16,814	16,996	16,778

種別	地域	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自転車対策費 計	計	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	20,065,505	19,085,266	19,680,769	18,888,135
	区部	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	14,854,674	13,151,849	14,827,239	13,678,584
	市部	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,206,840	5,915,260	4,838,566	5,194,162
	町村部	17,971	21,188	15,696	15,717	3,991	18,157	14,964	15,389
(投資的経費) 自転車等駐車場整備費	計	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	6,756,523	5,361,957	5,761,003	3,683,936
	区部	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	5,207,835	3,121,054	4,414,666	2,246,702
	市部	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,548,688	2,237,987	1,346,337	1,437,234
	町村部	0	2,000	0	0	0	2,916	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場管理費・撤去費・広報費等	計	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,308,982	13,723,309	13,919,766	15,204,199
	区部	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,646,839	10,030,795	10,412,573	11,431,882
	市部	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,658,152	3,677,273	3,492,229	3,756,928
	町村部	17,971	19,188	15,696	15,717	3,991	15,241	14,964	15,389

(注) 平成28年度までは決算額、29年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】

(百万円)



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	平成 29 年度 予算				平成 28 年度 決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	18,888,135	3,683,936	15,204,199	8,352,594	19,680,769	5,761,003	13,919,766	8,276,504
区部計	13,678,584	2,246,702	11,431,882	6,432,701	14,827,239	4,414,666	10,412,573	6,252,106
千代田区	148,478	12,442	136,036	53,262	110,596	0	110,596	54,095
中央区	222,816	9,967	212,849	70,011	178,669	5,961	172,708	50,797
港区	478,945	0	478,945	7,176	446,340	0	446,340	7,293
新宿区	463,337	20,733	442,604	182,983	420,921	40,371	380,550	124,792
文京区	195,615	40,374	155,241	89,759	151,485	17,666	133,819	87,897
台東区	336,812	0	336,812	169,023	309,210	0	309,210	176,184
墨田区	358,837	54,352	304,485	208,744	289,806	23,801	266,005	139,694
江東区	240,796	0	240,796	45,475	181,414	0	181,414	46,972
品川区	516,539	162,770	353,769	317,822	901,770	551,446	350,324	301,969
目黒区	146,775	6,225	140,550	60,942	105,278	6,578	98,700	56,950
大田区	1,483,865	114,753	1,369,112	781,739	2,338,875	1,191,568	1,147,307	750,523
世田谷区	649,683	246,070	403,613	287,235	429,218	0	429,218	234,867
渋谷区	66,962	1,000	65,962	84,581	66,125	815	65,310	77,529
中野区	418,010	0	418,010	260,283	396,256	0	396,256	280,728
杉並区	1,006,049	39,681	966,368	739,053	980,637	52,602	928,035	732,174
豊島区	668,392	61,006	607,386	388,944	1,694,526	1,145,074	549,452	351,746
北区	540,871	257,207	283,664	171,393	250,816	15,959	234,857	178,370
荒川区	207,333	45,363	161,970	53,008	138,046	8,521	129,525	32,439
板橋区	1,062,783	101,043	961,740	568,843	967,667	79,795	887,872	557,887
練馬区	1,903,827	881,381	1,022,446	190,123	1,598,502	626,950	971,552	250,408
足立区	722,853	100,772	622,081	452,294	691,257	111,979	579,278	473,621
葛飾区	387,126	22,300	364,826	134,938	845,020	529,482	315,538	126,705
江戸川区	1,451,880	69,263	1,382,617	1,115,070	1,334,805	6,098	1,328,707	1,158,466
市部計	5,194,162	1,437,234	3,756,928	1,919,813	4,838,566	1,346,337	3,492,229	2,024,214
八王子市	211,777	0	211,777	16,614	176,353	52,701	123,652	18,467
立川市	562,620	151,200	411,420	271,280	767,426	337,677	429,749	273,500
武蔵野市	644,124	86,909	557,215	18,775	470,229	0	470,229	187,207
三鷹市	208,059	3,113	204,946	4,281	201,467	1,887	199,580	4,556
青梅市	63,540	0	63,540	62,104	62,604	0	62,604	61,634
府中市	202,034	0	202,034	78,255	192,210	30,057	162,153	78,820
昭島市	159,086	0	159,086	152,998	163,104	0	163,104	133,460
調布市	843,644	561,781	281,863	279,128	454,713	184,550	270,163	250,886
町田市	92,843	30,000	62,843	7,922	66,701	11,951	54,750	7,516
小金井市	170,372	0	170,372	97,832	223,846	22,626	201,220	108,480
小平市	280,922	7,920	273,002	195,865	286,479	19,724	266,755	189,201
日野市	23,599	0	23,599	4,834	21,692	0	21,692	4,459
東村山市	230,127	0	230,127	226,215	261,089	53,911	207,178	209,858
国分寺市	481,502	228,147	253,355	259,926	247,459	10,205	237,254	259,767
国立市	184,347	42,981	141,366	145,480	661,214	520,287	140,927	135,386
福生市	30,175	0	30,175	620	40,248	11,313	28,935	573
狛江市	20,460	0	20,460	2,552	19,717	0	19,717	2,008
東大和市	31,845	0	31,845	1,814	22,440	0	22,440	139
清瀬市	18,213	0	18,213	22,396	15,903	0	15,903	22,880
東久留米市	95,821	0	95,821	58,188	109,459	0	109,459	61,785
武蔵村山市	13,615	0	13,615	0	10,624	0	10,624	0
多摩市	79,204	16,550	62,654	4,901	143,748	89,448	54,300	4,684
稲城市	13,318	0	13,318	455	1,800	0	1,800	502
羽村市	20,663	0	20,663	1,744	19,593	0	19,593	1,924
あきる野市	13,590	0	13,590	598	12,299	0	12,299	908
西東京市	498,662	308,633	190,029	5,036	186,149	0	186,149	5,614
町村部計	15,389	0	15,389	80	14,964	0	14,964	184
瑞穂町	12,498	0	12,498	80	12,482	0	12,482	184
日の出町	2,891	0	2,891	0	2,482	0	2,482	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	平成29年度予算					平成28年度決算				
	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入
総計	8,352,594	861,549	174,586	7,102,717	213,742	8,276,504	766,770	184,310	7,108,275	217,149
区部計	6,432,701	770,795	149,472	5,310,538	201,896	6,252,106	686,867	159,533	5,201,243	204,463
千代田区	53,262	5,040	0	48,222	0	54,095	4,574	0	49,521	0
中央区	70,011	6,678	384	62,246	703	50,797	6,135	321	42,867	1,474
港区	7,176	7,176	0	0	0	7,293	7,293	0	0	0
新宿区	182,983	49,990	11,070	121,862	61	124,792	30,920	5,546	88,265	61
文京区	89,759	21,392	0	68,367	0	87,897	19,968	0	67,929	0
台東区	169,023	29,400	5,400	134,223	0	176,184	28,395	9,793	137,996	0
墨田区	208,744	20,000	400	188,304	40	139,694	16,982	2,937	119,732	43
江東区	45,475	40,525	4,950	0	0	46,972	34,330	8,255	0	4,387
品川区	317,822	26,450	4,745	286,620	7	301,969	23,811	5,742	271,975	441
目黒区	60,942	34,846	12,451	10,728	2,917	56,950	28,996	12,081	9,999	5,874
大田区	781,739	64,900	7,805	709,034	0	750,523	52,096	10,683	687,744	0
世田谷区	287,235	72,680	14,037	197,366	3,152	234,867	69,324	14,518	147,877	3,148
渋谷区	84,581	26,720	14,789	0	43,072	77,529	24,609	10,513	0	42,407
中野区	260,283	33,295	9,043	217,945	0	280,728	32,640	14,626	233,462	0
杉並区	739,053	60,830	749	660,238	17,236	732,174	48,920	721	662,024	20,509
豊島区	388,944	67,745	3,750	283,553	33,896	351,746	64,762	4,099	250,989	31,896
北区	171,393	40,000	4,905	121,488	5,000	178,370	41,545	5,388	129,246	2,191
荒川区	53,008	12,627	390	4,200	35,791	32,439	8,902	1,632	5,743	16,162
板橋区	568,843	37,399	16,645	510,939	3,860	557,887	34,274	19,978	499,757	3,878
練馬区	190,123	31,660	13,518	144,929	16	250,408	29,954	3,445	216,993	16
足立区	452,294	10,825	5,300	434,310	1,859	473,621	11,411	2,291	458,015	1,904
葛飾区	134,938	34,116	11,938	88,396	488	126,705	23,781	11,876	90,560	488
江戸川区	1,115,070	36,501	7,203	1,017,568	53,798	1,158,466	43,245	15,088	1,030,549	69,584
市部計	1,919,813	90,714	25,074	1,792,179	11,846	2,024,214	79,862	24,634	1,907,032	12,686
八王子市	16,614	8,450	2,073	0	6,091	18,467	8,337	4,275	0	5,855
立川市	271,280	4,786	1,990	264,481	23	273,500	3,494	2,009	267,972	25
武蔵野市	18,775	5,833	5,833	7,100	9	187,207	6,364	1,612	179,222	9
三鷹市	4,281	2,917	1,364	0	0	4,556	2,559	1,997	0	0
青梅市	62,104	75	43	61,518	468	61,634	63	40	61,131	400
府中市	78,255	4,797	1,188	72,270	0	78,820	5,895	940	71,985	0
昭島市	152,998	1,230	1,350	150,400	18	133,460	954	1,447	131,049	10
調布市	279,128	19,400	4,767	254,961	0	250,886	14,240	2,316	234,330	0
町田市	7,922	7,082	840	0	0	7,516	6,810	706	0	0
小金井市	97,832	4,023	388	93,417	4	108,480	3,522	1,500	103,453	5
小平市	195,865	4,268	1,297	190,300	0	189,201	3,868	1,680	183,653	0
日野市	4,834	4,834	0	0	0	4,459	4,459	0	0	0
東村山市	226,215	357	1,765	224,086	7	209,858	370	1,188	208,272	28
国分寺市	259,926	5,343	1,374	251,290	1,919	259,767	4,728	3,578	249,031	2,430
国立市	145,480	3,520	0	141,804	156	135,386	3,200	0	132,016	170
福生市	620	500	20	0	100	573	486	15	0	72
狛江市	2,552	2,450	102	0	0	2,008	1,871	137	0	0
東大和市	1,814	1,808	6	0	0	139	127	12	0	0
清瀬市	22,396	796	0	21,600	0	22,880	682	0	22,198	0
東久留米市	58,188	574	0	57,482	132	61,785	737	0	60,894	154
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4,901	3,431	0	1,470	0	4,684	2,858	0	1,826	0
稲城市	455	455	0	0	0	502	502	0	0	0
羽村市	1,744	1,110	634	0	0	1,924	782	1,142	0	0
あきる野市	598	0	40	0	558	908	0	40	0	868
西東京市	5,036	2,675	0	0	2,361	5,614	2,954	0	0	2,660
町村部計	80	40	40	0	0	184	41	143	0	0
瑞穂町	80	40	40	0	0	184	41	143	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 平成29年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	3,683,936	3,143,594	115,130	87,850	337,362
区部計	2,246,702	2,067,643	115,130	35,500	28,429
千代田区	12,442	12,442	0	0	0
中央区	9,967	5,769	0	0	4,198
港区	0	0	0	0	0
新宿区	20,733	0	10,800	0	9,933
文京区	40,374	40,374	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0
墨田区	54,352	45,712	0	0	8,640
江東区	0	0	0	0	0
品川区	162,770	162,770	0	0	0
目黒区	6,225	6,225	0	0	0
大田区	114,753	45,604	69,149	0	0
世田谷区	246,070	244,070	0	2,000	0
渋谷区	1,000	0	1,000	0	0
中野区	0	0	0	0	0
杉並区	39,681	0	34,181	5,500	0
豊島区	61,006	61,006	0	0	0
北区	257,207	257,207	0	0	0
荒川区	45,363	45,363	0	0	0
板橋区	101,043	95,385	0	0	5,658
練馬区	881,381	881,381	0	0	0
足立区	100,772	92,772	0	8,000	0
葛飾区	22,300	2,300	0	20,000	0
江戸川区	69,263	69,263	0	0	0
市部計	1,437,234	1,075,951	0	52,350	308,933
八王子市	0	0	0	0	0
立川市	151,200	151,200	0	0	0
武蔵野市	86,909	72,509	0	14,400	0
三鷹市	3,113	3,113	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	561,781	561,481	0	0	300
町田市	30,000	10,000	0	20,000	0
小金井市	0	0	0	0	0
小平市	7,920	3,520	0	4,400	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	228,147	228,147	0	0	0
国立市	42,981	42,981	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	16,550	3,000	0	13,550	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	308,633	0	0	0	308,633
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

*千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがある。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	15,204,199	9,635,114	2,528,383	1,617,259	48,059	1,087,132	25,854	262,398
区部計	11,431,882	7,169,686	1,896,623	1,363,302	31,812	849,661	20,254	100,544
千代田区	136,036	74,340	32,330	22,030	720	5,302	0	1,314
中央区	212,849	170,667	23,720	8,208	2,139	8,058	0	57
港区	478,945	221,558	247,737	9,370	169	111	0	0
新宿区	442,604	135,208	46,235	59,007	0	198,654	3,500	0
文京区	155,241	89,790	51,273	9,915	518	1,427	0	2,318
台東区	336,812	192,607	102,681	37,246	1,270	2,988	0	20
墨田区	304,485	182,658	24,030	33,809	1,200	62,788	0	0
江東区	240,796	64,037	78,410	62,885	445	9,990	10,000	15,029
品川区	353,769	266,043	550	70,907	106	16,163	0	0
目黒区	140,550	38,759	49,337	28,094	0	17,172	0	7,188
大田区	1,369,112	801,853	165,763	116,872	3,979	223,398	0	57,247
世田谷区	403,613	79,485	130,795	165,966	2,512	24,855	0	0
渋谷区	65,962	0	65,403	559	0	0	0	0
中野区	418,010	281,874	88,491	46,056	0	922	0	667
杉並区	966,368	723,038	48,140	166,410	288	15,639	339	12,514
豊島区	607,386	392,998	126,806	77,106	10,476	0	0	0
北区	283,664	14,026	178,788	85,452	3,629	1,769	0	0
荒川区	161,970	63,626	0	(※1) 95,369	1,781	1,194	0	0
板橋区	961,740	668,810	103,643	60,632	890	123,575	0	4,190
練馬区	1,022,446	630,664	(※2)223,734	32,065	1,000	134,983	0	0
足立区	622,081	(※3)615,666	0	0	0	0	6,415	0
葛飾区	364,826	110,664	77,455	175,344	690	673	0	0
江戸川区	1,382,617	1,351,315	31,302	0	0	0	0	0
市部計	3,756,928	2,450,090	631,732	253,957	16,224	237,471	5,600	161,854
八王子市	211,777	128,918	53,187	16,210	0	1,228	0	12,234
立川市	411,420	322,686	7,045	19,755	14	61,483	0	437
武蔵野市	557,215	246,263	197,582	31,205	2,988	27,797	0	51,380
三鷹市	204,946	131,525	161	63,939	0	0	5,000	4,321
青梅市	63,540	58,339	3,433	972	85	0	0	711
府中市	202,034	70,573	106,416	15,147	4,401	1,813	0	3,684
昭島市	159,086	147,400	155	6,184	4,887	460	0	0
調布市	281,863	(※4)281,863	0	0	0	0	0	0
町田市	62,843	8,609	50,460	567	1,714	1,493	0	0
小金井市	170,372	119,386	15,823	25,135	0	10,008	0	20
小平市	273,002	219,679	10,017	7,815	0	21,594	600	13,297
日野市	23,599	11,609	5,718	5,275	19	231	0	747
東村山市	230,127	186,714	1,255	6,377	0	32,610	0	3,171
国分寺市	253,355	227,032	7,127	4,820	0	14,224	0	152
国立市	141,366	113,910	27,009	447	0	0	0	0
福生市	30,175	15,142	11,215	3,807	2	9	0	0
狛江市	20,460	1,627	3,262	5,417	0	10,154	0	0
東大和市	31,845	27,001	3,344	1,499	1	0	0	0
清瀬市	18,213	13,120	969	3,943	181	0	0	0
東久留米市	95,821	62,873	5,869	7,083	0	11,977	0	8,019
武蔵村山市	13,615	13,413	0	0	182	0	0	20
多摩市	62,654	8,450	21,938	1,576	396	30,294	0	0
稲城市	13,318	35	592	1,064	591	11,016	0	20
羽村市	20,663	18,857	192	1,614	0	0	0	0
あきる野市	13,590	13,241	50	0	299	0	0	0
西東京市	190,029	1,825	98,913	24,106	464	1,080	0	63,641
町村部計	15,389	15,338	28	0	23	0	0	0
瑞穂町	12,498	12,470	28	0	0	0	0	0
日の出町	2,891	2,868	0	0	23	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0

(※1) ②を含む。(※2) ③を含む。(※3) ②③④を含む。(※4) ②③④⑤⑥⑦を含む。

イ 平成28年度決算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	5,761,003	5,114,086	508,985	62,104	75,828
区部計	4,414,666	3,836,695	504,956	23,747	49,268
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	5,961	4,777	0	0	1,184
港区	0	0	0	0	0
新宿区	40,371	7,080	26,342	6,949	0
文京区	17,666	17,666	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0
墨田区	23,801	9,415	0	0	14,386
江東区	0	0	0	0	0
品川区	551,446	551,446	0	0	0
目黒区	6,578	0	0	0	6,578
大田区	1,191,568	1,187,392	1,989	2,187	0
世田谷区	0	0	0	0	0
渋谷区	815	0	815	0	0
中野区	0	0	0	0	0
杉並区	52,602	22,813	2,900	635	26,254
豊島区	1,145,074	1,145,074	0	0	0
北区	15,959	15,959	0	0	0
荒川区	8,521	8,521	0	0	0
板橋区	79,795	78,929	0	0	866
練馬区	626,950	626,950	0	0	0
足立区	111,979	110,766	0	1,213	0
葛飾区	529,482	43,809	472,910	12,763	0
江戸川区	6,098	6,098	0	0	0
市部計	1,346,337	1,277,391	4,029	38,357	26,560
八王子市	52,701	52,701	0	0	0
立川市	337,677	336,785	0	0	892
武蔵野市	0	0	0	0	0
三鷹市	1,887	1,887	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	30,057	26,028	4,029	0	0
昭島市	0	0	0	0	0
調布市	184,550	181,508	0	0	3,042
町田市	11,951	4,644	0	7,307	0
小金井市	22,626	0	0	0	22,626
小平市	19,724	2,224	0	17,500	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	53,911	53,911	0	0	0
国分寺市	10,205	10,205	0	0	0
国立市	520,287	520,287	0	0	0
福生市	11,313	11,313	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	89,448	75,898	0	13,550	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

*千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがある。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	13,919,766	8,900,938	2,262,690	1,543,040	39,440	960,025	12,126	201,507
区部計	10,412,573	6,531,702	1,694,568	1,304,516	25,089	766,880	4,718	85,100
千代田区	110,596	67,483	24,827	12,988	428	3,442	0	1,428
中央区	172,708	144,643	15,851	8,922	2,070	1,159	0	63
港区	446,340	194,881	241,844	9,359	169	87	0	0
新宿区	380,550	134,203	28,843	54,944	0	161,750	810	0
文京区	133,819	70,497	33,485	8,997	80	2,158	0	18,602
台東区	309,210	180,455	91,258	35,382	773	1,332	0	10
墨田区	266,005	159,220	17,553	24,901	959	63,372	0	0
江東区	181,414	35,093	71,460	60,907	16	7,868	0	6,070
品川区	350,324	265,363	236	70,412	0	13,236	0	1,077
目黒区	98,700	32,163	13,831	29,508	0	16,612	0	6,586
大田区	1,147,307	647,298	155,225	128,030	2,678	180,564	0	33,512
世田谷区	429,218	91,029	127,175	165,579	2,477	42,958	0	0
渋谷区	65,310	0	64,672	638	0	0	0	0
中野区	396,256	258,136	87,325	46,841	0	567	0	3,387
杉並区	928,035	713,419	19,747	166,105	391	15,985	1,610	10,778
豊島区	549,452	349,736	119,961	70,916	8,839	0	0	0
北区	234,857	13,147	138,996	80,882	1,607	225	0	0
荒川区	129,525	35,289	0	(※1) 91,815	1,781	640	0	0
板橋区	887,872	592,592	86,115	88,200	299	117,079	0	3,587
練馬区	971,552	587,956	(※2) 211,933	32,801	1,725	137,137	0	0
足立区	579,278	(※3) 576,980	0	0	0	0	2,298	0
葛飾区	315,538	80,549	117,094	116,389	797	709	0	0
江戸川区	1,328,707	1,301,570	27,137	0	0	0	0	0
市部計	3,492,229	2,354,291	568,110	238,524	14,344	193,145	7,408	116,407
八王子市	123,652	56,923	39,873	12,940	0	1,175	0	12,741
立川市	429,749	346,827	2,470	19,845	10	60,217	0	380
武蔵野市	470,229	227,897	206,885	17,719	2,915	1,540	0	13,273
三鷹市	199,580	131,189	187	63,602	0	0	67	4,535
青梅市	62,604	57,681	3,245	989	36	0	0	653
府中市	162,153	70,795	65,817	18,398	3,910	124	0	3,109
昭島市	163,104	152,247	106	5,701	4,603	447	0	0
調布市	270,163	(※4) 270,163	0	0	0	0	0	0
町田市	54,750	0	45,689	167	1,378	175	7,341	0
小金井市	201,220	150,566	15,492	25,081	0	10,061	0	20
小平市	266,755	227,681	9,519	8,178	20	21,304	0	53
日野市	21,692	10,007	5,601	5,132	2	203	0	747
東村山市	207,178	166,415	1,679	7,132	0	30,852	0	1,100
国分寺市	237,254	211,405	4,739	4,974	0	15,888	0	248
国立市	140,927	111,797	28,692	438	0	0	0	0
福生市	28,935	14,316	10,875	3,718	0	26	0	0
狛江市	19,717	1,666	3,073	5,068	0	9,910	0	0
東大和市	22,440	20,982	544	914	0	0	0	0
清瀬市	15,903	11,054	850	3,874	125	0	0	0
東久留米市	109,459	67,036	5,721	7,341	0	11,781	0	17,580
武蔵村山市	10,624	10,501	0	0	103	0	0	20
多摩市	54,300	3,340	20,696	1,420	356	28,488	0	0
稲城市	1,800	0	141	1,078	561	0	0	20
羽村市	19,593	18,596	183	814	0	0	0	0
あきる野市	12,299	12,253	13	0	33	0	0	0
西東京市	186,149	2,954	96,020	24,001	292	954	0	61,928
町村部計	14,964	14,945	12	0	7	0	0	0
瑞穂町	12,482	12,470	12	0	0	0	0	0
日の出町	2,482	2,475	0	0	7	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0

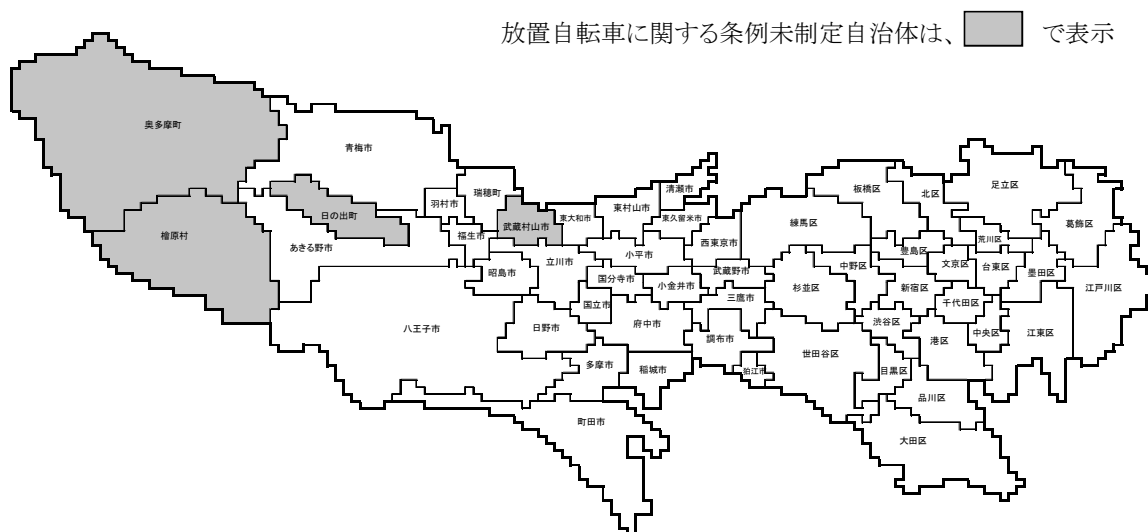
(※1) ②を含む。(※2) ③を含む。(※3) ②③④を含む。(※4) ②③④⑤⑥⑦を含む。

4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年		国立市	
57年	葛飾区	武蔵野市	
58年	北区 板橋区 足立区	府中市 町田市 小金井市 小平市	
59年	台東区 墨田区 世田谷区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 荒川区 練馬区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区		
62年	豊島区 江戸川区	三鷹市	
63年	中央区 大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区		
2年	渋谷区	東村山市 清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市 日野市	
6年		福生市	
7年	新宿区 文京区	東大和市	
9年		調布市 狛江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年	品川区	西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。



(2) 条例の主な制定内容

平成29年6月末現在

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																														
					自転車	原付	自二																																			
千代田区 東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	H11・3・26	H11・4・1	H25・10・18	H25・10・18	○	○	—	放置禁止区域	—	<p>■登録料(有料)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </table> <p>※区外・自転車は学割あり</p> <p>■機械式駐車場使用料等 自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算</p>			自転車	原付	年間	区民	3,000円	3,500円	その他	6,000円	7,000円	<p>■手続 警告→撤去→告示→保管→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円</p>																				
		自転車	原付																																							
年間	区民	3,000円	3,500円																																							
	その他	6,000円	7,000円																																							
中央区 東京都中央区自転車等の放置防止に関する条例	S63・12・1	H11・4・1	H26・10・17	H27・4・1	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■定期登録制 区民・一般 1,500円/月 区民・学生 1,000円/月 区外 2,000円/月</p> <p>■一時利用 最初の2時間まで無料 以後8時間ごとに100円加算 連続72時間まで利用可</p>	<p>■手続 撤去→保管(30日) →告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円</p>																															
港区 東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H11・9・27	H12・4・1	H25・3・22	H25・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	<p>■承認制(有料) 定期利用使用料</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </table>			自転車	原付	1か月	一般	1,800円	2,700円	学生	1,300円	2,200円	1日利用	150円	200円	<p>■手続 警告→撤去→告示→保管→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円</p>																	
		自転車	原付																																							
1か月	一般	1,800円	2,700円																																							
	学生	1,300円	2,200円																																							
	1日利用	150円	200円																																							
新宿区 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	H7・6・19	H7・12・1	H29・6・12	H29・8・25	○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	<p>■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>7,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間利用</td> <td>—</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>※原付の1時間利用には、自二を含む 整理区画(1年間の整理手数料)</p> <table border="1"> <tr> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>			自転車	原付	一般	1か月	2,500円	5,000円	3か月	7,000円	14,000円	学生	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,500円	11,000円	1日利用		150円	400円	1時間利用		—	200円	自転車	原付	5,000円	8,000円	<p>■手続 警告→撤去→保管(30日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 8,000円</p>	
		自転車	原付																																							
一般	1か月	2,500円	5,000円																																							
	3か月	7,000円	14,000円																																							
学生	1か月	2,000円	4,000円																																							
	3か月	5,500円	11,000円																																							
1日利用		150円	400円																																							
1時間利用		—	200円																																							
自転車	原付																																									
5,000円	8,000円																																									
文京区 文京区自転車等の放置防止に関する条例	H7・3・22	H7・7・1	H25・9・27	H26・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■一時利用制 2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円</p> <p>■定期利用制 年額24,000円(自転車)</p>	<p>■手続 撤去→公示→保管(40日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円</p>																															
文京区 文京区自転車等駐輪場条例	H7・7・11	H7・10・1	H29・3・7	H29・9・1	○	○	—	—	—																																	

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																												
					自転車	原付	自二																																	
台東区 東京都台東区 自転車等の放置 防止及び自転車 等駐車場の整備に 関する条例	S 59 ・ 12 ・ 15	S 60 ・ 2 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 26	H 26 ・ 3 ・ 25	○	—	—	指導 整理 区域	努力義務	■有料制 <table border="1"> <tr><th colspan="4">自転車</th></tr> <tr><td rowspan="3">1か月</td><td>隅田公園</td><td>区内一般</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>鶯谷第5 御徒町</td><td>区内高校生以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>TX浅草駅</td><td>区外一般</td><td>2,500円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="4">自転車</th></tr> <tr><td rowspan="3">上記以外 1か月</td><td></td><td>区内一般</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>区内高校生以下</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td></td><td>区外一般</td><td>3,000円</td></tr> </table>	自転車				1か月	隅田公園	区内一般	1,500円	鶯谷第5 御徒町	区内高校生以下	1,000円	TX浅草駅	区外一般	2,500円	自転車				上記以外 1か月		区内一般	2,000円		区内高校生以下	1,500円		区外一般	3,000円	■手続 移送→告示→1か月 →処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円	
自転車																																								
1か月	隅田公園	区内一般	1,500円																																					
	鶯谷第5 御徒町	区内高校生以下	1,000円																																					
	TX浅草駅	区外一般	2,500円																																					
自転車																																								
上記以外 1か月		区内一般	2,000円																																					
		区内高校生以下	1,500円																																					
		区外一般	3,000円																																					
墨田区 墨田区自転車 の利用秩序及び 自転車駐車場の 整備に関する条例	S 59 ・ 11 ・ 30	S 60 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 9 ・ 30	H 29 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■使用料(条例上の上限金額) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める 額を納付しなければならない (登録制) <table border="1"> <tr><th rowspan="2">年間</th><th></th><th>区民</th><th>区民以外</th></tr> <tr><td>一般</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td></td><td>学生</td><td>2,800円</td><td>3,500円</td></tr> </table> (月別又は当日) <table border="1"> <tr><th rowspan="2">1か月</th><th></th><th>区民</th><th>区民以外</th></tr> <tr><td>一般</td><td>2,000円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td></td><td>学生</td><td>1,400円</td><td>1,700円</td></tr> </table> 1日利用 100円 ■時間利用可能な自転車駐車場の使用料 2時間まで無料、以降1時間ごとに100円加算、 ただし、24時間までごとに300円を上限とし、 72時間までの利用	年間		区民	区民以外	一般	4,000円	5,000円		学生	2,800円	3,500円	1か月		区民	区民以外	一般	2,000円	2,500円		学生	1,400円	1,700円	■手続 撤去・保管→通知又は告示 →相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない 機能喪失車は、直ちに 処分 ■撤去費用 ○自転車 5,000円							
年間		区民	区民以外																																					
	一般	4,000円	5,000円																																					
	学生	2,800円	3,500円																																					
1か月		区民	区民以外																																					
	一般	2,000円	2,500円																																					
	学生	1,400円	1,700円																																					
江東区 江東区自転車 の放置防止及 び自転車駐車 場の整備に関 する条例	S 60 ・ 10 ・ 11	S 60 ・ 11 ・ 1	H 29 ・ 2 ・ 21	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制(条例上の上限) <table border="1"> <tr><th rowspan="2">1か月</th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>1日</td><td>150円</td><td>300円</td></tr> </table>	1か月	自転車	原付	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知 →保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 5,000円	○																				
1か月	自転車	原付																																						
	2,000円	4,000円																																						
1日	150円	300円																																						
品川区 品川区自転車 等の放置防止 および自転車 等駐車場の整 備に関する条 例	H 13 ・ 4 ・ 1	H 13 ・ 10 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 8	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令	■有料制(条例上の上限) <table border="1"> <tr><th rowspan="2">1か月</th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>2,500円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>1日</td><td>150円</td><td>250円</td></tr> </table>	1か月	自転車	原付	2,500円	3,500円	1日	150円	250円	■手続 警告→撤去→告示→ 保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																					
1か月	自転車	原付																																						
	2,500円	3,500円																																						
1日	150円	250円																																						
目黒区 目黒区自転車 等放置防止条 例	H 1 ・ 12 ・ 1	H 2 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 30	H 28 ・ 6 ・ 30	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■登録制 <table border="1"> <tr><th rowspan="2">年間</th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr> </table> ※減免措置あり ■有料制 <table border="1"> <tr><th rowspan="2">1か月</th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自二</th></tr> <tr><td>2,000~ 2,600円</td><td>3,000~ 3,900円</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td><td>300円</td></tr> </table> ※学割制あり：半額、その他減免あり	年間	自転車	原付	3,000円	3,000円	1か月	自転車	原付	自二	2,000~ 2,600円	3,000~ 3,900円	6,000円	1日	100円	150円	300円	■手続 撤去→通知又は告示 →相当期間経過後処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円	○												
年間	自転車	原付																																						
	3,000円	3,000円																																						
1か月	自転車	原付	自二																																					
	2,000~ 2,600円	3,000~ 3,900円	6,000円																																					
1日	100円	150円	300円																																					
目黒区 目黒区立自転 車等駐車場条 例	H 10 ・ 3 ・ 31	H 10 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 12 ・ 4	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—	※学割制あり：半額、その他減免あり																														

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																				
					自転車	原付	自二																									
大田区 大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 18	S 63 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 15	*	○	○	○	放置禁止区域	義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公表	■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100～ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	自二	年間	3,000円	4,000円	8,000円		自転車	原付	自二	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円	1日	100～ 200円	200円	300円	■手続 撤去→保管(30日)→ 処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円 ■自転車等駐車場不正使用の場合 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円 ※H25・4・1 うち、一部ただし書き H25・10・1	○
	自転車	原付	自二																													
年間	3,000円	4,000円	8,000円																													
	自転車	原付	自二																													
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円																													
1日	100～ 200円	200円	300円																													
世田谷区 世田谷区自転車条例	S 59 ・ 3 ・ 13	S 59 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 17		○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,300～ 2,000円</td> <td>2,500～ 3,000円</td> </tr> </table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に 基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,000円	○														
	自転車	原付																														
1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円																														
世田谷区 世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5 ・ 11 ・ 12	H 6 ・ 1 ・ 10	H 23 ・ 3 ・ 8		○	—	—	—	—	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>300円</td> </tr> </table> ※1日利用は1回当たりの料金		自転車	1か月	一般	3,000円	学生	2,700円	1日利用	300円													
	自転車																															
1か月	一般	3,000円																														
	学生	2,700円																														
1日利用	300円																															
渋谷区 渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2 ・ 9 ・ 25	H 3 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1		○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管 (1か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円																						
中野区 中野区自転車駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 31	S 61 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置規制区域	義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>900～ 2,500円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,400～ 6,900円</td> <td>なし</td> </tr> </table> ※杉山公園地下自転車駐車場、東中野駅広場地下自転車駐車場における自転車の1日利用料金は150円 ※中野けやき通り自転車駐車場における原付・バイクの1日利用料金は300円		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	900～ 2,500円	なし	3か月	2,400～ 6,900円	なし	■手続 撤去→公示→保管 (1か月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○								
	自転車	原付																														
1日	100円	200円																														
1か月	900～ 2,500円	なし																														
3か月	2,400～ 6,900円	なし																														
中野区 中野区自転車等放置防止条例	S 63 ・ 3 ・ 3	S 63 ・ 10 ・ 1							■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> ■整理区画 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>7,200円、9,600円</td> </tr> </table>		自転車	年間	7,200円		自転車	年間	7,200円、9,600円															
	自転車																															
年間	7,200円																															
	自転車																															
年間	7,200円、9,600円																															

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																			
					自転車	原付	自二																																								
杉並区 杉並区自転車 の放置防止及 び駐車場整備 に関する条例	S 59 ・ 9 ・ 29	S 60 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 12 ・ 8	H 28 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■登録制(有料) 年間4,000円 ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付 自二 125cc以下</th> <th>自二 125cc超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,600円</td> <td>4,200円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,900～ 7,400円</td> <td>12,000円</td> <td>23,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>4,800～ 12,500円</td> <td>20,200円</td> <td>40,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生</td> <td>1か月</td> <td>800～ 2,400円</td> <td>3,800円</td> <td>7,600円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,300～ 6,800円</td> <td>10,800円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,600～ 11,300円</td> <td>17,800円</td> <td>35,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日(1回)※</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超過	一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円	学生	1か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円	1日(1回)※		100円	200円	400円	○
			自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超過																																										
一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円																																											
	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円																																											
	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円																																											
学生	1か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円																																											
	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円																																											
	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円																																											
1日(1回)※		100円	200円	400円																																											
杉並区自転車 駐車場条例	H 5 ・ 9 ・ 30	H 6 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 7	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—	—	—																																				
豊島区 豊島区自転車 等の放置防止 に関する条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 19 ・ 3 ・ 19	H 26 ・ 6 ・ 20	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1日</td> <td>100～ 150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1か月</td> <td>650～ 3,000円</td> <td>1,200～ 4,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※時間利用(コイン式)自転車駐車場 は6時間毎に100円			自転車	原付	1日		100～ 150円	200円	1か月		650～ 3,000円	1,200～ 4,500円	■手続 撤去→告示→保管 (30日)→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円	○																							
		自転車	原付																																												
1日		100～ 150円	200円																																												
1か月		650～ 3,000円	1,200～ 4,500円																																												
豊島区立自転車 等駐車場条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 13	H 28 ・ 12 ・ 13	○	○	—	—	—	—	—																																				
北区 東京都北区自 転車の放置防 止に関する条 例	S 58 ・ 12 ・ 12	S 59 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 9 ・ 29	H 27 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理 区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>4,110円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8,220円</td> </tr> </tbody> </table> ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>区民</td> <td>1,540円</td> <td>2,360円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,260円</td> <td>3,490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※学割制あり、一部駐車場は上記より低額設定あり			自転車	年間	区民	4,110円	その他	8,220円			自転車	原付	1か月	区民	1,540円	2,360円	その他	2,260円	3,490円	1日利用		100円	150円	■手続 移送→通知又は告示 →1か月→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○												
			自転車																																												
年間	区民	4,110円																																													
	その他	8,220円																																													
		自転車	原付																																												
1か月	区民	1,540円	2,360円																																												
	その他	2,260円	3,490円																																												
1日利用		100円	150円																																												
東京都北区自 転車等駐車場 条例	S 61 ・ 3 ・ 12	S 61 ・ 3 ・ 12	H 27 ・ 7 ・ 3	H 27 ・ 10 ・ 1	○	○	—	—	—	—	—																																				

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																																			
					自転車	原付	自二																																																								
荒川区 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 60・12・10	S 61・4・1	H 25・3・21	H 25・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,600円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1か月</td> <td rowspan="2">区民</td> <td>一般</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td colspan="2">2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2時間超～8時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8時間超</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>区民</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td colspan="2">2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2時間超～8時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8時間超</td> <td>200円</td> </tr> </table>	年間	区民	3,300円	その他	6,600円			自転車		1か月	区民	一般	2,000円	学生	1,400円	その他	一般	4,000円	学生	2,800円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円			原付		1か月	区民	3,000円		その他	6,000円		1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円	■手続 撤去→告示→2か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○
	年間	区民	3,300円																																																												
その他		6,600円																																																													
		自転車																																																													
1か月	区民	一般	2,000円																																																												
		学生	1,400円																																																												
	その他	一般	4,000円																																																												
		学生	2,800円																																																												
1日利用	2時間以内		無料																																																												
	2時間超～8時間以内		100円																																																												
	8時間超		200円																																																												
		原付																																																													
1か月	区民	3,000円																																																													
	その他	6,000円																																																													
1日利用	2時間以内		無料																																																												
	2時間超～8時間以内		100円																																																												
	8時間超		200円																																																												
荒川区 荒川区自転車等駐車場条例	H 7・12・8	H 8・4・1	H 25・10・10	H 26・10・1	○	○	○	■有料制(当日利用) <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1日</td> <td rowspan="2">自転車</td> <td colspan="2">原付・自二</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>125cc超</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table> ※コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり ■有料制(定期利用) ※駐車場により異なる <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付・自二</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>125cc以下</td> <td>125cc超</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円ほか(1,500円、1,000円、500円)</td> <td>4,000円ほか(3,000円、2,000円、1,000円)</td> <td>6,000円ほか(4,500円、1,500円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,900円ほか(4,200円、2,700円、1,400円)</td> <td>11,200円ほか(8,400円、5,400円、2,800円)</td> <td>16,800円ほか(12,600円、4,200円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>10,400円ほか(7,800円、5,000円、2,600円)</td> <td>20,800円ほか(15,600円、10,000円、5,200円)</td> <td>31,200円ほか(23,400円、7,800円)</td> </tr> </table>	1日	自転車	原付・自二		125cc以下	125cc超		100円	200円	300円		自転車	原付・自二	自二			125cc以下	125cc超	1か月	2,000円ほか(1,500円、1,000円、500円)	4,000円ほか(3,000円、2,000円、1,000円)	6,000円ほか(4,500円、1,500円)	3か月	5,900円ほか(4,200円、2,700円、1,400円)	11,200円ほか(8,400円、5,400円、2,800円)	16,800円ほか(12,600円、4,200円)	6か月	10,400円ほか(7,800円、5,000円、2,600円)	20,800円ほか(15,600円、10,000円、5,200円)	31,200円ほか(23,400円、7,800円)	■手続 移送→告示→1か月→廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,300円 ○原付または排気量125cc以下の自二 6,600円 ○排気量125ccを超える自二 8,700円	○																							
1日	自転車	原付・自二																																																													
		125cc以下	125cc超																																																												
	100円	200円	300円																																																												
	自転車	原付・自二	自二																																																												
		125cc以下	125cc超																																																												
1か月	2,000円ほか(1,500円、1,000円、500円)	4,000円ほか(3,000円、2,000円、1,000円)	6,000円ほか(4,500円、1,500円)																																																												
3か月	5,900円ほか(4,200円、2,700円、1,400円)	11,200円ほか(8,400円、5,400円、2,800円)	16,800円ほか(12,600円、4,200円)																																																												
6か月	10,400円ほか(7,800円、5,000円、2,600円)	20,800円ほか(15,600円、10,000円、5,200円)	31,200円ほか(23,400円、7,800円)																																																												
板橋区 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	S 58・12・1	S 59・4・1			○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令表	■手続 移送→告示→1か月→廃棄物とみなし処分 ■撤去料 ○自転車 4,300円 ○原付または排気量125cc以下の自二 6,600円 ○排気量125ccを超える自二 8,700円	○																																																				

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																					
					自転車	原付	自二																																										
練馬区自転車の適正利用に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 23	H 28 ・ 6 ・ 23	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公表		■手続 撤去→告示→1か月→ 法令の定めるところに より処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																																						
練馬区立ねり またウンサイク ル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 17 ・ 10 ・ 1	H 17 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	—	■有料制 <table border="1"> <tr><th colspan="5">自転車・一般</th></tr> <tr><th>半日</th><th>1日</th><th>1か月</th><th>3か月</th><th>6か月</th></tr> <tr><td>100円</td><td>200円</td><td>2,000円</td><td>5,700円</td><td>9,600円</td></tr> </table> ※学割あり ※半日は4時間以内、1日は24時間以内	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																								
自転車・一般																																																	
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																													
100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																																													
練馬区立自転車駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	H 28 ・ 12 ・ 12	H 29 ・ 3 ・ 1	○	○	—	—	—	■有料制 <table border="1"> <tr><th colspan="2">自転車</th><th>屋根付</th><th>屋根無</th></tr> <tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>1,000～ 2,200円</td><td>1,000～ 1,700円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>2,800～ 6,200円</td><td>2,800～ 4,800円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>4,800～ 10,500円</td><td>4,800～ 8,100円</td></tr> <tr><td rowspan="3">学生</td><td>1か月</td><td>500～ 1,700円</td><td>600～ 1,300円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>1,400～ 4,800円</td><td>1,700～ 3,700円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>2,400～ 8,100円</td><td>2,800～ 6,200円</td></tr> <tr><td colspan="2">1回利用</td><td colspan="2">100円</td></tr> </table> ※時間制利用導入施設あり <table border="1"> <tr><td rowspan="4">原付 (50ccまで)</td><td>1か月</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>6か月</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>1回利用</td><td>200円</td></tr> </table> ※時間制利用導入施設あり	自転車		屋根付	屋根無	一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用		100円		原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円	1回利用	200円		
自転車		屋根付	屋根無																																														
一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																														
	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																														
	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																														
学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円																																														
	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																														
	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																														
1回利用		100円																																															
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																															
	3か月	8,000円																																															
	6か月	16,000円																																															
	1回利用	200円																																															
足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者 ■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり <table border="1"> <tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr> <tr><td>一時利用(1日)</td><td>120円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>定期利用(1か月)</td><td>2,100円</td><td>3,500円</td></tr> </table> ※自転車の1日利用は、1部で50円、100円もあり		自転車	原付	一時利用(1日)	120円	200円	定期利用(1か月)	2,100円	3,500円	■手続 移送→告示→1か月 →処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																												
	自転車	原付																																															
一時利用(1日)	120円	200円																																															
定期利用(1か月)	2,100円	3,500円																																															
葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 29 ・ 3 ・ 27	規則で定める日	○	—	—	整理区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 公表	■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が 1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table border="1"> <tr><td></td><td>自転車</td><td>原付</td></tr> <tr><td>1か月</td><td>800～ 2,400円</td><td>3,000円</td></tr> </table>		自転車	原付	1か月	800～ 2,400円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2か月)→自転車法 等により処分 ただし、 機能喪失車は廃棄物処 理法等により直ちに処分 又、程度のよいものは再 利用 告示の日から規定で定め る保管期間を経過しても なお保管自転車を返還す ることができない場合、 当該保管自転車を売却す ることができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○																															
	自転車	原付																																															
1か月	800～ 2,400円	3,000円																																															
葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例	S 57 ・ 7 ・ 7	S 57 ・ 7 ・ 30	H 28 ・ 3 ・ 28	H 28 ・ 6 ・ 23	○	—	—	—	—																																								

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																			
					自転車	原付	自二																								
江戸川区 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	H 25 ・ 12 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,850円</td> <td>3,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,030円</td> <td>3,090円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>210円</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	自二	1か月	一般	1,850円	3,700円	—	学生	1,030円	3,090円	—	1日利用		100円	210円	310円	■手続 撤去→告示→保管 (15日)→処分 ■撤去料 自転車 3,000円 原付 3,500円	
			自転車	原付	自二																										
1か月	一般	1,850円	3,700円	—																											
	学生	1,030円	3,090円	—																											
1日利用		100円	210円	310円																											
江戸川区自転車駐車場条例	H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 3 ・ 20	H 29 ・ 7 ・ 1	○	○	○																								

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																			
					自転車	原付	自二																								
八王子市 八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H 3 ・ 4 ・ 12	H 3 ・ 10 ・ 1	-	-	○	○	-	自転車等放置禁止区域	義務付		■手続 通告又は警告→撤去→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																				
立川市 立川市自転車等放置防止条例	S 59 ・ 3 ・ 31	S 59 ・ 11 ・ 10	H 26 ・ 3 ・ 25	H 26 ・ 7 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,000～ 2,600円</td> <td>2,700～ 5,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>600～ 1,500円</td> <td>1,600～ 3,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>70～130円</td> <td>160～260円</td> </tr> </table> ※自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、5時間を超え24時間まで上記1日利用料金、24時間を超え24時間ごとに上記1日利用料金 ※一部、自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、4時間ごとに100円			自転車	原付	1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円	1日利用		70～130円	160～260円	■手続 移送→保管→告示及び通知→告示した日から2月経過後、売却→売却できなかった自転車は、廃棄物処理法その他の法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円					
		自転車	原付																												
1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円																												
	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円																												
1日利用		70～130円	160～260円																												
立川市 立川市自転車等駐車場条例	H 17 ・ 6 ・ 1	H 17 ・ 6 ・ 1	H 28 ・ 7 ・ 7	H 28 ・ 10 ・ 1	○	○	○																								
武蔵野市 武蔵野市有料自転車駐車場条例	S 57 ・ 4 ・ 1	S 57 ・ 4 ・ 1			○	○	-			■有料制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td></td> <td>1,000～ 1,500円</td> </tr> </table>			自転車	1か月		1,000～ 1,500円															
		自転車																													
1か月		1,000～ 1,500円																													
武蔵野市 武蔵野市自転車の適正利用及び放置防止に関する条例	H 6 ・ 12 ・ 20	H 7 ・ 6 ・ 15	H 19 ・ 12 ・ 26	H 20 ・ 4 ・ 1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者) <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6か月</td> <td rowspan="2">市民</td> <td>一般</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </table>			自転車	原付	6か月	市民	一般	3,000円	4,500円	学生	2,000円	3,000円	その他	一般	4,000円	6,000円	学生	3,000円	4,500円	■手続 撤去→告示→30日→条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○
		自転車	原付																												
6か月	市民	一般	3,000円	4,500円																											
		学生	2,000円	3,000円																											
	その他	一般	4,000円	6,000円																											
		学生	3,000円	4,500円																											
三鷹市 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例	S 62 ・ 10 ・ 2	S 63 ・ 1 ・ 25	H 25 ・ 12 ・ 24	H 26 ・ 6 ・ 1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	※下記の種類の駐輪場あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)	■手続 撤去→通知又は告示→保管(2か月)→処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円	○																			
青梅市 青梅市自転車等の放置防止に関する条例	H 4 ・ 3 ・ 31	H 4 ・ 10 ・ 1	H 24 ・ 6 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	-	自転車等放置禁止区域	努力義務	■定期利用…1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐輪場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円 青梅駅自転車等駐輪場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円 河辺駅北口自転車等駐輪場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 河辺駅南口自転車等駐輪場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 自二(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 ■一時利用…1日単位 東青梅駅北口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円	■手続 移動→通知(告示)→60日→売却→廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																				
青梅市 青梅市有料自転車等駐車場条例	H 24 ・ 6 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 6 ・ 30	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	○	-	-																						

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																
					自転車	原付	自二																					
府中市 府中市自転車 の放置防止に 関する条例	S 58 ・ 6 ・ 30	S 58 ・ 10 ・ 1			○	—	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 割引制度あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月 (定期)</td> <td>800～ 2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自二	1か月 (定期)	800～ 2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→60日→処分 ■撤去料 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円					
		自転車	原付	自二																								
1か月 (定期)	800～ 2,000円	2,500円	3,000円																									
一時使用	100円	150円	200円																									
府中市立自転車 駐車場条例	H 3 ・ 3 ・ 22	H 3 ・ 3 ・ 22			○	○	○	—	—	府中駅南自転車駐車場 時間使用 24時間につき300円																		
昭島市 昭島市自転車 等の放置防止 等に関する条例	H 3 ・ 9 ・ 24	H 4 ・ 4 ・ 1	H 19 ・ 12 ・ 21	H 20 ・ 1 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置禁止 区域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,000円</td> <td>1,500～ 2,500円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,600～ 5,000円</td> <td>3,500～ 6,500円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,200～ 10,000円</td> <td>7,000～ 13,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	1,000～ 2,000円	1,500～ 2,500円	3か月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円	6か月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→60日→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円		
		自転車	原付																									
1日	100円	200円																										
1か月	1,000～ 2,000円	1,500～ 2,500円																										
3か月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円																										
6か月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円																										
昭島市自転車 等駐車場条例	H 10 ・ 10 ・ 1	H 11 ・ 7 ・ 1	H 27 ・ 3 ・ 31	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—																			
調布市 調布市自転車 等の駐車対策 の総合的推進 に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 18	H 10 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 10 ・ 1		○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり (駅からの距離別設定) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>600～ 2,600円</td> <td>2,500～ 3,200円</td> <td>4,000～ 4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,600～ 7,400円</td> <td>7,000～ 9,100円</td> <td>11,300～ 11,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>2,800～ 14,100円</td> <td>13,200～ 17,400円</td> <td>21,300～ 22,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自二	1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円	3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円	6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円	■手続 移送→告示→30日→ 条例により処理 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○原付 5,000円	○
		自転車	原付	自二																								
1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円																									
3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円																									
6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円																									
調布市立自転車 等駐車場の 設置及び管理 に関する条例	H 11 ・ 12 ・ 22	H 12 ・ 4 ・ 1					—	—	—																			
町田市 町田市自転車 等の放置防止 に関する条例	S 58 ・ 4 ・ 1	S 58 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 3 ・ 31	H 16 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制、許可制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200～ 1,800円</td> <td>2,500～ 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,200～ 1,800円	2,500～ 3,000円	■手続 移送→表示→2か月→ 告示→自転車法により 処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○										
		自転車	原付																									
1か月	1,200～ 1,800円	2,500～ 3,000円																										
町田市自転車 等駐車場条例	S 58 ・ 9 ・ 30	S 58 ・ 9 ・ 30	H 22 ・ 10 ・ 8	H 23 ・ 1 ・ 5			—	努力義務																				
小金井市 小金井市自転車 等の駐車秩序 に関する条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 58 ・ 12 ・ 15	H 10 ・ 3 ・ 30	H 10 ・ 3 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200～ 2,000円</td> <td>2,400～ 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円	■手続 撤去→2か月→告示→ 処分 ■撤去料 ○自転車 1,500円 ○原付 3,000円	○										
		自転車	原付																									
1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円																										
小金井市有料 自転車駐車場 条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 59 ・ 12 ・ 1	H 26 ・ 3 ・ 24	H 26 ・ 4 ・ 1			—	—																				
小平市 小平市自転車 等の放置防止 に関する条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 58 ・ 12 ・ 15	H 27 ・ 12 ・ 22	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 2,500円</td> <td>2,000～ 2,700円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車(1か月)は学割あり ※自転車(一時利用)は小平駅南口の み150円		自転車	原付	1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管 (2か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○							
	自転車	原付																										
1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円																										
一時利用	100円	150円																										

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																						
					自転車	原付	自二																											
日野市 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H 4 ・ 6 ・ 30	H 4 ・ 9 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 31	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	<p>■有料制(2か所)、その他は無料</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	500～ 3,000円	3,000円	1日	100円	150円	<p>■手続 撤去→公示→保管 (2か月)→条例により 処理</p> <p>■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円</p>														
	自転車	原付																																
1か月	500～ 3,000円	3,000円																																
1日	100円	150円																																
東村山市 東村山市有料自転車等駐輪場条例 東村山市自転車等の放置防止に関する条例	H 20 ・ 12 ・ 26	H 21 ・ 6 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 20	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■有料制 (有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全18か所)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,200～ 1,500円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table> <p>■年間登録制駐輪場</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>7,200円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	一般	1,600～ 2,000円	3,000円	学生	1,200～ 1,500円	1日利用	100円	150円		自転車	一般	9,600円	学生	7,200円	<p>■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付 2,200円</p>					
	自転車	原付																																
1か月	一般	1,600～ 2,000円	3,000円																															
	学生	1,200～ 1,500円																																
1日利用	100円	150円																																
	自転車																																	
一般	9,600円																																	
学生	7,200円																																	
国分寺市 国分寺市自転車等の放置防止に関する条例 国分寺市有料自転車等駐車場条例	S 60 ・ 3 ・ 30	S 61 ・ 7 ・ 1	H 15 ・ 6 ・ 27	H 15 ・ 6 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200～ 2,000円</td> <td>2,000～ 3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>120～ 150円</td> </tr> </table> <p>※自転車の1か月は学割あり</p>		自転車	原付	1か月	1,200～ 2,000円	2,000～ 3,000円	1日	100円	120～ 150円	<p>■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(60日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円</p>	○													
	自転車	原付																																
1か月	1,200～ 2,000円	2,000～ 3,000円																																
1日	100円	120～ 150円																																
国立市 国立市自転車安全利用促進条例	S 56 ・ 3 ・ 25	S 56 ・ 5 ・ 20	H 27 ・ 7 ・ 1	H 27 ・ 7 ・ 1	○	—	—	整理区域	義務付	<p>■承認制</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>市内居住者</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500～ 4,500円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1日</td> <td>市内居住者</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>250～ 300円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※3階にある自転車駐車場、屋根のない自転車駐車場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐車場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1か月の自転車使用料にのみ適用) ※使用料の50/100減額、免除制度あり</p>		自転車	原付	自二	1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円	市外居住者	2,000円	2,400円		1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円	市外居住者				<p>■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(2か月)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円</p>	
	自転車	原付	自二																															
1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円																														
	市外居住者	2,000円	2,400円																															
1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円																														
	市外居住者																																	
福生市 福生市自転車等の放置防止に関する条例 福生市自転車等駐車場条例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 30	H 28 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	1,600～ 2,000円	3,000円	1日	100円	150円	<p>■手続 警告→撤去→告示→ 保管(3か月)→所有権 取得→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円</p>														
	自転車	原付																																
1か月	1,600～ 2,000円	3,000円																																
1日	100円	150円																																
狛江市 狛江市自転車等の放置防止に関する条例	H 9 ・ 10 ・ 1	H 9 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 29	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置禁止 区域	努力義務	<p>■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>																								

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																						
					自転車	原付	自二																																											
東大和市 東大和市自転車等放置防止等に関する条例	H7・3・28	H7・10・1	H29・3・3	H29・3・3	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自肅範囲)	■手続 撤去→公示→ 保管(6か月)→処分 ■移送料・手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																																							
清瀬市 清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H2・10・1	H3・1・10			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自肅範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th></tr> <tr><td rowspan="2">一般</td><td>1か月</td><td>1,800～ 2,000円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>4,800～ 5,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月</td><td>1,600～ 1,800円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>4,200～ 4,800円</td></tr> <tr><td colspan="2">一時利用</td><td>100円</td></tr> </table> その他の駐輪場 <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td rowspan="2">一般</td><td>6か月</td><td>7,200円</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>年間</td><td>14,000円</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">学生</td><td>6か月</td><td>5,000円</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>年間</td><td>10,000円</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">一時利用</td><td>100円</td><td>150円</td></tr> </table> ※一時利用は、1日1回当たりの料金			自転車	一般	1か月	1,800～ 2,000円	3か月	4,800～ 5,400円	学生	1か月	1,600～ 1,800円	3か月	4,200～ 4,800円	一時利用		100円			自転車	原付	一般	6か月	7,200円	12,000円	年間	14,000円	24,000円	学生	6か月	5,000円	12,000円	年間	10,000円	24,000円	一時利用		100円	150円	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
		自転車																																																
一般	1か月	1,800～ 2,000円																																																
	3か月	4,800～ 5,400円																																																
学生	1か月	1,600～ 1,800円																																																
	3か月	4,200～ 4,800円																																																
一時利用		100円																																																
		自転車	原付																																															
一般	6か月	7,200円	12,000円																																															
	年間	14,000円	24,000円																																															
学生	6か月	5,000円	12,000円																																															
	年間	10,000円	24,000円																																															
一時利用		100円	150円																																															
清瀬市 清瀬市有料自転車等駐輪場条例	H7・7・1	H7・9・22					—	—	—																																									
東久留米市 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S63・3・31	S63・4・1	H16・12・27	H16・12・27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間) <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">自転車</th><th colspan="2">原付</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>屋根付</td><td>屋根無</td><td>屋根付</td><td>屋根無</td></tr> <tr><td>一般</td><td>24,000円</td><td>20,400円</td><td>30,000円</td><td>25,200円</td><td></td></tr> <tr><td>学生</td><td>14,400円</td><td>12,240円</td><td>18,000円</td><td>15,120円</td><td></td></tr> </table> ■有料制(1日利用) <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr> <tr><td>一般</td><td>100円</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>学生</td><td>50円</td><td>100円</td><td></td></tr> </table>			自転車		原付				屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円		学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円				自転車	原付	一般	100円	200円		学生	50円	100円		■手続 撤去→告示→保管 (2か月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円			
		自転車		原付																																														
		屋根付	屋根無	屋根付	屋根無																																													
一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円																																														
学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円																																														
		自転車	原付																																															
一般	100円	200円																																																
学生	50円	100円																																																
多摩市 多摩市自転車等の放置防止に関する条例	S59・12・27	S60・4・1	H17・6・27	H17・6・27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自二</th></tr> <tr><td rowspan="2">一般</td><td>1か月</td><td>1,800円</td><td>3,200円</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>5,100円</td><td>9,300円</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td rowspan="2">学生</td><td>1か月</td><td>800円</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>3か月</td><td>2,100円</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td colspan="2">1日利用</td><td>100円</td><td>150円</td><td>200円</td></tr> </table>			自転車	原付	自二	一般	1か月	1,800円	3,200円	4,200円	3か月	5,100円	9,300円	12,300円	学生	1か月	800円	—	—	3か月	2,100円	—	—	1日利用		100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円											
		自転車	原付	自二																																														
一般	1か月	1,800円	3,200円	4,200円																																														
	3か月	5,100円	9,300円	12,300円																																														
学生	1か月	800円	—	—																																														
	3か月	2,100円	—	—																																														
1日利用		100円	150円	200円																																														
多摩市 多摩市営駐輪場条例	H8・10・14	H9・4・1	H27・3・31	H27・4・1	○	○	○	—	—																																									
稲城市 稲城市自転車等の放置防止に関する条例	S60・4・1	S60・4・1	H24・3・29	H24・6・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付		■手続 警告→撤去→保管→ 告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	○																																						
羽村市 羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H3・3・26	H3・10・1	H22・9・15	H22・10・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付		■手続 撤去→保管→告示 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	○																																						

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成												
					自転車	原付	自二																	
あきる野市 あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 22 ・ 6 ・ 21	H 22 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	—		■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分													
西東京市 西東京市自転車等の放置防止に関する条例	H 13 ・ 1 ・ 21	H 13 ・ 1 ・ 21			○	○	—	放置禁止区域	義務付	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二 (125ccまで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月極</td> <td>500～ 2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> ※無料もあり		自転車	原付	自二 (125ccまで)	月極	500～ 2,300円	3,000円	3,500円	一時利用	100円	200円	200円	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円	
	自転車	原付	自二 (125ccまで)																					
月極	500～ 2,300円	3,000円	3,500円																					
一時利用	100円	200円	200円																					
瑞穂町 瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 14	S 60 ・ 4 ・ 1			○	○	—	—	義務付	■有料制、許可制 それぞれ学割あり <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	一般	1,500円	1,800円	学生	2,000円	2,400円	■手続 撤去→告示(14日)→保管 (2箇月)→リサイクル・処分 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 1,500円		
		自転車	原付																					
1か月	一般	1,500円	1,800円																					
	学生	2,000円	2,400円																					

5 放置禁止区域等の指定状況

平成29年6月末現在

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総数		542	
区部		412	
千代田区	放置禁止区域	10	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町、大手町
中央区	放置禁止区域	9	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町、東京(八重洲口)
港区	放置禁止区域	12	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道、麻布十番、赤坂見附、新橋、広尾
新宿区	放置禁止区域	31	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿、西早稲田
文京区	放置禁止区域	17	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚、水道橋、飯田橋
台東区	指導整理区域	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)、稲荷町
墨田区	放置禁止区域	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江東区	放置禁止区域	20	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神、有明テニスの森
品川区	放置禁止区域	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横丁、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目黒区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒
大田区	放置禁止区域	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糞谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶉の木、大森海岸
世田谷区	放置禁止区域	35	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田、世田谷
渋谷区	放置禁止区域	16	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目、神宮前3・4丁目
中野区	放置規制区域	14	中野、鷲ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、落合、東中野、中野坂上、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止区域	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊島区	放置禁止区域	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北区	整理区域	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止区域	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止区域	22	板橋、ときわ台、成増・地下鉄成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚・地下鉄赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋
練馬区	放置禁止区域	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
足 立 区	放置禁止 区域	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛 飾 区	整理 区域	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江 戸 川 区	放置禁止 区域	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		130	
八 王 子 市	自転車等 放置禁止 区域	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立 川 市	放置禁止 区域	9	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館、柴崎体育館
武 蔵 野 市	放置禁止 区域	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹
三 鷹 市	放置禁止 区域	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青 梅 市	自転車等 放置禁止 区域	3	青梅、河辺、東青梅
府 中 市	放置禁止 区域	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台
昭 島 市	自転車等 放置禁止 区域	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調 布 市	放置禁止 区域	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町 田 市	放置禁止 区域	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小 金 井 市	放置禁止 区域	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小 平 市	放置禁止 区域	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日 野 市	放置禁止 区域	10	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園、甲州街道、万願寺、程久保、多摩動物公園
東 村 山 市	放置禁止 区域	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川(北口)
国 分 寺 市	放置禁止 区域	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国 立 市	整理 区域	3	国立、谷保、矢川
福 生 市	放置禁止 区域	5	福生、牛浜、熊川、拝島、東福生
狛 江 市	自転車等 放置禁止 区域	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東 大 和 市	放置禁止 区域	5	東大和市、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清 瀬 市	放置禁止 区域	2	秋津、清瀬
東 久 留 米 市	放置禁止 区域	1	東久留米
多 摩 市	放置禁止 区域	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲 城 市	放置禁止 区域	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽 村 市	放置禁止 区域	2	羽村、小作
西 東 京 市	放置禁止 区域	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

平成29年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
渋 谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は40㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	150㎡以上	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡以上	20㎡毎に1台
			上記以外 400㎡以上	40㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
江 戸 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備考
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
港区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新宿区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
墨田区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超えるもの15㎡毎に1台、5,000㎡を超える部分は30㎡毎に1台
江東区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
品川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
目黒区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎に1台
大田区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
世田谷区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
渋谷区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は30㎡毎に1台	※渋谷区土地利用調整条例 平成26年4月2日公布、平成26年10月1日施行
中野区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※200台を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉並区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定した自転車駐車場の規模の1/2
豊島区	250㎡以上	25㎡毎に1台	400㎡以上 40㎡毎に1台	150㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
北区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
荒川区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
板橋区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練馬区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
足立区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛飾区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
江戸川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	施設用途による必要台数(1台以上)	施設用途による必要台数(1台以上)	

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立川市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青梅市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小平市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国立市	建築延面積が 500㎡以上のもの	遊技場： 延床面積15㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のもの	延床面積10㎡毎に1台
福生市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清瀬市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲城市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ	500㎡を超えるもの	設置義務のみ

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、 35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			
国立市	建築延面積が500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		教室面積が300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	左記の用途に分類されない施設は延べ面積が900㎡を超えるもの延べ面積45㎡毎に1台。1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ			

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		28年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
江東区 民営自転車 駐車場整備 事業補助金	平成 29年度	【補助対象者】 (1) 法人又は個人であって、当該自転車駐車場を開設した日から3年以上運営する見込みのある者。 (2) 申請年度の2月末日までに補助対象事業に関する契約及び工事等が完了し、3月末日までに当該補助対象事業に係る支払が全て完了し、かつ、要綱第11条に規定する書類が提出できる者 (3) 補助金を受けることが適当であると区長が認める者。 【補助対象事業】 (1) 自転車駐車場の構造及び設備が利用の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。 (2) 自転車駐車場を新設、増築又は改修する場所が鉄道駅の周辺、商業施設、観光地の周辺等放置自転車が発生する見込みが高いと区長が認める地域であること。 (3) 自転車駐車場が不特定の一般区民が利用する自転車を収容できるものであること。 【補助金額】 (1) 補助対象経費の3分の1以内の額と500万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。 (2) 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	A	0	0台 0千円	- -	
目黒区 民営自転車 等駐車場に 対する助成	平成 29年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けて設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A	0	0台 0千円	0台 0千円	
大田区 民営自転車 等駐車場育 成補助	昭和 63年度 平成 27年 8月 に改正	【補助対象】 ●対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね30台以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) 【補助条件】 ●建設費補助金 次のうち低い方の額 ①建設費の1/2の額 ②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額 ※鉄道事業者は対象外【補助額】	A	11	2,969台 88,033千円	83台 2,187千円	

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		28年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
世田谷区 世田谷区 民営自転車 等駐車場育 成事業	昭和 59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く12箇所の収容可能台数。	A	21	1,777台 42,682千円	0 0千円	0台 0千円
中野区 中野区 民営自転車 駐車場設置 補助	平成 元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間:平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232台 8,300千円	0 0千円	0台 0千円
杉並区 杉並区 民営自転車 駐車場育成 補助	昭和 60年度	(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること (2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること (3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上である駐車場であること (4) 主として通勤又は通学等のため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること (5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること ※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。 (1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場 (2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務) 【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。 (1) 建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。 (2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。	A	9	1,188台 31,221千円	0 0千円	0台 0千円
北区 北区民営 自転車駐車 場助成	昭和 61年度	【対象・条件】 ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。	A	1	180台 4,860千円	0 0千円	0台 0千円

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績				
				発足からの累計		28年度		
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	
荒川区 民営自転車 駐車場育成 補助	昭和 61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場 収容台数×42,000円 ○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置式駐車場 200万円 ②立体式駐車場 400万円 	A	13	1,326台	1	80台	
板橋区 民営自転車 駐車場助成	昭和 60年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営 	A	不明	不明	0	0台	
足立区 民営自転車 駐車場設置 補助	昭和 58年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置(増改築を含む。)の目的が公共の用に供すると認められること。 ・駐車場の位置が鉄道駅等から概ね300m以内の地域であり、かつ近隣の自転車収容台数に余裕があると認められないこと。 ・駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が30台以上あること(原動機付自転車1台は自転車1.5台として換算する。)ただし、増改築の場合は、自転車等の収容能力が概ね30台以上増加すること。 ・増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること。 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)設置費補助 ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の3分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×40,000円(原付 60,000円) ②立体式駐車場 収容台数×70,000円(原付100,000円) ・交付限度額 ①平置式駐車場 500万円 ②立体式駐車場 1000万円 (2)管理費補助 ・駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(借地は除く) ・駐車場の収容台数のうち、時間単位の貸出し部分が1/2以上で、一回の利用につき2時間以上無料で利用させる時(無料部分が20台以上)は、収容台数1台につき年度ごと3,000円。ただし600,000円を限度とする。 ・交付期間 駐車場として税が賦課される初年度から3年間。 	A	107	22,468台	311,742千円	1,140台	3,511千円
葛飾区 葛飾区 民営自転車 等駐車場整 備補助(要 綱)	平成 23年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること 	A	24	2,945台	5	519台	
					74,981台		12,763台	

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		28年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
武蔵野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	【補助対象】 ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 【補助条件】 ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 【その他】 ・市長が別に定める	A	1	642台 30,000千円	0 0台	0台 0台
三鷹市	三鷹市民営等自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度	【補助対象】 1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。 (1)一般市民の利用に供されるものであること (2)鉄道駅から概ね300m以内にあること (3)駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること (4)設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。 (1)鉄道事業者が設置し、経営するもの (2)条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの (3)本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの 【補助条件】 (1)駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (2)駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。 (3)駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。 ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。 ※条例第4章 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例第4条・・・鉄道事業者は、鉄道利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。	A	13	4,030台 36,753千円	1 67千円	40台 67千円
調布市	民営自転車等駐車場設置費補助	昭和59年度	【補助対象】 ・平置式(簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付) ・立体式(ラック付) 【補助条件】 ・主として通勤・通学の利用者にとって設置されるものであること。 ・自転車等を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 【その他】 ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。	A	1	169台 1338千円	0 0千円	0台 0千円

種別	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	実績				
				発足からの累計		28年度		
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	
町田市	民営自転車等駐車場助成事業	平成30年度	【補助対象】 ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 【補助条件】 ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 【その他】 ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。	A	13	2,035台 140,117千円	2 12,230千円	221台 0千円
小金井市	小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	【補助対象】 ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの 【補助条件】 ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A	1	198台 3,472千円	0 0千円	0台 0千円
小平市	小平市民営自転車等駐車場補助	平成20年度	【補助対象】 ・建設費補助金:自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金:建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 【補助条件】 (1)主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2)立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3)継続して5年以上運営すること。 (4)車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A・C	17	2,512台 58,493千円	6 17,500千円	804台 0千円
国分寺市	民営自転車等駐車場の育成(国分寺市自転車等の放置防止に関する条例)	昭和59年度	【補助対象】 ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 【補助条件】 ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。	C		実績無し 実績無し	0 0	0台 0千円
稲城市	民間自転車等駐車場の育成等	昭和59年度	【補助対象】 ・駐車場の設置 【補助条件】 ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	C	0	実績無し 実績無し	0	0台 0千円
羽村市	民営有料自転車駐車場補助金	平成30年度	【補助対象】 ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 【補助条件】 ●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ●自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0	実績無し 実績無し	0	0台 0千円

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：平成28年度

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
千代田区	放置自転車台数調査	年3回 (7・10・3月)	駅周辺の放置自転車台数調査	放置台数調査
港区	駅前自転車等乗入台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の自転車等の乗入調査	①放置台数調査 ②駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新宿区	放置自転車台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の放置自転車台数調査	5月：自転車・第一種原動機付自転車 10月：自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐車場等置場内乗入台数 (自転車・バイク) ②駐車場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	年2回 (5・11月)	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐車場利用台数 ④自転車駐車場整備台数
葛飾区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数 ③民間駐輪場収容台数
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年2回 (5・10月)	自転車駐車場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年3回 (6・10・2月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
立川市	実態調査	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	年2回 (5・10月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
府中市	駅周辺自転車駐車場台数調査	年1回 (10月)	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
調布市	自転車等駐輪利用状況	毎月末	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	駅周辺に設置された自転車等駐車場の利用状況
町田市	町田駅周辺放置自転車実態調査	年2回 (6・11月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置台数
日野市	駅周辺自転車台数調査	年2回 (6・10月)	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市内の駐輪場台数調査	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	放置自転車等台数調査	年1回 (10月)	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査

第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 社会資本整備総合交付金(道路事業)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))
- 6 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 7 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 (普通交付金) ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
特定交通安全施設等整備事業 (都市計画事業を除く) ——— 道路の附属物として整備する自転車駐車が対象
- 社会資本整備総合交付金
 - ①道路事業 ————— 都市計画自転車駐車が対象
 - ②都市再生整備計画事業等 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車が対象
 - ③都市・地域交通戦略推進事業 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な
どに位置付けられている自転車駐車が対象
 - ④道路事業（防災・安全交付金）— 道路の附属物として整備する自転車駐車が対象
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付に係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	社会資本整備総合交付金(道路事業)	都市計画事業として設置する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・ 社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	立地適正化計画、交通結節機能高度化計画、総合交通戦略及び歴史的風致維持向上計画のいずれかに定められた又は定められることが確実と見込まれる区域における自転車駐車場全体事業費1億円以上、駐車台数200台以上(ただし、交通戦略等の要件を満たす場合は、50台以上)	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略の区域に該当し、環境モデル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始
社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始	
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業にかかる道路の附属物として整備する自転車駐車場	特別区の都市計画事業に要する一般財源の概ね25%	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	事業費の1/2以内 (ただし、補助の対象は事業費の25%とし、75%は起債充当額である)	昭和48年度から59年度まで補助率1/2
財 団 法 人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担 ※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
	(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	区市町村等からの要請	センター負担額は、施設の規模・運営方法等により異なるので、協議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政担当・市町村課交付税担当所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～21条
政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令
省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条第1項により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 － 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \text{都の} \\ & \text{基準額} \times \frac{1}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
東京都		4,684	4,141	4,103	3,854	3,724	3,663	3,451	2,968	3,102	2,937
区市町村	特別区	1,563	1,379	1,365	1,280	1,235	1,214	1,137	974	1,021	970
	市町村	778	691	686	646	625	617	586	509	529	497
	小計	2,341	2,069	2,051	1,926	1,861	1,831	1,723	1,482	1,550	1,467
合計		7,025	6,210	6,154	5,780	5,585	5,494	5,174	4,450	4,652	4,404

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 社会資本整備総合交付金(道路事業)

(国土交通省都市・地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

※平成22年度より都市計画自転車駐車場整備事業から社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条（昭和53年度発足）

要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成29年6月15日最終改正）

(2) 採択基準（参考）

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。
（ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。）

- ① 三大都市圏（東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏）又は人口10万以上の都市圏（通勤圏）の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車（原動機付自転車を含む。以下同様）の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数（又は、5年後の推定放置台数）が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100㎡以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅等から概ね200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、その合計が100㎡以上、200台以上のもの。（道路改築と一体的に整備する場合に限る。）
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」（昭和54年5月1日付街路課事務連絡）によれば、自転車駐車場は道路の附属物（道路法第2条、道路法施行令第34条の3）として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

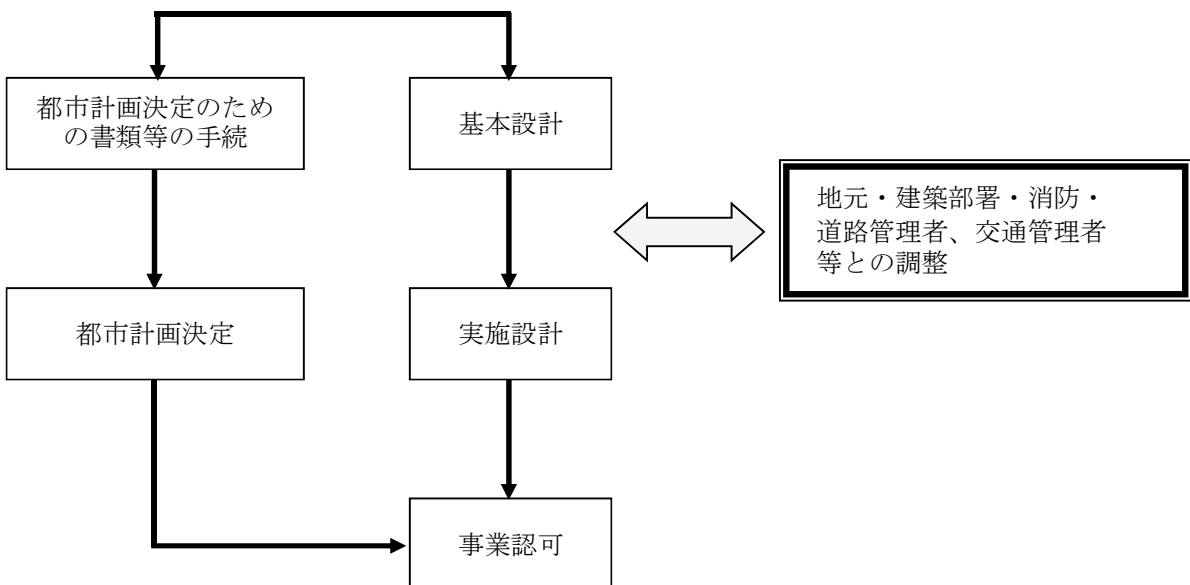
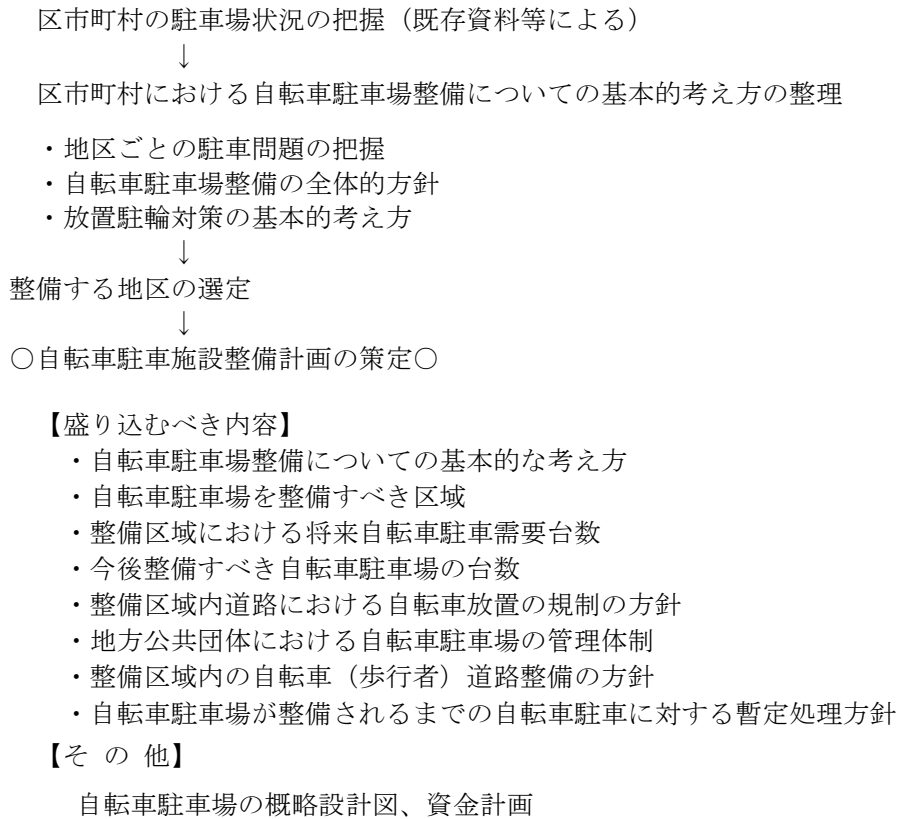
(3) 補助率

5.5/10（用地費・工事費とも）

(4) 参 考： 建設省都市局通達等

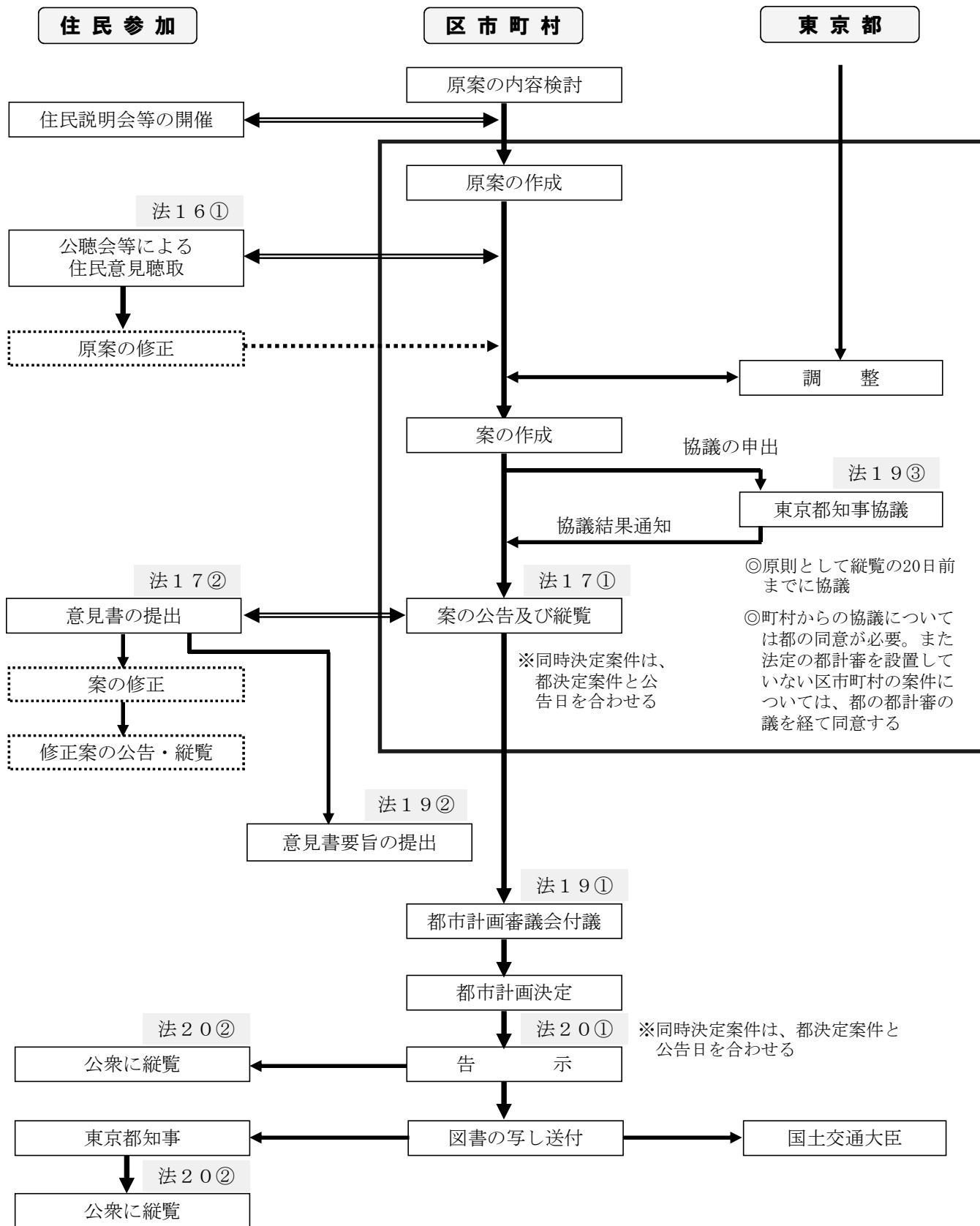
- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」を徴収することができる。

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実績

都市計画自転車駐車場一覧

平成29年9月30日現在

名称		位置	計画決定年月日	面積(m ²)	構造	計画台数	管理者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備考
番号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54. 1. 16	1, 840	上 1	1, 000	区	53~56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第 1	北1	S54. 3. 22	900	上 3	1, 700	市	54	156(9)	○	J R
多摩 1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54. 4. 2	2, 560	上 2	1, 200	市	54~55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第 1	高島平3	S55. 1. 23	1, 200	上 1	1, 650	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第 2	高島平3	S55. 1. 23	850	上 1	850	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55. 3. 4	520	上 1	450	区			未	小千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57. 6. 30	290	上 1	210	区	57	51(24)	○	J R
江戸川 1	船堀	船堀2	S58. 1. 11	1, 300	上 2	2, 300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58. 11. 30	1, 010	上 1	500	区	63~1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59. 11. 15	680	上 1	510	区	59~60	55(11)	○	小有楽町線
板橋 4	小竹・向原	向原1	S59. 11. 27	490	上 1	400	区	59~60	5(1)	○	小有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60. 6. 14	650	上 1	790	区	60	43(5)	○	J R
北 1	王子北口	王子1	S60. 6. 13	660	上 1	650	区	60	50(8)	○	J R
北 2	王子南口	栄町	S60. 6. 13	390	上 2	460	区	60	48(10)	○	J R
北 3	王子・中央口	王子1	S61. 3. 18	850	上 2	1, 090	区	61	124(11)	○	J R
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61. 8. 12	260	上 2 下 1	440	区	61~2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62. 3. 31	2, 820	下 1	1, 900	区	62	596(31)	○	J R
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2. 1. 26	2, 500	下 1	1, 800	区	3~11	1, 772(98)	○	小丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4. 2. 1	1, 400	下 1	1, 000	区	3~6	1, 390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4. 3. 4	1, 500	下 1	1, 550	区	4~5	937(60)	○	J R・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4. 11. 9	1, 200	下 1	700	区	5~9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4. 11. 9	600	下 1	300	区	5~9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5. 3. 1	2, 800	下 1	3, 000	区	5~6	1, 600(53)	○	J R
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5. 10. 27	710	下 1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口	元町1	H6. 3. 4	2, 500	下 1	2, 500	市	6~7	1, 230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6. 3. 17	3, 400	下 1	3, 000	区	6~8	1, 492(50)	○	J R・ 小半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7. 3. 28	990	上 1 下 1	680	区	7~12	1, 851(272)	○	T X・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7. 3. 22	1, 500	下 1	1, 000	市	7~10	928(93)	○	J R
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7. 3. 24	1, 800	下 1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 小南北線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7. 8. 10	220	上 6	520	区	7~8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7. 8. 15	1, 000	下 1	850	区	7~9	730(85)	○	J R・ 小南北線
台東 3	新浅草第 1	浅草1, 西浅草2	H7. 11. 8	1, 200	下 1	460	区	15~17	935(203)	○	T X
台東 4	新浅草第 2	浅草2, 西浅草3	H7. 11. 8	960	下 1	300	区	15~17	765(255)	○	T X
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7. 11. 24	1, 100	下 1	570	区	8~11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7. 11. 24	1, 200	下 1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 200	下 1	750	区	8~11	580(77)	○	都営大江戸線・ 小有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2, 100	下 1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8. 1. 5	1, 400	下 1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8. 7. 4	1, 700	下 1	1, 030	区	8~10	933(91)	○	都営大江戸線・ J R

名 称		位 置	計画決定 年月日	面 積 (㎡)	構 造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐 車 場 名										
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8. 7. 4	1, 700	下 1	1, 130	区	8～10	945(84)	○	都営大江戸線・ 丸の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8. 7. 22	1, 900	下 1	1, 000	区	8～12	1, 600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	2, 400	下 1	2, 000	区	9～16	1, 040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下 1	2, 000	区	9～11	3, 600(80)	○	丸の内東西線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下 1	2, 500	区	9～11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下 1	1, 000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	12～13	1, 129(93)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下 1	590	区	10～11	550(93)	○	J R
調布 1	飛田給北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下 1	1, 300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上 2	310	区	25～26	87(28)	○	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上 2	480	区	25～26	148(31)	○	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上 2	710	区	25～26	146(21)	○	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上 2	540	区	25～26	102(19)	○	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上 2	1, 390	区	31～32	313(26)	○	京急線
大田 7	糞谷駅	西糞谷4	H11. 3. 8	600	上 2	840	区	25～26	99(12)	○	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下 1	1, 600	区	11～15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下 1	620	区	12～14	1, 116(180)	○	丸の内半蔵門線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下 2	4, 000	区	13～17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 8. 1	1, 200	下 1	600	区	13～14	700(120)	○	丸の内半蔵門線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上 3	2, 500	区	13～15	1, 445(57)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下 1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	丸の内日比谷線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下 1	2, 500	区	14～16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下 1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下 2	1, 300	区	14～19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	栄町	H15. 6. 16	1, 900	下 1	1, 500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅地下	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下 1	9, 400	区	16～20	7, 260(77)	○	丸の内東西線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上 2	1, 500	区	16～21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口地下	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下 1	1, 500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下 1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下 1	3, 000	市			未	J R
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下 2	1, 900	区	22～27	2, 239(118)	事	丸の内有楽町線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下 1	2, 450	市	24～26	1, 467(60)	○	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下 1	1, 200	区			未	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下 1	220	区	25～27	413(187)	○	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下 1	2, 000	区	25～27	2, 267(113)	○	丸の内有楽町線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅東口地下	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下 1	700	区			未	J R・東急東横 線・丸の内副都心線
江戸川 10	小岩駅南地下	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区			未	J R
国立 2	国立駅南第 1	中1	H27. 4. 7	1, 300	上 3	2, 600	市	27～29	1, 371(53)	事	
調布 2	調布駅南地下	小島町2	H27. 11. 26	2, 900	下 1	1, 900	市	28～30		事	
大田 9	蒲田駅東口地下	蒲田 5	H28. 2. 10	3, 200	下 2	2, 800	区	28～37		事	
中野 4	中野四季の森公園 地下	中野 4	H29. 5. 1	2, 000	下 1	1, 500	区	29～30		事	
合 計	81箇所					109, 260					

※ 供用台数 88, 248台

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工 廃……廃止

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1/2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業等) (国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
平成26年度	江東区	豊洲駅地下自転車駐車場	2,600.00	地下1階	2000	1,403,865	1,362,362
平成26年度	練馬区	東大泉自転車駐車場	808.32	地下1階	440	142,116	103,000
平成26年度	練馬区	大泉学園駅北第四自転車駐車場	345.47	地上3階地下1階	500	397,736	385,000
平成27年度	港区	桜田公園自転車駐車場	314.80	地下機械式2基	408	436,928	96,107
			19,969.96		16,901	7,990,669	7,260,735

5 社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

(2) 採択基準

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐留場（都市計画自転車駐留場を除く。）を設置することができる。

補助率 5.5/10（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐留場	497	平置き・ ラック併用	原付 73 自転車372	83,611	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐留場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐留場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453 用地費 57,898	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930	用地費 134,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐留場	2,780	地下自走式	自転車3,000	設計費 15,422	設計費 13,400
平成27年度	八王子市	八王子駅南口第2自転車駐留場	122.93	平置き	自転車100	用地費 43,272	用地費 43,000
	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐留場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	用地費 239,118	用地費 239,118
		調布市立布田東路上自転車等駐留場	752.74	平置き・ ラック併用	原付 10 自転車390	用地費 149,196	用地費 149,196
調布市立国領東路上自転車等駐留場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070	用地費 90,645	用地費 89,000		
平成28年度	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐留場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	147,960	55,000
		調布市立国領東路上自転車等駐留場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070		21,500
		(仮称)調布市立調布西第1路上自転車等駐留場	758.86	平置き・ ラック併用	自転車300	用地費 310,278	用地費 310,000
		(仮称)調布市立調布東第1路上自転車等駐留場及び(仮称)調布市立調布東第2路上自転車駐留場	1,527.14	平置き・ ラック併用	自転車670	用地費 290,799	用地費 283,900

6 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政担当所管)

(1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500	
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099	
江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293	
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884	
江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900	
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
平成12年度	江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094
	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
平成13年度	江 東	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
平成14年度	江戸川	一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
平成15年度	江戸川	一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
平成16年度	葛西駅駐輪場	84,000	29,400	
	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
葛西駅駐輪場		286,205	100,205	
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
平成26年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	2,136,073	444,583
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	95,042	16,621
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	745,112	259,812
平成27年度	大 田	大田第2号大森町駅自転車駐車場	105,037	27,237
	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	2,287	887
	大 田	大田第4号京急蒲田駅西口自転車駐車場	168,462	45,562
	大 田	大田第5号京急蒲田駅東口自転車駐車場	154,727	54,227
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	6,358	2,258
	大 田	大田第7号糎谷駅自転車駐車場	69,305	24,305
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	225,813	79,113
平成28年度	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	245,146	77,046
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	494,259	155,159
	大 田	大田第7号糎谷駅自転車駐車場	104,928	33,028
	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	28,204	8,904
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	179,904	57,754
計				7,669,365

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整担当所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		26年度	27年度	28年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理 (当該年度分)	1,188,275 (106.4)	1,232,591 (103.7)	1,213,084 (98.4)
	放置自転車対策 (当該年度分)	2,528,468 (104.9)	2,562,864 (101.4)	2,604,919 (101.6)
投資的経費	自転車駐車場の整備 (前年度実績)	808,537 (147.2)	887,376 (109.8)	1,369,625 (154.3)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

7 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設設計画担当所管)

(1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一. 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二. 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの 三. 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助 (交通安全施設等整備事業) 採択基準より (平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面 積 (㎡)	台 数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市 (一ツ橋学園駅前、鷹の台駅前)、東大和市 (青梅橋駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)、田無市 (田無駅前)、府中市 (東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市 (鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前)、府中市 (分倍河原駅前)、三鷹市 (三鷹台駅前)、多摩市 (聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市 (立川駅前)、府中市 (武蔵野台駅前)、小平市 (小平駅前)、東大和市 (青梅橋駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市 (西秋留駅前)、日野市 (豊田駅前)、立川市 (立川駅前)、府中市 (中河原駅前3ヶ所)、調布市 (西調布駅前)、小平市 (小川駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市 (河辺駅前)、多摩市 (聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所)、府中市 (武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前)、小平市 (一ツ橋学園駅前)、国分寺市 (西国分寺駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村 (羽伏浦)
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
平成30年度設置要望の受付は行っていません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成29年9月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6区・7市 1公社	20箇所	11,173	

9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人に移行しました。この間、地方公共団体等と締結した協定書に基づき、平成27年度末までに1,259か所（収容台数約79万台）の自転車等駐車場を建設するとともに、自転車等駐車場の管理運営を行っています。以下がセンターの主な事業です。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要請を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行うとともに、老朽化した施設の建替え及び大規模修繕事業（リニューアル）も行っています。駐車場の用地は地方公共団体から無償で提供してもらいます（借地も可）が、一定期間管理を行った後、建設した施設は、地方公共団体に無償で譲渡します。建設に際しては、建設予定の駅周辺における実態調査や需要見込み調査を行い、その結果を踏まえ、適正規模の自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場をセンターの自己資金を活用して整備します。なお、（公財）JKA及び（一財）宝くじ協会の補助金を活用することも可能です。

(申込みについて)

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望される場合は、特に申込み期限はありませんが、できるだけ前年度の7月末までに所定の要望書をセンターあてにご提出ください。（詳しくはセンターのホームページ等をご覧ください。）

(負担金について)

地方公共団体が設置を希望される場合には、当該団体は事業費の一部を負担していただくこととなりますが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なりますので、当該地方公共団体との協議によって定めることとなっています。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間、直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与します。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場は原則としてセンターの直営管理とします。直営管理の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。最近の傾向として、概ね15年～30年の期間を管理運営している施設が大半を占めています。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議します。

(2) 貸与について

地方公共団体等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として建設後、当該地方公共団体等に有償貸与します。

貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営管理期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡されます。

3 調査研究

センターは公益財団法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っています。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力します。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益財団法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っています。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在673か所の自転車駐車場を直営で管理運営していますが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っています。現在、その数は1市、1か所です。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたところではありますが、現在、7市2特別区51か所において指定管理者の指定を受けて、利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っています。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っており、現在3市から委託を受けています。

5 広報

また、国や地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車交通ルールの啓蒙普及促進等の広報活動を行っています。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っており、これまで57地方公共団体のご協力をいただき、26年間で延べ25万台余の中古自転車を供与してきました。

以上、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

公益財団法人自転車駐車場整備センター
本部 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
TEL 03-6262-5320

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成29年11月1日現在

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
昭和58年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262	
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	〃	515
	〃	J R 西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク(増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平面式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	〃	153
	立川市	J R 立川駅前	〃	1,584
武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260	
昭和60年度	〃	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	〃	848
	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅西	〃	1,070
	大田区	J R 蒲田駅南	〃	1,130
	〃	J R 蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	J R 大森駅	〃	116
	〃	J R 西大井駅	立体自走式	500
昭和61年度	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平面式	540
	日野市	J R 豊田駅前	〃	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
平成元年度	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	〃	1,000
	日野市	J R 豊田駅第五	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口(増設)	〃	190

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
平成元年度	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	府中市	京王多磨霊園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R 大井駅バイク	〃	525
	田無市	西武田無駅北口	〃	2,157
	町田市	J R 町田駅森野第三	平面式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平面式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平面式	711
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	〃	430
	田無市	西武田無駅南口	立体自走式	2,279
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412
	〃	八王子駅 南口	平面式	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
	〃	〃 北口東	〃	1,100
平成5年度	〃	京王南大沢駅第一	平面式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平面式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平面式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
	〃	京王府中駅東バイク	平面式	93
	立川市	J R 立川駅北口 (増設)	〃	90
平成6年度	小平市	西武花小金井駅北	〃	2,014
	〃	〃 東一、二	〃	604
	〃	〃 東三	〃	398
	八王子市	京王堀之内駅	〃	1,540
	〃	〃 南	〃	324
	〃	京王北野駅東	立体自走式	1,763
	〃	J R 高尾駅北口 (増設)	〃	44
平成7年度	小平市	西武小平駅北	平面式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平面式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り	立体自走式	1,515
	〃	J R 西八王子駅北口西	〃	963
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
平成8年度	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成8年度	多摩市	京王永山駅高架下	平面式	1,190
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	〃	京王多摩センター駅西	〃	1,957
	府中市	J R北府中駅	〃	1,250
	〃	J R西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東(増設)	立体自走式	103
	〃	京王永山駅(複合施設)	〃	1,733
	〃	〃 プラザバイク	平面式	90
	八王子市	J R高尾駅南口	立体自走式	1,109
	〃	J R高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	〃	J R片倉駅ミニバイク	〃	230
	町田市	小田急町田駅	〃	927
	福生市	J R福生駅東口第一	〃	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R拝島駅北口	立体自走式	386
〃	J R熊川駅東	平面式	80	
平成10年度	八王子市	J R八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	〃	〃 北口臨時	平面式	491
	〃	J R片倉駅北口	立体自走式	1,115
	町田市	京王多摩境駅南側	〃	603
日野市	J R豊田駅北第五	平面式	403	
平成11年度	八王子市	J R八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平面式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	〃	京王高幡不動駅南第二	〃	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
	町田市	J R成瀬駅南口	立体自走式	559
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R大森駅水神口	平面式	245

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
平成12年度	練馬区	西武練馬駅東	平面式	945
	〃	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平面式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらやしき	立体自走式	2,544
	〃	西武東伏見駅北口第1	〃	377
	〃	〃 北口第2	〃	415
	〃	西武東伏見駅 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	〃	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	〃	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平面式	155
	〃	〃 東3	〃	110
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃	350
	〃	〃 東 (増設)	立体自走式	678
	〃	〃 北3 (増設)	平面式	245
	〃	森下駅第1	〃	69
	〃	〃 第2	〃	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園 (増設)	〃	159
	小平市	西武小平駅北第1	〃	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	〃	403
	〃	J R 日野駅東2	〃	228
	保谷市	〃 北口第2	立体自走式	2,423
	西東京市	西武東伏見駅北口第1 B	平面式	96
平成14年度	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平面式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	練馬区	富士見台駅東	〃	501
	〃	〃 西	〃	384
	〃	中村橋駅西	〃	1,508
	〃	練馬駅西 (増設)	〃	427
	町田市	京王多摩境駅北	〃	254
	〃	多摩境駅北 (増設)	〃	273
	〃	町田駅森野第3 バイク	〃	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口 (臨時)	平面式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	〃	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
〃	〃 北口第1 - 2	平面式	217	
〃	〃 北口第2	〃	243	

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成14年度	日野市	高幡不動南第4	平面式	171
	八王子市	西八王子駅南口第1(改築)	〃	69
	〃	〃 南口第2(改築)	〃	95
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	〃	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	〃	91
	〃	吉祥寺駅大通り 東	平面式	203
	〃	〃 末広通り2	〃	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第1(増設)	〃	83
	〃	町田駅森野第1バイク(増設)	〃	168
	小平市	東部市民センター北(仮設)	〃	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第2	〃	448
	〃	〃 第4	〃	52
	〃	豊洲3丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第2	平面式	76
	〃	JR八王子駅南口臨時第2	〃	329
	武蔵野市	武蔵境駅南	〃	401
	府中市	府中本町駅前第2	〃	100
	〃	中河原駅西口第3	〃	335
	町田市	相原駅西口	〃	767
	〃	相原駅東口バイク	〃	155
福生市	福生駅東口地下	地下式	2,351	
平成17年度	府中市	分倍河原駅南	立体自走式	756
平成18年度	江東区	東陽町第3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口(増設)	〃	747
	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平面式	325
	八王子市	南大沢駅バイク	〃	27
	〃	めじろ台駅	地下式	828
	〃	めじろ台駅バイク	平面式	144
	府中市	府中本町駅第2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245
	〃	多磨駅西口	〃	288
平成19年度	調布市	仙川駅東(仮設)	〃	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第1	平面式	180
	〃	保谷駅南口第2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数(台)
平成19年度	稲城市	矢野口駅西	平面式	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第3	〃	202
	八王子市	南大沢駅第1バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第2(仮設)	〃	281
	〃	高尾駅北口臨時第2	〃	328
	〃	八王子駅北口東(屋外バイク)他	〃	68
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	〃	東府中駅東	〃	115
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41	
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1(増設)	〃	720
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3(仮設)	〃	506
	〃	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	武蔵野市	吉祥寺大正通北	〃	460
	〃	吉祥寺大通り東第4	〃	118
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	〃	東伏見駅北口	〃	129
	調布市	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921
町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221	
平成21年度	練馬区	光が丘ふれあいの径	〃	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	〃	1,100
	〃	八王子みなみ野駅西側(仮設)	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	〃	豊田駅北(仮設)	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
	〃	綾瀬ふげんじ	〃	180
	〃	綾瀬西	〃	978
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
〃	堀之内駅(増設)	〃	199	
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	〃	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	〃	733
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	〃	1,271
	〃	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地下式	1,500
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1,721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
日野市	豊田駅北3	立体自走式	490	
平成23年度	練馬区	光が丘IMA(増設)	平面式	22
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474

年度	区市町村名	設 置 場 所	構造	収納台数 (台)
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口第3	平面式	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	江東区	亀戸北口第2(増設)	〃	14
平成24年度	〃	東大島駅前(増設)	〃	139
	〃	門前仲町駅黒船橋(増設)	〃	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	〃	三鷹駅中町第1	〃	1,514
	〃	三鷹駅中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅中町バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第2(仮設)	〃	327
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303
	〃	武蔵境駅西高架下(改良)	〃	684
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口臨時(仮設)	平面式	408
西東京市	保谷駅南口第1	立体自走式	135	
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西側高架下第1	平面式	1,377
	〃	武蔵小金井駅西側高架下第2	〃	615
	武蔵野市	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	武蔵境駅西中央高架下	〃	987
	〃	武蔵境駅みずき通り	〃	762
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	196
	町田市	成瀬駅南口	立体自走式	540
〃	成瀬駅南口臨時バイク	平面式	61	
平成26年度	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
	武蔵野市	武蔵境駅東高架下	平面式	734
	〃	武蔵境駅五宿東	〃	483
	町田市	多摩境駅北側(増設)	〃	157
	府中市	分倍河原駅南第2	〃	167
	〃	武蔵野台駅南口	立体自走式	583
	〃	西府駅北第2	平面式	136
平成27年度	武蔵野市	武蔵境駅北口第2	立体自走式	1,604
	小金井市	武蔵小金井駅南第1	〃	938
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅南	〃	1,130
	〃	聖蹟桜ヶ丘駅東	〃	542
	大田区	あすとウィズ公共	地下式	332
	八王子市	高尾駅北口	立体自走式	877
	府中市	分倍河原駅南第2(増設)	平面式	50
	町田市	成瀬駅北口路上	〃	128
平成28年度	〃	南町田駅北口地下	地下式	641
	〃	町田駅森野第1(増設)	平面式	83
	府中市	府中駅東第2バイク	〃	46

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成28年度	府中市	分倍河原駅南第2(増設)	平面式	42
	〃	西府駅南第2	〃	70
	稲城市	稲城長沼駅東	〃	459
	〃	稲城長沼駅西	〃	491
	〃	南多摩駅東	〃	333
	〃	南多摩駅西	〃	258
	江東区	亀戸駅東口第2(増設)	〃	100
	〃	東大島駅前(増設)	〃	77
平成29年度	〃	亀戸駅東口(建替え)	立体自走式	1,043
	八王子市	西八王子駅南口臨時	〃	848
	府中市	西府駅南第2(増設)	平面式	64
	武蔵野市	三鷹駅中町第3	〃	90
	〃	三鷹駅中町第4	〃	90
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	43
	稲城市	矢野口駅西(増設)	〃	154
	〃	南多摩駅西(増設)	〃	156
	町田市	鶴川駅南側	〃	859
	東大和市	武蔵大和駅第1公共	〃	256
	〃	武蔵大和駅第2公共	〃	395
	〃	玉川上水駅第1公共	〃	571
	〃	玉川上水駅第2公共	〃	425
	〃	玉川上水駅第3公共	〃	44
	〃	玉川上水駅第4公共	〃	491
	〃	玉川上水駅第5公共	〃	38
	〃	玉川上水駅第6公共	〃	145
	〃	桜街道駅第1公共	〃	46
	〃	桜街道駅第2公共	〃	31
	〃	桜街道駅第3公共	〃	176
	〃	桜街道駅第4公共	〃	231
	〃	上北台駅第1公共	〃	54
	〃	上北台駅第2公共	〃	82
	〃	上北台駅第3公共	〃	412
〃	上北台駅第5公共	〃	103	
〃	上北台駅第6公共	〃	653	
合計	7区 19市 364箇所(増設を含む)			220,644

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）

3 関係法令等

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- (4) 東京都自転車安全利用推進計画

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考
昭和18年	8,613	内務省調査	昭和55年	51,230	通産省生産動態統計等による推算
昭和19年	8,556		昭和56年	52,325	
昭和20年	5,686		昭和57年	53,630	
昭和21年	6,276		昭和58年	55,155	
昭和22年	6,939		昭和59年	56,305	
昭和23年	8,013	昭和26年及び28年自治庁、課税台数資料による推算	昭和60年	57,291	
昭和24年	9,192		昭和61年	58,178	
昭和25年	10,859		昭和62年	60,664	
昭和26年	11,693		昭和63年	63,465	
昭和27年	12,406		平成元年	66,385	
昭和28年	13,270		平成2年	69,002	
昭和29年	13,667		平成3年	71,124	
昭和30年	13,928		平成4年	73,200	
昭和31年	15,647		平成5年	74,962	
昭和32年	16,005		平成6年	76,637	
昭和33年	16,815	通産省生産動態統計等による推算	平成7年	74,935	平成12年度自転車産業振興協会の調査による人的推算
昭和34年	18,158		平成8年	77,022	
昭和35年	19,559		平成9年	78,954	
昭和36年	20,785		平成10年	80,867	
昭和37年	21,952		平成11年	82,780	
昭和38年	22,931		平成12年	84,815	
昭和39年	23,765		平成13年	85,170	平成24年度自転車産業振興協会の調査による人的推算
昭和40年	24,377		平成14年	85,549	
昭和41年	25,430		平成15年	85,933	
昭和42年	26,375		平成16年	86,324	
昭和43年	27,330		平成17年	86,647	
昭和44年	28,241		平成18年	67,225	
昭和45年	29,291	平成19年	67,820	平成24年度自転車産業振興協会の調査による人的推算	
昭和46年	30,497	平成20年	68,387		
昭和47年	33,542	平成21年	68,921		
昭和48年	39,087	平成22年	69,883		
昭和49年	42,151	平成23年	70,141		
昭和50年	43,930	平成24年	70,472		
昭和51年	45,555	平成25年	71,551		
昭和52年	46,855	平成26年	71,854		
昭和53年	48,007	平成27年	72,225		
昭和54年	49,541	平成28年	72,383		

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

- ・平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- ・平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成25年
1 北海道	2,525	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	2,872
2 青森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	672
3 岩手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	722
4 宮城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	1,216
5 秋田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	587
6 山形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	604
7 福島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	959
8 茨城	1,569	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	1,564
9 栃木	979	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	1,194
10 群馬	837	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	1,083
11 埼玉	4,547	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	4,927
12 千葉	3,303	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	3,711
13 東京	6,944	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	8,553
14 神奈川	3,881	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	4,553
15 新潟	1,306	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	1,117
16 富山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	574
17 石川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	537
18 福井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	397
19 山梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	401
20 長野	940	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	1,035
21 岐阜	1,109	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	1,091
22 静岡	1,644	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	1,917
23 愛知	3,989	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	4,197
24 三重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	981
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	923
26 京都	1,490	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	1,682
27 大阪	5,936	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	6,488
28 兵庫	2,951	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	3,245
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	732
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	535
31 鳥取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	279
32 島根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	338
33 岡山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,139
34 広島	1,511	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	1,592
35 山口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	661
36 徳島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	503
37 香川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	638
38 愛媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	805
39 高知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	442
40 福岡	2,284	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	2,430
41 佐賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	367
42 長崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	361
43 熊本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	906
44 大分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	522
45 宮崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	507
46 鹿児島	480	619	551	548	600	512	605	543	567	435	604
47 沖縄	176	175	222	210	187	295	212	248	226	230	386
計	64,014	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	71,551

- (注) ① 平成20年までは、自転車の国内市場動向調査<(一社)自転車協会>より抜粋
 ② 平成25年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ③ 平成21年～平成24年、平成26年～平成29年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)に掲載なし。
 ④ 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く)

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2015	7,223	1.8
中国	2013	37,000	3.7
韓国	2014	1,000	5.0
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2013	2,230	0.8
ドイツ	2016	7,300	1.1
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

(注) 一般財団法人自転車産業振興協会「自転車統計要覧」第51版による。

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,134,692	8,739,686	7,694,009	7,448,862	7,448,862	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,397,085	1,341,088	1,479,588	1,511,440	1,511,440	
	計	9,531,777	10,244,447	9,173,597	8,960,302	8,960,302	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	582,395	625,525	531,516	509,688	486,232	
	原付二種	90CC以下	76,708	62,783	60,651	57,578	53,515
		125CC以下	85,268	115,339	126,660	133,097	140,002
	計	760,517	787,501	718,827	700,363	679,749	

		24 年	25 年	26 年	27 年	28年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	6,899,459	6,661,807	6,438,002	6,188,710	5,899,276	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,582,925	1,626,094	1,674,884	1,704,083	1,717,092	
	計	8,482,384	8,287,901	8,112,886	7,892,793	7,616,368	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	463,661	442,874	416,616	405,337	379,388	
	原付二種	90CC以下	49,878	46,571	42,807	40,664	37,467
		125CC以下	145,166	151,204	157,812	160,962	163,329
	計	658,705	640,649	617,235	606,963	580,184	

注：警視庁交通年鑑平成28年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 都道府県別保有台数

平成28年4月1日現在

都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都道府県	原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)		
総 数		1,717,092	5,899,276					
北海道		20,564	71,579					
東北	青森	7,609	41,723	近畿	滋賀	14,375	74,445	
	岩手	10,899	51,034		京都	74,183	228,602	
	宮城	19,510	86,753		大阪	166,727	567,618	
	秋田	5,058	25,876		兵庫	100,944	337,454	
	山形	7,634	36,996		奈良	20,419	124,907	
	福島	15,202	65,201		和歌山	30,018	132,551	
東京(警視庁)		199,437	370,448	中国	鳥取	3,837	15,584	
関東	茨城	24,352	116,283		島根	5,220	26,828	
	栃木	17,902	74,722		岡山	29,812	102,880	
	群馬	19,831	68,279	広島	55,642	207,234		
	埼玉	92,218	275,551	山口	14,720	60,736		
	千葉	65,716	247,816	四国	徳島	12,335	48,274	
	神奈川	196,329	451,168		香川	19,902	67,558	
	新潟	17,510	88,720		愛媛	35,422	142,503	
	山梨	山梨	9,758	65,753	高知	17,443	66,106	
		長野	20,953	93,614	九州	福岡	55,156	222,429
静岡		61,552	220,494	佐賀		8,397	33,740	
中部		富山	5,412	21,412		長崎	29,479	85,977
		石川	5,686	28,661		熊本	21,436	116,841
		福井	3,386	19,114		大分	12,707	65,010
		岐阜	12,840	55,165		宮崎	9,857	55,142
		愛知	60,506	244,790		鹿児島	19,880	115,737
三重	18,295	99,989	沖縄	41,022		79,979		

注：警視庁交通年鑑平成28年版による。

ウ 区市町村別保有台数

平成28年4月1日現在

区市町村	原付二種		原付自転車	区市町村	原付二種		原付自転車	
	125cc以下	90cc以下	50cc以下		125cc以下	90cc以下	50cc以下	
総 数	163,329	37,467	379,388					
計	109,815	23,307	216,979	区市町村	町田市	6,927	1,309	25,678
千代田区	525	222	1,717		小金井市	1,026	241	2,545
中央区	1,199	272	2,981		小平市	2,000	455	5,154
港区	2,267	842	5,210		日野市	2,386	632	7,347
新宿区	3,222	781	7,585		東村山市	1,723	424	4,458
文京区	1,763	506	4,376		国分寺市	946	244	2,460
台東区	1,921	531	4,194		国立市	638	190	1,639
墨田区	3,317	657	6,514		福生市	594	235	2,098
江東区	5,989	952	10,638		狛江市	1,140	232	2,337
品川区	4,705	886	9,104		東大和市	1,159	327	3,149
目黒区	2,633	653	5,764		清瀬市	941	188	2,972
大田区	10,402	1,962	16,737		東久留米市	1,758	440	4,669
世田谷区	9,187	1,904	18,082		武蔵村山市	1,269	420	3,673
渋谷区	2,183	688	4,612		多摩市	2,049	370	6,266
中野区	3,382	749	6,688		稲城市	1,326	221	3,448
杉並区	4,905	1,225	9,630		羽村市	629	251	1,820
豊島区	2,372	582	4,343		あきる野市	1,135	638	3,600
北区	3,644	731	7,702		西東京市	2,241	495	5,333
荒川区	2,131	487	4,292		計	894	414	2,927
板橋区	7,906	1,588	14,655		瑞穂町	545	240	1,614
練馬区	9,067	1,884	18,033	日の出町	247	113	861	
足立区	11,142	2,087	23,751	奥多摩町	77	38	327	
葛飾区	6,145	1,290	11,532	檜原村	25	23	125	
江戸川区	9,808	1,828	18,839	計	449	182	3,077	
計	52,171	13,564	156,405	大島町	119	68	603	
市部	八王子市	8,724	2,516	30,938	利島村	2	2	26
	立川市	1,862	605	4,970	新島村	37	27	316
	武蔵野市	923	264	2,427	神津島村	82	20	635
	三鷹市	2,026	458	4,652	三宅村	26	8	167
	青梅市	1,854	788	6,378	御蔵島村	10	5	50
	府中市	3,063	628	8,267	八丈町	61	25	544
	昭島市	1,206	431	3,907	青ヶ島村	1	2	14
	調布市	2,626	562	6,220	小笠原村	111	25	722

注：警視庁交通年鑑平成28年版による。

(3) 自転車防犯登録台数

平成28年12月末現在

区分	登録総台数				区分	登録総台数					
	平成28年	平成27年	増減	増減率(%)		平成28年	平成27年	増減	増減率(%)		
総数	18,375,573	18,606,880	-231,305	-1.2	滝野川	58,099	58,280	-181	-0.3		
第一方面	麴町	6,371	6,554	-183	-2.8	王子	96,342	95,254	1,088	1.1	
	丸の内	89,757	86,457	3,300	3.8	赤羽	241,543	247,423	-5,880	-2.4	
	神田	19,539	21,339	-1,800	-8.4	板橋	242,794	250,445	-7,651	-3.1	
	万世橋	105,798	99,521	6,277	6.3	志村	202,069	209,889	-7,820	-3.7	
	中央	20,446	21,634	-1,188	-5.5	高島平	273,574	274,106	-532	-0.2	
	久松	16,346	15,930	416	2.6	練馬	290,007	290,596	-589	-0.2	
	築地	47,385	46,995	390	0.8	光が丘	207,488	225,142	-17,654	-7.8	
	目黒	40,229	40,936	-707	-1.7	石神井	416,877	417,544	-667	-0.2	
	愛宕	9,940	10,346	-406	-3.9	十方面計	2,028,793	2,068,679	-39,886	-1.9	
	三田	17,512	17,957	-445	-2.5	上野	267,857	271,161	-3,304	-1.2	
	高輪	17,543	18,137	-594	-3.3	下谷	37,768	35,683	2,085	5.8	
	麻布	51,699	49,022	2,677	5.5	浅草	67,884	67,548	336	0.5	
	赤坂	44,993	43,281	1,712	4.0	蔵前	9,997	10,429	-432	-4.1	
	東京湾岸	60,111	58,123	1,988	3.4	尾久	66,416	64,756	1,660	2.6	
一方面計	547,669	536,232	11,437	2.1	南千住	201,057	203,308	-2,251	-1.1		
第二方面	品川	113,043	109,523	3,520	3.2	荒川	99,250	100,970	-1,720	-1.7	
	大井	123,108	127,523	-4,415	-3.5	千住	135,463	140,823	-5,360	-3.8	
	大崎	26,148	26,825	-677	-2.5	西新井	430,129	433,149	-3,020	-0.7	
	荏原	130,484	129,612	872	0.7	竹の塚	269,837	266,900	2,937	1.1	
	大森	276,539	274,201	2,338	0.9	綾瀬	266,156	270,163	-4,007	-1.5	
	田園調布	136,072	142,172	-6,100	-4.3	六方面計	1,851,814	1,864,890	-13,076	-0.7	
	蒲田	426,017	434,282	-8,265	-1.9	深川	383,063	394,277	-11,214	-2.8	
	池上	218,871	211,028	7,843	3.7	城東	408,533	413,551	-5,018	-1.2	
	東京空港	0	0	±0	±0	本所	108,769	107,986	783	0.7	
	二方面計	1,450,282	1,455,166	-4,884	-0.3	向島	216,332	222,291	-5,959	-2.7	
	第三方面	世田谷	229,189	230,495	-1,306	-0.6	亀有	372,810	376,578	-3,768	-1.0
北沢		165,885	171,178	-5,293	-3.1	葛飾	344,435	341,752	2,683	0.8	
玉川		214,770	212,057	2,713	1.3	小松川	305,496	303,379	2,117	0.7	
成城		366,953	370,650	-3,697	-1.0	葛西	547,336	563,318	-15,982	-2.8	
目黒		113,217	112,893	324	0.3	小岩	193,466	204,071	-10,605	-5.2	
碑文谷		207,483	216,042	-8,559	-4.0	七方面計	2,880,240	2,927,203	-46,963	-1.6	
渋谷		148,497	148,557	-60	0.0	昭島	210,719	207,492	3,227	1.6	
原宿		92,618	94,106	-1,488	-1.6	立川	476,712	477,450	-738	-0.2	
代々木		93,502	90,454	3,048	3.4	東大和	250,799	260,192	-9,393	-3.6	
三方面計		1,632,114	1,646,432	-14,318	-0.9	府中	444,853	452,012	-7,159	-1.6	
第四方面		牛込	24,923	23,069	1,854	8.0	小金井	303,607	312,506	-8,899	-2.8
	新宿	296,944	296,320	624	0.2	田無	504,317	504,298	19	0.0	
	戸塚	147,006	156,809	-9,803	-6.3	小平	217,330	217,555	-225	-0.1	
	四谷	106,730	106,626	104	0.1	東村山	276,669	274,872	1,797	0.7	
	中野	167,508	170,129	-2,621	-1.5	武蔵野	360,443	363,939	-3,496	-1.0	
	野方	166,991	167,078	-87	-0.1	三鷹	269,508	273,673	-4,165	-1.5	
	杉並	229,719	238,273	-8,554	-3.6	調布	378,214	377,149	1,065	0.3	
	高井戸	322,673	329,542	-6,869	-2.1	八方面計	3,693,171	3,721,138	-27,967	-0.8	
	荻窪	198,283	203,743	-5,460	-2.7	青梅	195,300	196,338	-1,038	-0.5	
	四方面計	1,660,777	1,691,589	-30,812	-1.8	五日市	28,203	25,875	2,328	9.0	
	第五方面	富坂	37,355	34,474	2,881	8.4	福生	253,622	254,937	-1,315	-0.5
大塚		13,637	13,675	-38	-0.3	八王子	382,158	433,402	-51,244	-11.8	
本富士		121,487	129,242	-7,755	-6.0	高尾	160,161	160,377	-216	-0.1	
駒込		12,951	12,955	-4	0.0	南大沢	151,364	135,613	15,751	11.6	
巢鴨		125,583	127,261	-1,678	-1.3	町田	402,168	413,501	-11,333	-2.7	
池袋		260,236	263,720	-3,484	-1.3	日野	158,482	165,056	-6,574	-4.0	
目白		106,706	104,462	2,244	2.1	多摩中央	220,957	224,331	-3,374	-1.5	
五方面計		677,955	685,789	-7,834	-1.1	九方面計	1,952,415	2,009,430	-57,015	-2.8	
島部		大島	0	0	±0	±0	新島	0	0	±0	±0
		三宅島	0	0	±0	±0	八丈島	295	282	13	4.6
		小笠原	48	50	±0	±0	島部計	343	332	13	3.9
	島部計	343	332	13	3.9						

注：警視庁交通年鑑平成28年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

(4) 自転車生産実績(全国)

(単位：千台)

年	軽快車	電動アシスト車	子供車・幼児車	ミニサイクル	マウンテンバイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和57年	700		1,607	2,810		79	1,252	85	6,533
昭和58年	860		1,510	2,932		131	1,546	61	7,040
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142			4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966
平成26年	346	479		126					952
平成27年	320	465		113					898
平成28年	292	548		100					939

平成十一年一月以降、特殊車は、
特殊車に含まれることになった。
平成八年一月以降、実用車は、
実用車に含まれることになった。

注：(一財)自転車産業振興協会資料による
千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者 会長 野澤 隆寛
◇所在地 本 部 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1
電話(03)(6409)6920 ファクシミリ(03)(6409)6868
技術研究所 〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3
◇設立 昭和33年9月15日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目的 自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者 理事長 渡辺 恵次
◇所在地 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1
電話(03)(5791)3203 ファクシミリ(03)(5420)2211
◇設立 昭和23年2月19日(平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目的 安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会員

- ①正会員 100名(平成29年3月末現在)
- ②賛助会員 212名
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者 会長 石黒 克巳
◇所在地 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1
電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957
自転車文化センター
〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1
電話(03)(4334)7953 ファクシミリ(03)(4334)7958
◇設立 昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目的 自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	会長 谷 垣 禎 一
◇所在地	〒160-0016 東京都新宿区信濃町34番地 電話(03)(6273)2147 ファクシミリ(03)(6273)2578
◇設立	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行)
◇目的	生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリングガイドの養成及び認定
- ④サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ⑤サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑥サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑦サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑧サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑨関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

賛助会員 7,000名(平成28年度)

(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地	
本 部	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル4階 電話(03)(6262)5320 ファクシミリ(03)(6262)5330
大阪事務所	大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	愛知県名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル8階 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立	昭和54年4月16日
◇目的	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ①自転車等駐車場の設置及び運営
- ②自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦全各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地 〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階
電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355
◇設立 昭和35年3月19日
◇目的 安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地 〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8
電話(03)(3251)8446 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立 昭和30年8月24日
◇目的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
千代田区環境まちづくり部交通施策推進課内
電話(03)(3264)2111内線2879 ファクシミリ(03)(3264)4792
◇設立 平成4年2月13日
◇目的 総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車対策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車対策を推進する。

◇会員 (1)正会員 110団体(平成29年7月現在)
(2)賛助会員 7団体
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所在地 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
豊島区土木部交通対策課内
電話(03)(4566)2691 ファクシミリ(03)(3981)4844
◇設立 平成元年10月
◇目的 撤去された放置自転車のうち、引取り手のない良質車の有効利用対策として、これらの自転車をさらに点検整備し、再生自転車としてアジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、看護師、保健師等の交通手段として利用してもらうことにより、これらの国や地域での福祉の向上・増進を図り、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車80,145台を91ヶ国へ譲与(平成27年度末現在)
◇加盟団体 12自治体及び公益財団法人ジョイセフ

3 関係法令等

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭和55年11月25日 〕
〔 法律 第 8 7 号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるところにおいて条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めるときは、その定められた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の前日から利用している自転車については、なお従前の例による。

- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 建築基準法関係

項 目		自転車駐車場
大規模建築物 (法21条)		①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、一定の主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない ②延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、一定の主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない
防火壁 (法26条)		耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000㎡を超えるものは、原則として1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁で区画しなくてはならない
内装制限 (法35条の2) (令128条の4)		平屋は延べ面積3,000㎡、2階建は1,000㎡、3階以上は500㎡を超える場合、原則として内装制限を受ける
接道義務 (法43条) (条例4条)		①接道長さ2m以上 ②建築物全体の延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下のものは接道長さ6m以上、2,000㎡を超え3,000㎡以下のものは8m以上、3,000㎡を超えるものは10m以上
屋 根 (法22条) (令109条の6)		法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により防火上有害な発炎をしないこと及び屋内に達する損傷を生じないこととする。 ※法22条地域(7.3.31 都告示354)：防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域
用 途 地 域	第一種低層 住居専用地域 及び 第二種低層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独建築は不可
	第一種中高層 住居専用地域	同 上
	第二種中高層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独のものは、2階以下で床面積の合計が1,500㎡以下
	第一種 住居地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独のものは、床面積3,000㎡以下
防火地域 (法61条)		階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平家建附属建築物の外壁・軒裏を防火構造としたもの等はこの限りでない

項目	自転車駐車場
準防火地域 (法62条)	原則、地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。地階を除く階数が3の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする
容積率制限における床面積の控除(令2条)	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される

(注)

法：建築基準法 令：建築基準法施行令 条例：東京都建築安全条例

- 1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。
- 2 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の場合駐車場法施行令及び届出(駐車料金を徴収する場合)の適用を受ける。

<参考>東京都駐車場条例の一部改正について (都市整備局市街地建築部建築企画課)

新築時等における特別区の大規模事務所及び共同住宅並びに既存建築物について駐車施設の附置義務台数の見直しを行うとともに、特別区又は市が条例で、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域における駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。(平成26年4月1日施行)

(1) 新築時等における附置義務台数の算定基準の見直し

ア 特別区の大規模事務所(床面積6千㎡超)について附置義務台数の算定基準(面積調整率)を緩和します。

(例) 床面積の区分 6千㎡超1万㎡以下の部分

(現行) 1.0 → (改正後) 0.8

イ 特別区の共同住宅について、附置義務台数の算定基準を緩和します。

(現行) 床面積300㎡ごとに1台 → (改正後) 床面積350㎡ごとに1台

(2) 既存建築物における取扱いの見直し

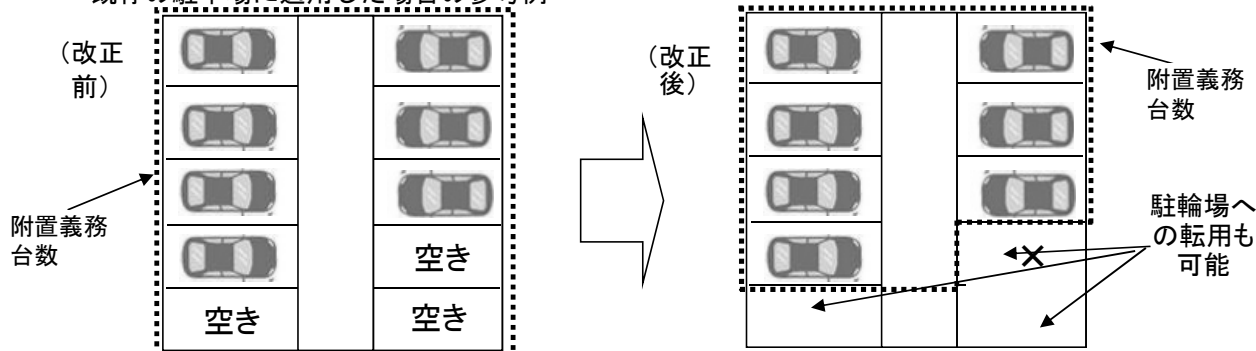
特別区及び市において、駐車施設の台数を条例で必要とされる台数まで減じ、又は条例で必要とされる台数を確保した上で駐車施設の位置の変更ができることとします。

→ 他の建築関係法令に適合する範囲で、自転車置場への転用も可能となります。

(3) 駐車機能集約区域に係る特例

特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域内において附置すべき駐車施設等に関する条例を定めた場合における本条例の適用除外に係る規定を設けます。

既存の駐車場に適用した場合の参考例



イ 主な消防法関係

項 目	自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場	
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)	
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車のために供される部分で次に掲げるもの ア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上 ウ 屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く-条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車のために供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車のために供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
	漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
	消防機関へ通報する火災報知設備 (令23条)	延面積1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常ベル、 自動式サイ レン又は 放送設備	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及 び放送設備 (令24 条)	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数 3 以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	① 3 階以上の無窓階、地階で収容人員100人 以上 ② 3 階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③ 3 階以上の階のうち直通階段が 1 以下で 収容人員10人以上 ④ 6 階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ① 3 階以上の階のうち直通階段が 1 以下で 収容人員10人以上 ② 6 階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上 ※1 ②地下 4 階以下の階で駐車のために供する部分 の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数 7 以上 ②地階を除く階数 5 以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数 7 以上 ②地階を除く階数 5 以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積 1,000㎡以上(条例) ※1 ④屋上で自動車駐 車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント 設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下 4 階以下の階で当該地下 4 階以下の階 の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助 設備 (条例46条の3)	地下の階数が 4 以上で、かつ、地階の床面積 合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

- 1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第 1、13 項イから除かれるものに対しても適用される規制事項
- 2 当該階は、区画された部分ごとに 1 階段の判断を行う。
- 3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16 項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

(基本理念)

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車を業とする者（第十三条第二項において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。
(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項
- 二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。
(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。
(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。
(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。
(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。
(児童及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者は、その保護する児童(十八歳未満の者をいう。次条において同じ。)が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該児童に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。
(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及
(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。
(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。
(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。
(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。
(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。)を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者

二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者

三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、届出があつた事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

- 一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。
 - 二 不正の手段により登録を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
 - 3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。
- (表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

- 2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条(第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしていない者 当該届出をすること。
- 四 第三十四条(第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年条例第九十一号)

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

第1 はじめに

1 自転車事故等の現況

都内では、平成27年中に1万1千件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、33人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合（以下「自転車関与率」といいます。）は3割を超え、全国平均の約2割と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上もの予算が投じられている状況です。

2 東京都自転車安全利用推進計画の策定

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、平成25年7月1日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、平成26年1月、東京都自転車安全利用推進計画（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

3 当初計画の成果と課題

当初計画では、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成27年中）を設定し、その達成状況は次のとおりでした。

項目	当初計画数値目標	平成27年の数値
自転車乗用中死者数	25人以下	33人
自転車事故発生件数	13,000件以下	11,060件
駅前放置自転車台数	30,000台以下	33,830台

「自転車事故発生件数」については、平成26年に前倒しで達成し、平成27年も目標を達成したものの、「自転車乗用中死者数」及び「駅前放置自転車台数」については目標の達成には至りませんでした。

目標の達成状況を分析すると、以下の3点の課題が浮かび上がりました。

1点目は、事故件数は着実に減少しているものの、死者数については、大幅な増加に転じた年もあるなど、一層の削減が必要なことです。死者のうち5割近くが高齢者であるほか、近年はスポーツタイプの自転車利用者の死亡事故も多く発生しています。

2点目は、減少傾向にあるものの、いまだ多くの自転車事故が発生していることです。自転車利用者に何らかの違反行為があった事故の割合は減少しており、ルール・マナーが一定程度向上していることはうかがえますが、自転車関与率は全国平均と比べ、いまだ高い水準にあります。

3点目は、減少傾向にあるものの、いまだ多くの放置自転車が発生していることです。駐輪場が整備されているにもかかわらず、自転車を放置する利用者も多い状況にあります。

4 計画改定の経緯

当初計画は、平成27年度で計画期間を終了することから、先述の課題に対応し、平成28年度以降も自転車の安全利用を推進していくために、東京都は、「東京都自転車安全利用推進計画」を改定することとしました。

改定にあたっては、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」において、当初計画策定後の各主体の取組状況や今後想定される都内における自転車利用環境等の変化などを踏まえ、先述の課題への対応等について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

<今後想定される都内における自転車利用環境等の変化>

- ・ 自転車推奨ルートの設定等による自転車が走行しやすい空間の整備拡大
- ・ シェアサイクルの広域的な展開
- ・ スポーツタイプの自転車利用者、外国人利用者の拡大

第2 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第3 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第10次東京都交通安全計画（平成28年度東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は平成28年度から32年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第10次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第10次東京都交通安全計画に合わせて、平成28年度から平成32年度末までとします。

なお、平成33年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定に合わせて、この計画も改定することとします。

第4 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成32年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 20人以下
- ・ 自転車事故発生件数 8,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 20,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第10次東京都交通安全計画の目標（平成32年中の道路交通事故死者数125人以下）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく引き続き「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：平成27年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 33人
- ・ 自転車事故発生件数 11,060件
- ・ 駅前放置自転車台数 33,830台

第5 安全利用に関する各主体の役割等

第2に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業員による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第6の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 駐停車車両を追い越す際には、後方などの安全確認を行う。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。

- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ 夕方や夜間は、反射材を着用するなど目立つ服装をする。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者（自転車便）、自転車旅客運送事業者（自転車タクシー）及び自転車貸付事業者（レンタサイクル・コミュニティサイクル・シェアサイクル）は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践するとともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を

開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、幼児・児童・生徒・学生が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

特に、自転車通学者に対しては、並走・二人乗りや傘差し運転といった違反行為を行わないよう指導するほか、ヘルメットの着用について指導等に努めます。

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、学校における教育が推進されるよう、各警察署において、警視庁スクールサポーター等を通じ、交通事故の発生状況や自転車指導警告カード・自転車安全マナーカードの交付状況等を踏まえた助言等を行います。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、自転車安全利用に係る責任者や教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

東京都は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの安全教室を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。また、警視庁と連携し、自転車の安全利用に取り組む事業者の拡大を図りま

す。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、「自転車安全利用モデル企業」に指定し、安全利用管理者に対して講習を実施するとともに、ホームページで公表することにより、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、自転車貸付事業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売・貸出等の機会を捉えた教育は、自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、顧客への説明等により、交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性の周知等を実施するとともに、従業員が顧客に対して正確な情報を説明できるように、従業員に対して自転車の交通ルール・マナー等について教育します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットや顧客向けの交通ルール・マナーのチェック様式の提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

カ 行政による取組

(ア) 自らが自転車を利用する主体としての取組

業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。

東京都は、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。また、区市町村の取組を促進するため、安全利用に関する先進的な事例の紹介や情報提供、区市町村による安全利用計画の策定を促進していきます。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えるとともに、自転車シミュレータ、自転車交通安全教育資機材（「チャーリー巡査の自転車安全教室」）等の各種教育資機材を活用した出前型の交通安全教育の実施、交通安全教育センター等における自転車交通安全教室及びファミリー自転車教室の開催等により、自転車安全利用意識の向上を図ります。また、自転車安全利用指導啓発隊（BEEEMS）やモデルサイクリスト等の活動を通じ、効果的な啓発活動を行います。

(ウ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 一般利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者（以下「一般利用者」といいます。）に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベントや地域の行事等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等を行うとともに、新たな広報媒体やテレビ等のマスメディアも活用し、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

警視庁は、ホームページを通じて自転車交通ルール、自転車交通事故発生状況、自転車交通事故再現映像、「PC・スマホ版けいしちよう自転車安全教室」等の自転車の交通事故防止に関する情報を広く周知し、自転車安全利用意識の向上を図ります。

(イ) 一般利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設や自転車販売店等における安全教室の開催等により、一般利用者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。また、自転車事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、自転車利用時のヘルメットや反射材の着用を促します。

行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促します。

オ スポーツタイプの自転車の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

スポーツタイプの自転車（ロードバイク、クロスバイク等）の利用者に対しては、自転車小売店等が、その特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法、ヘルメット着用の必要性等を具体的に教育します。

また、行政は、自転車イベントや自転車専門誌等を通じ、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、スポーツタイプの自転車利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) スポーツタイプの自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車小売店等と連携した安全教室の開催等により、スポーツタイプの自転車の利用者に対する教育を支援します。

カ レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育を支援します。

キ 外国人の自転車利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する外国人従業者や自転車通勤をする外国人従業者に対しては、事業者が、英語等で、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。

観光等でレンタサイクル、シェアサイクル等を利用する外国人に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、会員申込時や貸出時に、英語等で、自転車に関する交通ルール・マナー等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 外国人の自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、英語その他の外国語を活用した交通安全に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、外国人の自転車利用者に対する教育を支援します。

ク 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベントとの同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

東京都は、自転車シミュレータを活用した交通安全教室の受講者等に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するとともに、交付を受けた者に対して、協賛企業の特典を付与し、安全教室等の受講を促進します。

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が道路交通法に違反する行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場等の整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確保等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保を促進します。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

東京都は、放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

東京都は、効果的な放置自転車対策を推進するため、都心の放置自転車が集中する区等の関係者による会議を開催する等して、情報交換、先進的な取組の紹介等を行います。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び警視庁は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（普通自転車専用通行帯）、車道混在（自転車ナビマー

ク・自転車ナビライン等)、自転車歩行者道における自転車の通行部分の指定等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 自転車通行の整序化

警視庁は、自転車通行の整序化を図り交通事故の削減を進めるため、自転車の通行位置や進行方向を示す自転車ナビマーク、自転車ナビラインを幹線道路に設置する「自転車ナビルート設置計画」及び駅周辺の自転車利用の多い道路に設置する「駅周辺における自転車ネットワーク計画」を推進します。

ウ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、自転車利用者、歩行者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路に入り込む自動車を排除します。

エ 効果的な交通規制の実施

警視庁及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における通行区分を明確にするための路側帯のカラー舗装化、区域を決めて自動車の走行速度を30km/h以下に抑制する“ゾーン30”の整備、交差点における自動車による自転車の巻き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

オ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や警視庁、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び警視庁は、ガイドラインも参考にして、自転車ネットワーク計画の策定・実施に向け、互いに連携・協力するとともに、自転車利用環境を整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場や主要な観光地の周辺7地区において、自転車がより安全に回遊できるよう、国道、都道、区市道等の自転車が走行しやすい空間を連続させ、ネットワーク化を図る自転車推奨ルートを東京2020大会開催までに国や区市等と整備します。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や警視庁を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) ウィンカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメットの着用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、ヘルメット等の着用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等におけるヘルメットの展示、割引販売の実施、自らの率先した利用等により、ヘルメット等の着用を促進します。

行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図ります。

警視庁は、安全教育、各種指導・取締り、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS）の活動を通じ、ヘルメット着用の重要性を啓発します。

(2) 反射材等の利用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して反射材の利用効果をわかりやすく説明するほか、地域のイベントや交通安全教室等で反射材の効果を体験できるツール等を用いた啓発や反射材の配布等を行い、普及を図ります。

(3) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(4) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。なお、同地区・路線において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況を調査し、その結果を安全対策に活用するとともに、ホームページで公開します。また、毎月の交通安全日に、同地区・路線において、「管下一斉自転車指導警告・取締り活動」による集中的かつ重点的な指導警告・取締り活動を行います。

東京都は、警視庁等と連携し、「自転車安全利用指導員（仮称）」による街頭における効果的な啓発・指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年6月から施行された、自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して公安委員会が3か月を超えない範囲で期間を定めて自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。

第7 総括

1 各主体の連携による取組

第6で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関す

る自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けられるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証や宣言証などを発行し、事業者は、その受講証や宣言証などを提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車等の販売価格の割引、施設利用料の割引等を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者に直接経済的利益をもたらすものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることとなります。東京都では、事故の危険性が高い区間等における自転車走行空間の優先的な整備や、東京都自転車安全利用条例の制定などに取り組んできましたが、東京2020大会開催を契機に、より充実した自転車利用環境の整備が求められています。

第6で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京2020大会開催を一つの目標として捉え、自転車に関わる全ての主体が、第6で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に更に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

平成30年4月発行

登録番号(29)63

駅前放置自転車等の現況と対策 平成29年度調査

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部
総合対策部交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所 株式会社モモデザイン
東京都杉並区今川三丁目20番10号
電話 03(5303)2790